

# 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業

## 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

- 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業入札説明書等に関して、平成28年5月17日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

平成28年6月13日

栃木県

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| ■ 入札説明書に関する質問に対する回答    | 1  |
| ■ 業務要求水準書に関する質問に対する回答  | 10 |
| ■ 落札者決定基準に関する質問に対する回答  | 53 |
| ■ 様式集に関する質問に対する回答      | 54 |
| ■ 基本協定書（案）に関する質問に対する回答 | 61 |
| ■ 事業契約書（案）に関する質問に対する回答 | 64 |

■入札説明書に関する質問に対する回答

| No. | タイトル      | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|-----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |           | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 1   | 事業目的      | 1    | 1 | (1) |     | ウ  |      |    |      | H34年に予定している第77回国体は事業運営期間内にあり、この運営費用は運営・維持管理費内に含まれているという認識でよろしいでしょうか。  | 国体開催に伴い、施設の貸し出し、利用調整、必要な協力等の施設を管理する側で必要となる費用はサービス購入費に含まれます。   |
| 2   | 事業範囲      | 2    | 1 | (1) |     |    |      |    |      | 県が行う体育館分館の改築工事は、事業者に参加している企業(構成員・協力企業)が入札参加しても問題ないでしょうか。  | 現時点では、体育館分館の改築工事は予定していません。仮に体育館分館の改築が必要となった場合には県が実施します。<br>なお、業務要求水準書に記載している県が実施を予定している改修工事(空調設備設置工事等)については、貴見のとおりです。   |
| 3   | 体育館分館について | 2    | 1 | (1) |     | エ  | (ウ)  |    |      | 体育館分館が、事業敷地において【既存施設】という位置付けであるならば、建築確認申請にあたって、新体育館及び屋内水泳場は【増築建築物】という扱いであるという理解でよろしいでしょうか。その場合、増築施設の建築確認申請取得のために、既存建築物である体育館分館の耐震診断等調査業務や体育館分館の補強工事設計業務等の法令適合遡及設計業務が必要な場合、それは事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | 体育館分館と新体育館及び屋内水泳場は、建築基準法の解釈において用途上不可分ですので、事業敷地において増築扱いとなります。詳細は所管行政庁にお問い合わせください。<br>また、体育館分館は耐震診断済であり、診断結果は補強不要の診断結果となっています。詳細は「補足資料 体育館分館耐震診断業務報告書」を参照してください。<br>なお、整備にあたり必要となる諸手続き及び業務は、事業範囲に含まれます。 |
| 4   | 自由提案施設    | 2    | 1 | (1) |     | エ  | (オ)  |    |      | 自由提案施設については原則として貴県への金銭の支払いは発生しないものと理解しておりますが、「県の財政負担軽減に寄与する」とはどのような意味合いでしょうか。   | 例えば、自由提案施設の設置により利用者数の増加が見込まれる場合、それに伴う利用料金収入等が増加することで、県が支払うサービス購入費が減少することにより、結果、県の財政負担の軽減に寄与すること等が考えられます。  |
| 5   | 自由提案施設    | 2    | 1 | (1) |     | エ  | (オ)  |    |      | 「本事業の事業計画に過度な影響を与えない範囲」の目安をお示しください。   | 自由提案事業については、事業者にて事業性や事業リスク等を勘案して、自由提案事業の採算悪化等が本事業に影響を与えないよう提案してください。  |
| 6   | 本施設の概要    | 2    | 1 | (1) |     | エ  | (オ)  |    |      | 自由提案施設を設置する場合、設置エリアの指定があるようでしたら教えていただけますか。  | 特にありません。事業者にて提案してください。  |
| 7   | 事業範囲      | 2    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 「県が行う体育館分館の改築又は改修工事は本事業の対象外とする。」とありますが、業務要求水準書の別紙5「県が実施する工事内容」には体育館分館改修工事として「空調設備設置工事及び外部建具改修工事を予定」としか表現されていません。事業期間中に体育館分館の「改築」は実施されないという理解でよろしいでしょうか。   | 現時点では、体育館分館の改築は予定していません。仮に体育館分館の改築が必要となった場合には県が実施します。   |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|--------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |        | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 8   | 事業範囲   | 2    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      |      | 事業範囲に体育館分館の修繕業務があるのですが、県が実施する予定の改修工事内容は現在把握できませんので、その改修工事により新たに設置された設備機器等に係る事業期間中の修繕業務は事業範囲外となる、という理解でよろしいでしょうか。仮に事業範囲内となる場合、見積に必要となりますので、改修工事の工事範囲、詳細な工事内容をお示しいただけますでしょうか。 | 県が実施する体育館分館の改修工事内容については、空調設備設置工事及び外部建具改修工事を予定しておりますが、詳細は平成28年6月から9月を工期とした設計業務委託の中で決定していく予定です。<br>空調設備設置想定仕様：<br>床置き空冷ヒートポンプ式空調機 25kW×8台<br>床置き空冷ヒートポンプ式空調機 10kW×4台<br>有圧扇 3,720m <sup>3</sup> /h×1台<br>また、改修工事により設置された設備等を含めた建物の維持管理業務及び修繕業務が事業範囲に含まれます。       |
| 9   | 業務範囲   | 2    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      |      | 県が行う体育館分館の改築及び改修工事は本事業の対象外とする。とありますが、改築及び改修工事の内容について、事前に提示していただく事は可能ですか？また不可能な場合、本事業との取り扱い箇所又は責任分界点等の詳細について、事前に提示していただく事は可能ですか？   | No.8の質問回答を参照してください。  |
| 10  | 事業範囲   | 2    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      |      | 県が行う体育館分館の改築工事について、具体的な内容(図面等)が必要です。いつ頃提示いただけるでしょうか。  | 現時点では、体育館分館の改築工事は予定していません。仮に体育館分館の改築が必要となった場合には県が実施します。<br>県が実施する体育館分館の改修工事内容については、空調設備設置工事及び外部建具改修工事を予定しておりますが、詳細は平成28年6月から9月を工期とした設計業務委託の中で決定していく予定です。<br>空調設備設置想定仕様：<br>床置き空冷ヒートポンプ式空調機 25kW×8台<br>床置き空冷ヒートポンプ式空調機 10kW×4台<br>有圧扇 3,720m <sup>3</sup> /h×1台 |
| 11  | 地元説明会  | 3    | 1 | (1) |     | キ  | (ア)  | a  |      |      | 地元説明会について、法的なものを以外に想定されている回数をご提示下さい。  | 事業者にて想定してください。   |
| 12  | 備品調達業務 | 3    | 1 | (1) |     | キ  | (ア)  | b  |      |      | 備品調達業務は建設業務となっているため備品調達企業の入札参加資格要件は建設工事に当たるとの解釈で宜しいでしょうか。   | 構成員又は協力企業として参加し、備品等調達・設置業務を行う場合は、2(1)ア(ウ)c(e)又はf(c)の入札参加資格を満たすようにしてください。   |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |        | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |   | (英字)  |
| 13  | 事業範囲   | 3    | 1 | (1) |     | キ  | (ア)  | b  |      | 建設業務に既存外構解体とあります。前回質疑(実施方針No.21)にて「既存建物基礎等は事業者にて撤去等することを想定」とありますが、事業者にて撤去となるのでしょうか。その場合、基礎等が分かる図面等をご提示下さい。また、万一図面等が無く、各社の想定による場合では、提案内容の統一が図れません。入札条件として貴県にて撤去費算出の統一条件をご提示いただき、当該条件と実情が異なっている場合、その際は県の負担としていただけるような、仕立てをお考え頂けないでしょうか。 | 業務要求水準書に記載のとおりとします。事業者にて撤去してください。なお、「別紙3 敷地測量図」及び「別紙6 本敷地既存外構の状況」も参照してください。                       |
| 14  | 開業準備業務 | 3    | 1 | (1) |     | キ  | (ア)  | d  |      | 開業準備業務が設計・建設段階に含まれていますが、サービス購入費の算定及び支払方法等では、開業準備の対価はサービス購入費Bであり、加えて様式集(様式4-2-2)では運営・維持管理費等の予定価格11,777,000,000円に含まれていることから、設計・建設段階の業務範囲ではないと解釈してよいでしょうか。   | 供用開始(平成33年4月1日)からを運営・維持管理段階としていますので、開業準備業務については、その前の段階で発生する業務であり、設計・建設段階にも一部発生する業務であると想定しています。    |
| 15  | 事業範囲   | 4    | 1 | (1) |     | キ  | (イ)  | b  |      | 維持管理業務に、修繕・更新業務とありますが、別添資料2の4(1)アに「事業者は運営開始から10年を経過した時点で大規模修繕の必要な箇所についての長期修繕計画を策定し県に提出」とあり、エにて「事業者は要求水準を満たすよう、事業終了時までに必要な修繕を行う。」とあります。今回の事業範囲としては、事業終了時に要求水準を満たす修繕を行うことで、それ以外の大規模修繕は含まないものと考えてよろしいでしょうか。                              | 業務要求水準書に記載のとおり、修繕・更新業務を実施してください。また、事業期間終了時の要求水準を満たすよう、規模にかかわらず必要な修繕を行ってください。                      |
| 16  | 入札説明書  | 4    | 2 | (1) |     | ア  | (ア)  |    |      | b建設業務・備品等調達・設置業務として構成員及び協力企業として参加を検討していますが、参加資格としては県の「競争入札参加資格(物品)」登録をされていることでよいですか。また参加資格要件に関する書類(様式2-6-〇)には備品等調達実績の記載は必要ないという事でよいですか。   | 前段については、No.12の質問回答を参照してください。後段については、貴見のとおりです。   |
| 17  | 入札参加資格 | 4    | 2 | (1) |     | ア  | (ア)  | b  |      | SPCから直接業務を受託する者は構成員又は協力企業とありますが、資金調達関連業務(融資媒介等)又はSPCの会社事務業務等を請け負う企業は、SPCから直接業務を受託するとしても構成員又は協力企業以外でも良いとの理解で宜しいでしょうか。  | SPCから発注する業務については選定事業者の提案によりませんが、構成員又は協力企業として参加する場合は、入札参加資格要件を満たすようにしてください。なお、No.19の質問回答も参照してください。 |

| No. | タイトル          | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|---------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |               | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 18  | 代表企業について      | 5    | 2 | (1) |     | ア  | (ア)  | c  |      |      | 代表企業に関して他の業務と同じく2社による共同代表が可能であると考えますが、その場合には、下記項目箇所等における代表企業の扱いについては、参加グループの中でそれぞれ任意に定める事ができると考えてよろしいでしょうか。<br>[入札説明書]ー2、入札参加に関する条件(ア)～必要な資格ーCー「必ず代表企業が入札参加手続きを～」, [入札説明書ー10、契約に関する事項(5)SPCの設立ーウー「代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となるもの～」]  | 参加グループの構成員の中から代表企業を1社定めてください。   |
| 19  | 入札参加に関する条件    | 5    | 2 | (1) |     | ア  | (イ)  | f  |      |      | aからeまでに掲げる者以外の者の資格要件が記載されていますが、<br>①要求水準の業務とは別の提案に際して採用する金融機関や各種アドバイザー(保険、デザイン事務所)、弁護士等はこの要件に該当しないものとの理解でよろしいでしょうか。<br>②上記に記載した各種アドバイザーは資格審査企業の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。   | ①と②とも貴見のとおりです。なお、構成員や協力企業として参加する場合には、資格要件を満たすようにしてください。   |
| 20  | 入札参加資格        | 5    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  |    |      |      | ここで必要とされている資格は、構成員又は協力企業の内1社が具備していれば良く、それ以外の者は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。  | 各参加資格要件について確認してください。例えば、設計に当たる者では、(a)(b)(c)は、設計に当たる者は全て満たすようにしてください。(d)に記載の実設計実績については1社が有していればよいものとしています。 |
| 21  | 工事監理に当たる者     | 6    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | b  |      |      | 工事監理に当たる者については、「aの設計に当たる者と同様の要件を満たす者であること」とあります。<br>工事監理業務は、業務要求水準書にて常駐監理を求められているため、国土交通省が公表している『建築工事監理等業務委託の進め方』に従って「第三者監理方式の適用」により、県内設計事務所の活用を検討したいと思います。<br>その場合、公認プールまたは5,000㎡の屋内スポーツ施設の実設計実績のある県内設計事務所は非常に限定されるため、公平性の観点から、上記の実設計実績の条件を緩和頂けないでしょうか。<br>また複数で工事監理に当たる場合は、そのうちの一の者が上記実績を有すれば、実績を有しない県内設計事務所の担当者が常駐することで可としていただけないでしょうか。 | 入札説明書に記載のとおりとします。   |
| 22  | 入札参加資格        | 6    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | c  | (a)  | ii   | 本事業に建築工事に当たる者の協力企業として参加したい場合、配置技術者の従事期間と従事役職は定められていますか。  | 定めていません。  |
| 23  | 建築一式工事の実績について | 6    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | c  | (a)  | iii  | 記載の新築建築物の建築一式工事の実績は、建築工事に当たる者全てに必要でしょうか。   | 構成員や協力企業として参加する場合は、貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル                | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|---------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                     | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 24  | 入札参加資格              | 7    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | c  | (a)  | iv   | 建築工事に当たる者に必要な施工実績として、(i)25m以上の屋内の公認プール施設、とありますが、公認プールとは公益財団法人日本水泳連盟が適格と認め公認した国内基準競泳プールとの考えでよろしいでしょうか。                  | 公認プールとは、公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則に規定するプールを指します。   |
| 25  | 入札参加資格要件            | 7    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | c  | (e)  |      | 建設工事に当たる者として、(a)～(e)までに掲げる者以外の者とは具体的にどのような業種を想定されておられますでしょうか。御教示下さい。   | 2(1)ア(ウ)c(e)は、舗装工事、塗装工事、造園工事等を想定しています。  |
| 26  | (a)から(d)までに掲げる者以外の者 | 7    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | c  | (e)  |      | 要求施設の什器備品の購入またはリース契約だけを行う者につきましても、「建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、入札参加資格を有する」必要がありますでしょうか。「建設工事に係る入札参加資格」以外の入札参加資格では認められないのでしょうか。 | 構成員又は協力企業として参加し、備品等調達・設置業務を行う場合は、2(1)ア(ウ)c(e)又はf(c)の入札参加資格を満たすようにしてください。                                  |
| 27  | 入札参加資格要件            | 8    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | f  |      |      | 本事業における入札参加資格要件として、左記箇所における「aからeまでに掲げる者以外の者」とは具体的にどのような業務に当たる者を想定されておられますでしょうか。御教示下さい。                                 | 備品等調達・設置業務等を想定しています。  |
| 28  | 競争入札参加者資格等          | 8    | 2 | (1) |     | ア  | (ウ)  | f  | (c)  |      | 種目の指定はありますでしょうか。   | 競争入札参加者資格等については、業種分類の指定はありません。  |
| 29  | 入札参加資格の確認等          | 8    | 2 | (1) |     | イ  | (イ)  |    |      |      | 代表企業が参加資格要件を欠くことになった場合には代替企業等の措置は認められず即失格とのことでしょうか？  | 貴見のとおりです。   |
| 30  | 意見交換会の実施            | 11   | 4 | (1) |     | エ  |      |    |      |      | 意見交換会の結果により要求水準書等の変更も考えられるのでしょうか。  | 意見交換会は、県と入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加希望者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として実施するものです。 |
| 31  | 意見交換会の実施            | 12   | 4 | (1) |     | エ  | (ウ)  |    |      |      | グループ申込みの場合でも、入札参加表明時に他のグループとなることは妨げないと解釈して宜しいでしょうか。  | 意見交換会への参加方法は事業者にて判断してください。なお、入札参加表明書等の提出をもって入札参加者が確定するものとしています。   |
| 32  | 意見交換会の実施            | 12   | 4 | (1) |     | エ  | (カ)  |    |      |      | 指定様式以外にパワーポイント等にて追加資料の提出も可能でしょうか。  | 議題の確認等において必要に応じて図面等の追加資料の提出は可能です。   |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |        | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 33  | 入札提出書類 | 14   | 4 | (1) |     | シ  | (イ)  | a  |      |      | <p>a入札書について、「電子入札システムにより「入札書」の情報(入札価格)を記入の上、「入札価格内訳書」の電子データを添付し、提出」とあり、</p> <p>b入札書以外の入札提出書類では、「入札書及び入札価格内訳書を除く・・・」とあります。</p> <p>入札書(様式4-2-1)は電子入札システムに添付と考えてよろしいでしょうか。また委任状についても同様と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>電子入札システムに添付するのは、「入札価格内訳書」(様式4-2-2)の電子データのみとし、「入札書」(様式4-2-1)の情報は電子入札システムの入札金額欄に入力し、電子データは添付しないでください。</p> <p>また、様式4-1-1から様式4-1-6及び様式4-3-1以降の書類は、電子入札システムを利用する場合であっても持参又は郵送により提出してください。</p> <p>なお、「紙入札方式参加承諾願」(様式3-1)によりあらかじめ県の承諾を受けることにより、入札書及び入札価格内訳書についても持参又は郵送により提出することができます。</p> |
| 34  | ヒアリング  | 15   | 4 | (1) |     | ス  |      |    |      |      | <p>ヒアリングは、審査委員からの質問を受ける形でしょうか。あるいは事業者側からのプレゼンテーションの時間もありますでしょうか。</p>  | <p>ヒアリング等の具体的な実施方法については、別途入札参加者に通知します。</p>  |
| 35  | 開札日時   | 15   | 4 | (1) |     | セ  | (ア)  |    |      |      | <p>開札日までに提案書の審査等は終わっているとの理解でよろしいでしょうか。</p>  | <p>貴見のとおりです。</p>  |
| 36  | 著作権    | 16   | 4 | (2) |     | オ  |      |    |      |      | <p>提案書の公表内容については、公表前に事業者へ事前確認をしていただくことは可能でしょうか。</p>   | <p>公表内容については、事前に事業者に確認していただく予定です。</p>   |
| 37  | 入札の中止等 | 16   | 4 | (2) |     | ケ  |      |    |      |      | <p>入札の中止は、どちらの場所に公示されるのか教えていただけますか。</p>   | <p>県ホームページに掲載します。</p>   |
| 38  | 予定価格   | 17   | 5 | (1) |     |    |      |    |      |      | <p>今回運営・維持管理の予定価格はありますが、設計、工事及び工事監理業務の経費は、予定価格の32,360,000,000円を超えなければ上限はないとの解釈でしょうか。</p>  | <p>全体の予定価格32,360,000,000円、運営・維持管理費等の予定価格11,777,000,000円を超えない価格で入札してください。詳細は様式集も参照してください。</p>  |
| 39  | 予定価格   | 17   | 5 | (1) |     |    |      |    |      |      | <p>本事業の債務負担行為限度額333億円(税抜)に対し、予定価格は323.6億円(税抜)となっております。この差額9.4億円についてはどのような用途となっておりますでしょうか。詳細の項目をご教示ください。</p>   | <p>債務負担行為限度額の範囲内において、予定価格を設定したものです。</p>   |
| 40  | 予定価格   | 17   | 5 | (1) |     |    |      |    |      |      | <p>新設・改修を含む設計・工事費用は運営・維持管理費117億8千万円をを差し引いた約205億円という認識でよろしいでしょうか。</p>  | <p>No.38の質問回答を参照してください。</p>   |

| No. | タイトル           | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 41  | 予定価格           | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | 割賦金利の区分について、サービス購入費の算定及び支払方法等では、サービス購入費A(設計・建設の対価)に区分されていますが、予定価格上は(2)運営・維持管理費等の予定価格:11,777,000,000円に含まれると解釈して構わないでしょうか。         | 貴見のとおりです。詳細は様式集も参照してください。                              |
| 42  | 予定価格           | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | 「設計業務、建設業務及び工事監理業務に要する経費」とは、各業務に必要な費用のみのことであり、建設期間中の建替え金利や初期投資費用の割賦金利、或いは施設整備期間中のSPC運営費などは含まないのでしょうか。                            | 貴見のとおりです。詳細は様式集も参照してください。                              |
| 43  | 運営・維持管理費等の予定価格 | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | 備品等調達・設置業務は(2)運営・維持管理費等の予定価格に含まれるのでしょうか。別添資料1のP1の表では、サービス購入費Aに含まれております。  | 備品等調達・設置業務に要する経費は運営・維持管理費等の予定価格に含まれます。詳細は様式集も参照してください。 |
| 44  | 運営・維持管理費等の予定価格 | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | 運営・維持管理費等の予定価格には、施設整備費の割賦金利、SPC運営費等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。詳細は様式集も参照してください。                              |
| 45  | 運営・維持管理費等の予定価格 | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | (2)に示された11,777,000,000円の内容は、必ずしも別添資料1のサービス購入費B,C,Dと整合しておらず、B,C,Dに備品等調達・設置業務費を足したものであるということなのでしょうか？                               | No.43の質問回答を参照してください。                                   |
| 46  | 予定価格           | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | 運営維持管理等の予定価格が記載されていますが、※に(1)の総額から差し引く項目がありますが、(2)の金額には、通常のPFIの割賦金利、施設整備期間中のSPCの運営経費や保険、建中金利等は(2)運営維持管理等の予定価格に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。詳細は様式集も参照してください。                              |
| 47  | 予定価格           | 17   | 5 | (2) |     |    |      |    |      |      | 「運営・維持管理等の予定価格」の中に、設計・建設の対価の割賦元本に対する「割賦金利」が含まれるという理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。詳細は様式集も参照してください。                              |
| 48  | 落札者決定結果の公表     | 18   | 7 | (4) |     |    |      |    |      |      | 「・・・落札者の決定について公表する。」とありますが、どこで公表されるの教えていただけますか。  | 県のホームページ等で公表する予定です。                                    |
| 49  | 施設構成           | 19   | 8 | (2) |     |    |      |    |      |      | 延床面積の上限や下限について教えてください。   | No.50の質問回答を参照してください。                                   |

| No. | タイトル            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 50  | 延床面積            | 19   | 8 | (2) |     |    |      |    |      |      | 延床面積合計36,000㎡程度とすることの記載がありますが、平成27年11月19日「実施方針に関する質問への回答、No.146」のとおり、36,000㎡以上で上限の規定はないと解釈してよいでしょうか。     | 36,000㎡以上とし、上限の規定は業務要求水準書P10に記載のとおり、40,000㎡以下としてください。   |
| 51  | 施設構成            | 19   | 8 | (2) |     |    |      |    |      |      | 延床面積36,000㎡程度に関して、上限下限の設定が有るのでしたらそれをお示ください。もしくは貴県における予算算定の際の設定延床面積をお示ください。                               | No.50の質問回答を参照してください。  |
| 52  | 業務の委託           | 19   | 8 | (4) |     |    |      |    |      |      | 事業者の資金調達、決算業務等について第三者への委託を検討していますが、ただし書きに記載がある「県の承諾」とはどのような手続きが必要でしょうか。                                  | 書面により県の承諾を得るようにしてください。  |
| 53  | 事業者の収入          | 20   | 9 | (1) |     |    |      |    | ア    |      | 設計・建設の対価について、別添資料1の3(1)アにて交付金事業相当額50億とありますが、これが変動した場合でも同様の支払額、支払条件でサービス購入費をお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。       | 設計・建設の対価のうち、サービス購入費A-1については、別添資料1のとおり交付金事業相当額として固定額(50億円(税抜き))を出来高に応じて支払う予定です。                                      |
| 54  | 開業準備の対価         | 20   | 9 | (1) |     |    |      |    | イ    |      | 開業準備費用は、別添資料2のモニタリングの項で、5月末までに報告とあるが、その後モニタリングを受けてからの支払いになると、いつごろの支払いは想定されているかご教示下さい。                    | 県による業務報告書の確認後、事業者は請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払いを行います。  |
| 55  | 事業者の収入          | 20   | 9 | (1) |     |    |      |    | エ    |      | 光熱水費の対価について、第1期運営・維持管理期間は、事業者が稼働率や利用状況を想定しづらいため、「選定事業者の提案金額」ではなく「実費払い」に変更頂けませんでしょうか。                     | 入札説明書に記載のとおりとします。   |
| 56  | 自由提案事業により得られる収入 | 21   | 9 | (2) |     |    |      |    | オ    |      | 価格設定は、年間・団体など自由に決められるのでしょうか。市場価格でよろしいですか。価格上限の条件等があるようでしたら教えていただけますか。                                    | 業務要求水準書にも記載のとおり、自由提案事業の実施に伴う料金の設定は事業者の提案に委ねますが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、また、一般の民間スポーツ施設と比較して高額な料金とならないように配慮してください。 |
| 57  | 事業者の収入          | 21   | 9 | (2) |     |    |      |    |      |      | (2)利用者から得る収入の中で、ア利用者から得る利用料金収入(第2期運営・維持期間)とありますが、イ～オに記載されている収入は、第1期運営・維持管理期間においても事業者収入となるとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。   |

| No. | タイトル                      | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|---------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                           | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 58  | 県と事業者の責任分担                | 21   | 9  | (5) |     | イ  |      |    |      |      | 予想されるリスクと責任分担において、「県と事業者の責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり」とありますが、事業契約書(案)において、対象の箇所が欠落していると思われま<br>す。実施方針の別紙1にあるリスク分担表(案)は追加で公表される予定がありますでしょうか。   | 事業契約書(案)に記載のとおりです。   |
| 59  | SPCの設立                    | 22   | 10 | (5) |     | イ  |      |    |      |      | SPC資本金の最低限の額について、「本事業を安定的に実施するのに十分な額・・・」とありますが、資本金の最低額の基準があるようでしたら教えていただけますか。  | 事業者にて必要と考える資本金の額を提案してください。   |
| 60  | 契約手続き                     | 22   | 10 | (1) |     | ウ  |      |    |      |      | 仮契約は、当該契約に関する議案だけでなく、指定管理者の指定に関する議案についても、県議会の議決を経ないと本契約とならないのでしょうか。<br>また平成29年2月の定例議会の時点では、本施設は設計業務も正式には着手できていないと思いますが、そのような時期でも「指定管理者の指定に関する議案」を県議会に付議し、議決を経ることができるものと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。  |
| 61  | 契約手続き                     | 22   | 10 | (1) |     | エ  |      |    |      |      | 事業契約を締結しない場合があるとのことですが、参加資格要件を満たさなくなった事由によって変わると思いますが、原則は締結するとのことでよろしいでしょうか？また、この場合でも参加資格要件を満たさなくなった企業の代替企業の申請が可能であるとのことでよろしいでしょうか。  | 落札者決定後に、仮に参加資格要件を満たさなくなったときには、事業契約を締結しない可能性があることをあらかじめ応募者に対して示しているものです。御指摘のとおり参加資格要件を満たさなくなった事由にもよるものとも考えます。 |
| 62  | SPCの設立                    | 23   | 10 | (5) |     | エ  |      |    |      |      | 構成員以外の出資者の役割はどのような想定をされているのでしょうか。<br>また優先株主という位置づけでしょうか。   | 出資者やその役割等も含めて事業者にて提案してください。  |
| 63  | SPCの設立                    | 23   | 10 | (5) |     | エ  |      |    |      |      | 「構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能である」ということは、協力企業が、構成員になれるということで理解してよろしいでしょうか。   | 入札説明書P4 2(1)ア(ア)bを参照してください。  |
| 64  | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 | 23   | 11 | (1) |     |    |      |    |      |      | 本件に関して事業所税は、どのような取り扱いになりますでしょうか。   | 事業者にて確認してください。   |

■業務要求水準書に関する質問に対する回答

| No. | タイトル     | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |          | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 1   | 性能規定     | 1    | 3 |     |     |    |      |    |      |      | 要求水準として具体的な特記仕様のある内容についても、性能・機能等一定の基準を遵守したうえで応募者にて積極的に創意工夫を凝らした結果、要求水準と異なる提案内容となったとしても、そのことのみをもってただちに失格とはならないと解釈してよろしいでしょうか。また、その上で仮に事業者に選定された場合、事業契約第19条により、業務要求水準書を変更いただけたらと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準として具体的な特記仕様規定されているものは要求水準に基づき提案してください。   |
| 2   | 設計業務     | 1    | 4 | (1) | ①   |    |      |    |      |      | 国庫補助申請補助等の各種申請・許認可取得に関する業務について、予定されている国庫補助金の種別や、具体的な業務内容をお示しいただけますでしょうか。<br>(例：国庫補助金の種別ごとに図面を色分けし、積算数量、工事費内訳を分けるなど)   | 国庫補助としては、国土交通省による社会資本整備総合交付金を想定しています。なお、業務としては、交付金交付申請、実績報告等における事業費積算資料(設計書、平面図等)の県への提出や県作成資料の内容確認などを想定しています。                        |
| 3   | 建設業務     | 1    | 4 | (1) | ②   |    |      |    |      |      | 国庫補助申請補助等の各種申請・許認可取得に関する業務について、予定されている国庫補助金の種別や、具体的な業務内容をお示しいただけますでしょうか。<br>(例：国庫補助金の種別ごとに図面を色分けし、積算数量、工事費内訳を分けるなど)   | No.2の質問回答を参照してください。  |
| 4   | 遵守すべき法令等 | 3    | 6 |     |     |    |      |    |      |      | 仕様書等について「最新版」とありますが、公告時点の最新版と考えてよろしいでしょうか。<br>金額変更を伴う基準改訂も考えられるため、ご指定をお願い致します。  | 業務実施時の最新版を適用するようにしてください。   |
| 5   | 各種基準・指針等 | 5    | 6 | (3) |     |    |      |    |      |      | 各種基準・指針等に記載の基準は要求水準書の一部という扱いになるのでしょうか。<br>例えば「B.LEAGUEホームアリーナ検査要綱」の記載がありますが、「参考資料」として添付されており、要求水準書なのか、判断が難しいものがあります。  | 「アリーナ標準(一般社団法人アリーナスポーツ協議会)」、「Bリーグクラブライセンス交付規則(Bリーグ)」、「B.LEAGUEホームアリーナ検査要項(Bリーグ)」は参考資料です。このうち要求水準としている内容については、業務要求水準書(別紙を含む)に記載しています。 |
| 6   | 各種基準・指針等 | 5    | 6 | (3) |     |    |      |    |      |      | 記載された各種基準・指針等の中で、グレードや仕様を選択できる様な基準・指針等があります。<br>遵守しなければならないものと、参考とするものの区別があればご提示下さい。<br>また、グレードや仕様を選択できる様な内容について、ご指定をお願い致します。<br>Ex.JIS照度基準の運動競技の区分(I～Ⅲ)、B.LEAGUEホームアリーナ検査要綱の●、★、★★★など      | No.5の質問回答を参照してください。  |

| No. | タイトル     | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|----------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |          | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 7   | 各種基準・指針等 | 6    | 6  | (3) |     |    |      |    |      |      | アリーナスポーツ協会発行のアリーナ標準についてはあくまでも参考であり、該当書に記載されている機能配置等を守る必要はなく、提案者による提案で良いとのことによろしいでしょうか。   | No.5の質問回答を参照してください。  |
| 8   | 統括責任者の配置 | 6    | 7  |     |     |    |      |    |      |      | 統括責任者を総括責任者と別に定める場合、総括責任者に求められる「体育館及びプールの管理運営に関する豊富な経験を有し、施設全体の管理運営能力を備える者」と「本施設の閉館時間中は常に配置できるものとする」との2点について、統括責任者には求めておられない、と解釈してよいでしょうか。 | 貴見のとおりです。  |
| 9   | 統括責任者の配置 | 6    | 7  |     |     |    |      |    |      |      | 統括責任者について、施設整備期間と運営・維持管理期間のそれぞれにおいて、別の者が担当することは可能でしょうか。  | 原則として、統括責任者は期間の区分によらず同じ者を配置するようにしてください。                                |
| 10  | 統括責任者の配置 | 6    | 7  |     |     |    |      |    |      |      | 統括責任者に関しては施設整備期間中と供用開始後の期間で異なっても可とのことによろしいでしょうか。   | 原則として、統括責任者は期間の区分によらず同じ者を配置するようにしてください。                                |
| 11  | 統括責任者の配置 | 6    | 7  |     |     |    |      |    |      |      | ここで記載のある統括責任者とはSPCの代表企業でなければならないという理解で宜しいでしょうか？SPCの業務全体を担う企業であればそのように理解するのが自然なのですが。  | 貴見のとおりです。  |
| 12  | 統括責任者の配置 | 6    | 7  |     |     |    |      |    |      |      | 統括責任者を配置するとの記載がありますが、①現地に常駐させる必要はあるのでしょうか。②選任、専任のどちらを想定されていますでしょうか。  | ①現地に常駐させる必要はありません。<br>②専任を求めているものではありません。                              |
| 13  | 県との調整    | 7    | 8  |     |     |    |      |    |      |      | 協議会、部会に出席される貴県の部署、担当役職等をご教示ください。   | 現時点では未定です。   |
| 14  | 要求水準の変更  | 7    | 9  | (1) |     |    |      |    |      |      | 県の事由により要求水準を変更する場合がありますが、現状で想定されている事由があればご教示下さい。   | 現時点では特に想定している事由はありません。   |
| 15  | 基本的な考え方  | 7    | 10 | (1) |     |    |      |    |      |      | 「施設の全てが～引き継げるようにすること」とありますが、事業者が把握しないもしくは事前に県と協議した性能劣化は対象外との理解で宜しいでしょうか。   | 業務要求水準書に記載しているとおり、性能及び機能を満足する限りにおいて経年による劣化を許容するとしており、御質問の件は対象外とはなりません。 |

| No. | タイトル           | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答 |     |  |  |  |  |
|-----|----------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|----|-----|--|--|--|--|
|     |                | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |    | ローマ |  |  |  |  |
| 16  | 具体的手順          | 7    | 10 | (2) |     |    |      |    |      |      | エ  |     |  |  | 事業終了後30年間の長期修繕計画を再度立案するとの記載がありますが、提案書提出時には事業終了後の30年間の長期修繕計画の提出は必要ないものとの理解でよろしいでしょうか。   | 落札者決定基準P7の評価項目「修繕・更新業務」の評価の視点にも記載のあるとおり、本施設の50年分の長期修繕計画について提案してください。   |
| 17  | 事業期間終了時の要求水準   | 7    | 10 | (2) |     |    |      |    |      |      |    | エ   |  |  | 「…第4 2(1)①に示した業務計画…」とあるが、どこの資料を指しているのか不明なので教えていただけますか。   | 業務要求水準書P48 第4 2(1)①に記載の業務計画書のことです。   |
| 18  | 総合スポーツゾーンの基本方針 | 9    | 1  | (1) |     |    |      |    |      |      |    |     |  |  | (1)総合スポーツゾーンの基本方針の最下段に「県民の命を守る防災拠点としての施設整備を目指す。」との記載がありますが、①防災拠点として必要な諸室(防災倉庫等)の記載がありません。現状でお考えの諸室(必要面積)があればご教示ください。②また、防災無線、防災備蓄品や特別な備品等を事業者側での整備の有無をご教示ください。 | 総合スポーツゾーンの基本方針は、ゾーン全体における基本方針であり、総合運動公園は県内都市公園のひとつとして、栃木県地域防災計画において広域災害対策活動拠点に位置付けられています。備蓄倉庫は北エリアに整備予定である新スタジアム内に整備する計画としています。ただし、災害時において施設利用者等の防災安全性を確保する観点からの事業者提案を妨げるものではありません。<br>①特段ありません。<br>②特段ありません。<br>なお、No.54、No.56の質問回答も参照してください。 |
| 19  | 用途地域           | 9    | 2  | (1) | ②   |    |      |    |      |      |    |     |  |  | 「競技場その他の運動施設に付帯するものに限る。」とありますが、コンビニエンスストア等の物販店も含まれると理解して宜しいでしょうか。  | 物販店の規模にもよりますが、用途地域上は設置可能です。なお、都市公園法上の許可も必要になりますので、公園利用者の便益施設としての位置付けが必要です。   |
| 20  | 敷地概要           | 9    | 2  | (1) | ②   |    |      |    |      |      |    |     |  |  | 宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例の適用で敷地面積が約6.7haとありますが、本施設は既存体育館分館に対する増築で、既存体育館は建築基準法的に現在の法基準に適合しているとの理解で宜しいでしょうか。  | 体育館分館と新体育館及び屋内水泳場は、建築基準法の解釈において用途上不可分ですので、事業敷地において増築扱いとなります。詳細は所管行政庁にお問い合わせください。また、体育館分館は耐震診断済であり、診断結果は補強不要の診断結果となっています。詳細は「補足資料 体育館分館耐震診断業務報告書」を参照してください。なお、整備にあたり必要となる諸手続き及び業務は、事業範囲に含まれます。  |
| 21  | 施設整備に係る基本条件    | 10   | 2  | (1) | ⑧   |    |      |    |      |      |    |     |  |  | 法定建ぺい率に影響してくる為、既存施設(体育館分館)の改築・改修工事は県が行うが建築面積の変更があるようであれば教えていただけますか。  | 建築面積の変更はありません。   |
| 22  | 法定建ぺい率         | 10   | 2  | (1) | ⑧   |    |      |    |      |      |    |     |  |  | 自由提案施設に建築面積がある場合、それも含めて「38,000㎡以下」とするものと考えてよいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル      | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |           | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 23  | 法定容積率     | 10   | 2 | (1) | ⑨   |    |      |    |      |      | 自由提案施設に延床面積がある場合、それも含めて「40,000㎡を超えない」とするものと考えてよいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 24  | 高さ規制      | 10   | 2 | (1) | ⑩   |    |      |    |      |      | 高さを決定づける重要な項目であるため、事前に滑走路の位置寸法と敷地測量図を結びつけるCADデータをいただけないでしょうか。   | 別紙2のCADデータを個別提供します。希望する場合は、HP記載のとおり電子メールにより請求してください。ただし、当該資料は航空写真に基づき作成した資料であり、航空法による高さ制限に用いる値は「参考1 航空法の制限表面について」により確認してください。 |
| 25  | 地盤等の状況    | 10   | 2 | (2) |     |    |      |    |      |      | 本敷地内にて、事前調査では確認出来なかった地中支障物があった場合、その撤去・処分費についての負担の考え方をご教示願います。   | 事業契約書(案)第17条に基づき対応します。  |
| 26  | 地中障害      | 10   | 2 | (2) |     |    |      |    |      |      | 事前調査で確認できなかった、地中障害物等が発生した場合の撤去及び処分費は別途工事と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。  | No.25の質問回答を参照してください。  |
| 27  | 地盤等の状況    | 10   | 2 | (2) |     |    |      |    |      |      | 「本敷地の地盤等の状況については、「別紙4 本敷地周辺の土質調査結果」を参考とし、正式な地盤調査については事業開始後に事業者が実施すること。」とありますが、事業契約案第17条から、別紙4と事業者が実施した地盤調査の結果に相違が生じた場合のリスク負担は貴県と考えてよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)第17条に基づき対応します。  |
| 28  | 地盤等の状況    | 10   | 2 | (2) |     |    |      |    |      |      | 敷地内地盤の透水性試験の結果がありましたら、いただけないでしょうか。  | ありません。  |
| 29  | 地盤等の状況    | 10   | 2 | (2) |     |    |      |    |      |      | 正式な地盤調査によって提案時の状況との相違により費用の増額等が発生した場合には貴県の負担でよろしいでしょうか。   | 事業契約書(案)第17条に基づき対応します。  |
| 30  | 埋蔵文化財     | 11   | 2 | (3) |     |    |      |    |      |      | 前回質疑にて埋蔵文化財等の建設障害が本敷地内に発見された場合の取扱いについては入札公告時に示します、との回答がありましたが、協議との記載となっております。万が一工期や工事費に変更がでた場合には貴県にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。                   | 事業契約書(案)第17条に基づき対応します。  |
| 31  | 敷地地歴・土壌調査 | 11   | 2 | (4) |     |    |      |    |      |      | 「市から疑義が有った場合、対応すること」とありますが、万が一対応内容によって事業費或いは工期に影響が出る場合は、貴県の負担と考えて宜しいのでしょうか。   | 事業契約書(案)第17条に基づき対応します。  |

| No. | タイトル      | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |           | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 32  | 敷地地歴・土壌調査 | 11   | 2 | (4) |     |    |      |    |      |      | 「土壌汚染調査を行った結果、県としては土壌汚染がないと判断した。」とありますが、現況GLから何メートルの深さまで調査したのでしょうか。   | 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質による汚染の有無を判定するために実施した土壌汚染概況調査(平面的な範囲の確認)では、土壌汚染は認められなかったことから、鉛直方向の調査は実施していません。                             |
| 33  | 解体工事      | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 県警機動センターの建屋解体(基礎含む)及び外構解体は別途工事と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。  | 「別紙5 県が実施する工事内容」P4に記載のとおりです。   |
| 34  | 既存建物等の状況  | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 別紙5において、事業者は体育館分館について改修を行わないとなっています。今回建物の建築確認申請は既存体育館分館の増築扱いになると想定されますが、別棟のため既存遡及工事が発生しないと考えてよろしいでしょうか。                                       | No.20の質問回答を参照してください。   |
| 35  | 既存建物等の状況  | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 本敷地内の建築物及び外構・工作物等の解体範囲及びスケジュール等については、「別紙5 県が実施する工事内容」による、とありますが、「別紙6 本敷地既存外構の状況」の中に既存フェンスとありますが、これも事業者での撤去となるのでしょうか。その場合、基礎等内容の分かるものをご提示ください。 | 前段については、「別紙6 本敷地既存外構の状況」欄外に記載のとおり、迂回用仮設道路整備予定エリアを除いて事業者により撤去してください。<br>後段については、幅200mm×高さ800mm(うち埋設部分450mm)の布基礎として提案してください。 |
| 36  | 既存建物等の状況  | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 県が実施する工事内容について、敷地西側の市道拡幅工事は県による実施と考えてよろしいでしょうか？   | 貴見のとおりです。  |
| 37  | 既存建物等の状況  | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 貴県と事業者との協議により当該工事に係る仮設物等(工事車両用通路等)を事業者にて無償で引き継ぐことも可能でしょうか？その場合、事業者にて引き継がないことになった場合には現状復旧の上で本件敷地を事業者に引き渡していただけるとの理解でよろしいでしょうか。                 | 「別紙5 県が実施する工事内容」P2の※2に記載のとおりです。  |
| 38  | 解体工事      | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 以下の工事を県の工事と考えてよろしいでしょうか。<br><br>県警機動センターの上屋・基礎・杭等及び外構まで撤去解体し整地、築山の雑物、インフラ、地下埋設物の撤去  | 「別紙5 県が実施する工事内容」P4に記載のとおりです。   |
| 39  | 解体工事      | 11   | 2 | (5) |     |    |      |    |      |      | 県施工の解体工事以外の場内存置物(仮設通路施工エリア以外)は本事業者で全て撤去でしょうか。その場合撤去すべきインフラ、地中埋設物をお示しください。   | 事業者提案において支障となるものを適宜撤去してください。   |

| No. | タイトル        | 該当箇所 |   |     |        |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-------------|------|---|-----|--------|----|------|----|------|------|---|---|
|     |             | 頁    | 数 | (数) | (数)    | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 40  | 電力引込み       | 11   | 2 | (6) | ①      |    |      |    |      |      | 特高引込みの場合は協議するとありますが、プロポーザル時点で協議することは可能でしょうか。その他、法規制について確認が必要な事項について、確認方法をご教示下さい。<br>(各グループで協議して良いか、担当部局を通しての確認など) | 協議は可能です。<br>連絡先：<br>東京電力パワーグリッド株式会社<br>栃木総支社 お客様サービスグループ 栃木カスタマーセンター<br>電話：0120-995-112<br>なお、お問い合わせの際は、「総合スポーツゾーン整備に関すること」である旨を必ず伝えてください。  |
| 41  | 各種インフラの整備状況 | 11   | 2 | (6) |        |    |      |    |      |      | 敷地内に井戸があれば、その場所・吐水量・水質をご教示ください。   | 井戸はありません。   |
| 42  | 電気          | 11   | 2 | (6) | ①      |    |      |    |      |      | 受電に際しては、東京電力栃木支社と協議を要する。とありますが、栃木県として事前協議した経緯はありますか？また、事前協議に関する資料を提示していただく事は可能ですか？                                | 事前協議は実施していません。<br>なお、No.40の質問回答も参照してください。   |
| 43  | 上下水道        | 11   | 2 | (6) | ③<br>④ |    |      |    |      |      | 宇都宮市上下水道局への確認は提案時点で行っても良いでしょうか。その場合に、市が事前確認等を受け付けなかった時には貴県にて改めて条件設定がなされるとのことでよろしいでしょうか。                           | 宇都宮市上下水道局に適宜協議してください。<br>連絡先：<br>宇都宮市上下水道局下水道管理課計画グループ<br>電話：028-633-3374<br>なお、お問い合わせの際は、「総合スポーツゾーン整備に関すること」である旨を必ず伝えてください。  |
| 44  | 敷地の概要(下水道)  | 12   | 2 | (6) | ④      |    |      |    |      |      | 平成28年以降、新たに本管敷設工事が着工予定とありますが、予定年月は決まっているのでしょうか。また、提案時点では敷設されることを前提で提案することよろしいでしょうか。                               | 前段については、平成28、29年度に敷設予定であることを宇都宮市上下水道局に確認しています。<br>後段については、貴見のとおりです。ただし、下水道への接続はサービス管が基本です。本管接続の可否については、宇都宮市上下水道局下水道管理課計画グループに協議の上、提案してください。<br>業務要求水準書P12を修正しましたので御確認ください。<br>なお、No.43の質問回答も参照してください。 |
| 45  | 雨水          | 12   | 2 | (6) | ⑤      |    |      |    |      |      | 敷地外の雨水排水接続先が分かる資料がありません。側溝・配管等が分かる資料があれば開示していただけないでしょうか。  | 側溝・配管等に関する資料はありません。なお、雨水排水処理については、No.43及びNo.127の質問回答も参照してください。  |
| 46  | 通信          | 12   | 2 | (6) | ⑥      |    |      |    |      |      | 事業者の負担となるのは通信事業者との契約に係る費用のみであり、貴県で通信利用する場合があった際の通信費については貴県の負担との理解でよろしいでしょうか。                                      | 本施設での本県職員の常駐による執務及び通信利用は想定していません。ただし、本施設において本県職員が立ち寄り、電話を利用した場合等の通信料は事業者負担とします。   |

| No. | タイトル                    | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                         | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 47  | 本施設の概要<br>施設構成<br>屋内水泳場 | 13   | 3 | (1) |     |    |      |    |      |      | 「日本水泳連盟プール公認の取得が可能な施設とする」とありますが、日本水泳連盟様が発行されている「公認プール施設要領」における施設の種別(「国際基準プール」「国内プール・AA」等)について本施設でのご想定をご教示ください。                  | 国内一般プール・AAとします。   |
| 48  | 本施設の概要                  | 13   | 3 | (1) |     |    |      |    |      |      | 延床面積合計36,000㎡程度とすることとの記載がありますが、平成27年11月19日「業務要求水準書(案)」に関する質問への回答、No.65のとおり、36,000㎡以上で上限の規定はないと解釈してよいでしょうか。                      | 36,000㎡以上とし、上限の規定は業務要求水準書P10に記載のとおり、40,000㎡以下としてください。   |
| 49  | 階数・高さ                   | 13   | 3 | (3) |     |    |      |    |      |      | 「周辺環境への圧迫感の低減・・・」とありますが、圧迫感を与えるものについて定量化されているようでしたら教えていただけますか。  | 定量化された規定はありません。   |
| 50  | 施設計画に関する要求水準            | 13   | 4 | (1) | ①   | ア  |      |    |      |      | 「総合スポーツゾーン全体構想に…合致した施設計画を行うこと。」とありますが、北エリア・中央エリアの具体的構想の最新案(建物、外構計画等)があれば開示していただけませんか。   | 今後ホームページで公開されるもの等を参照してください。   |
| 51  | 環境負荷低減                  | 14   | 4 | (1) | ②   | ア  |      |    |      |      | 再生可能エネルギーの積極的な活用を図ること。とありますが、収益性のある再生可能エネルギーの導入は可能ですか？  | 再生可能エネルギーの活用は自家消費することを前提としており、販売により直接収益を得る事業は原則不可とします。  |
| 52  | 長寿命について                 | 14   | 4 | (1) | ②   | イ  |      |    |      |      | 「100年間の使用を想定し、・・・」という記載がありますが、耐久性について特に考慮すべき仕様があればご教示ください。  | 事業者提案によります。   |
| 53  | 環境負荷低減                  | 14   | 4 | (1) | ②   | ア  |      |    |      |      | 省エネルギー・環境負荷低減・ライフサイクルコスト低減提案を示すための各原単位、各エネルギー単価は、各事業者による設定でよいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 54  | 防災性について                 | 14   | 4 | (1) | ③   |    |      |    |      |      | 「大規模災害発生直後には災害対策に係る要員による救護・救援活動等の拠点となる」とありますが、非常用発電機の燃料について、連続して施設を稼働させる時間はどの位想定すれば宜しいでしょうか。また、非常用発電機の燃料費は県が負担するという認識で宜しいでしょうか。 | 前段については、本施設では法的に必要な非常用発電機の整備以上は求めていません。<br>後段については、事業者負担になります。<br>なお、No.18、No.56の質問回答も参照してください。 |

| No. | タイトル              | 該当箇所 |   |     |   |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------------------|------|---|-----|---|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                   | 頁    | 数 | (数) | ③ | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 55  | 防災性               | 14   | 4 | (1) | ③ |    |      |    |      |      | 「救援物資の輸送・集積地点や災害対策に係る要員の集結・活動拠点になる」との記載がありますが、その際、本施設での行政側の業務実施想定人数をご教示ください。                | 災害の種類、規模等により異なります。   |
| 56  | 防災性               | 14   | 4 | (1) | ③ |    |      |    |      |      | 栃木県地域防災計画「広域災害対策活動拠点」の施設基準等ございましたらご指示ください。  | 本施設においては、広域災害対策活動拠点の位置付けに伴う特別な施設整備は必要ありません。<br>なお、No.18、No.54の質問回答も参照してください。   |
| 57  | ユニバーサルデザイン・バリアフリー | 16   | 4 | (1) | ⑤ | イ  |      |    |      |      | 「サイン計画の詳細については、事業者決定後協議を行う」とのことですが、事業費の増額を伴う変更を想定する必要はありますでしょうか。                            | 施設配置、動線計画を踏まえたサインの設置場所を計画し、「別紙14 総合スポーツゾーンに係るサイン計画について」で示した程度の仕様でサイン施設を費用計上すれば、増額にならないと想定しています。案内図やフォント、色調等については事業者決定後協議することとなります。 |
| 58  | ユニバーサルデザイン・バリアフリー | 16   | 4 | (1) | ⑤ | イ  |      |    |      |      | サイン計画等については貴県と協議の上で提案時に想定した仕様、費用から変更があった場合には貴県の負担とのことでしょうか。もしくは提案した費用で対応可能な範囲での協議とのことでしょうか。 | No.57の質問回答を参照してください。   |
| 59  | 音環境               | 16   | 4 | (1) | ⑤ | ウ  |      |    |      |      | 「遮音、吸音に配慮した室内環境とすること」とありますが、スポーツの大会以外に想定されている興業等はあるでしょうか。                                   | 展示会、販売会等のイベントを想定しています。   |
| 60  | 音環境               | 16   | 4 | (1) | ⑤ | ウ  |      |    |      |      | 室内で発する音や周辺環境に与える音の件は記載されていますが、飛行場などの外からの音の影響による室内環境に関しては基準がないのでしょうか。                        | 外からの音についても、遮音・吸音に配慮し、明瞭度の高い室内音環境を実現してください。   |
| 61  | 音環境               | 16   | 4 | (1) | ⑤ | ウ  |      |    |      |      | 音環境に関して、航空騒音も含めて貴県としての仕様数値はないとのことでしょうか。   | No.60の質問回答を参照してください。   |
| 62  | 施設計画に関する要求水準      | 16   | 4 | (1) | ⑤ | オ  |      |    |      |      | 空調及び換気設備により発生する気流が室内での競技等に影響を与えないこと。と記載されておりますが、等とは競技以外で何かあればご教示願います。                       | 展示会、販売会等のイベントを想定しています。   |

| No. | タイトル  | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |       | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 63  | 振動    | 17   | 4 | (1) | ⑤   | ク  |      |    |      |      | 連続振動や衝撃振動、床衝撃音に配慮するように記載されていますが、振動や床衝撃音についてのクライテリア(基準値)をお示しいただけますでしょうか。                | 遮音等級 Dr-45、床衝撃音等級 L-45程度で見込んでください。                    |
| 64  | 振動    | 17   | 4 | (1) | ⑤   | ク  |      |    |      |      | 日本建築学会「建築物の振動に関する居住性能評価指針」による検討とする場合、具体的な要求数値がありましたら、お教えください。                          | No.63の質問回答を参照してください。                                  |
| 65  | 全体配置  | 17   | 4 | (2) | ①   |    |      |    |      |      | 「各々独立性」とありますが、「新体育館」、「屋内水泳場」、「トレーニング室・多目的スタジオ」の3つの機能を対象としているのでしょうか？                    | 貴見のとおりです。   |
| 66  | 車両出入口 | 18   | 4 | (2) | ①   | イ  |      |    |      |      | 「路線バス用出入口」と「来館者車両の副出入口」は別々に設ける必要がありますでしょうか。両方を1ヶ所にまとめて計画することは可能でしょうか。                  | 不可とします。   |
| 67  | 車両出入口 | 18   | 4 | (2) | ①   | イ  |      |    |      |      | 「来館者車両の副出入口」とは別紙8に示す「来館者車両の副出口(出口のみ)」と考えればよろしいでしょうか。                                   | 貴見のとおりです。   |
| 68  | 車両出入口 | 18   | 4 | (2) | ①   | イ  |      |    |      |      | 「来館者車両の副出入口」を設ける場合は、「路線バス用出入口」の北側の位置に設けることとありますが、別紙8では、南側に図示されております。どちらを正とすべきかご教示ください。 | 路線バス用出入口は、来館者車両の副出口を設ける場合には、来館者車両の副出口より北側の位置に設けてください。 |
| 69  | 車両出入口 | 18   | 4 | (2) | ①   | イ  |      |    |      |      | 従業員・サービス用車両専用出入口の設置は行わず来館者車両の出入り口との兼用が可能とのことよろしいでしょうか。                                 | 可能としますが、来館者車両や路線バスの運用に支障のない計画としてください。                 |
| 70  | 車両出入口 | 18   | 4 | (2) | ①   | イ  |      |    |      |      | 「来館者車両の副出入口」とありますが、「別紙8 本敷地への車両出入口のイメージ」では「副出口」と記載あります。「副出口」という理解でよろしいでしょうか。           | 貴見のとおりです。   |

| No. | タイトル                   | 該当箇所 |   |     |   |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|------------------------|------|---|-----|---|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                        | 頁    | 数 | (数) | ③ | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 71  | 車両出入口                  | 18   | 4 | (2) | ① | イ  |      |    |      |      | 「路線バス用出入口」を敷地西側に1か所設けることとありますが、「出口と入り口をそれぞれ1か所ずつ設ける」という考え方もよろしいでしょうか。<br>(両方で1か所となると、敷地内に広い転回スペースが必要となります。)   | 可能としますが、路線バス用出入口両方とも、来館者車両の副出口より北側に設置してください。  |
| 72  | B.LEAGUEホームアリーナ検査要綱    | 18   | 4 | (2) | ③ |    |      |    |      |      | 参考3 B.LEAGUEホームアリーナ検査要綱の基準要件は、要求水準となりますでしょうか。仮にその場合、●、★、★★★★のいずれを満たせばよろしいでしょうか。   | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」はあくまで参考資料としての扱いであり、本施設として必要な内容はすべて業務要求水準書(添付資料含む)にて記載しています。 |
| 73  | 新体育館                   | 18   | 4 | (2) | ③ | ア  |      |    |      |      | アリーナの用途は、あくまでも運動場で、展示会・販売会等の利用はないものと考えてよろしいでしょうか。   | No.59の質問回答を参照してください。  |
| 74  | 諸室計画                   | 18   | 4 | (2) | ③ |    |      |    |      |      | 「事業者決定後速やかに県及び関係団体と協議すること」とありますが、事業者が本要求水準書に沿った計画である場合において、なお協議により設計変更等が必要になった場合は、事業費(ファイナンス関連およびそれに伴う弁護士等諸費用を含む)および工期の変更リスクは貴県が負って頂けるという理解で宜しいでしょうか？ | 事業契約書(案)第18条に基づき対応します。  |
| 75  | 新体育館について               | 19   | 4 | (2) | ③ | ア  |      |    |      |      | メインアリーナでの大会開催時にもサブアリーナで県民の一般利用が可能とすることとありますが、サブアリーナでの大会開催時に、メインアリーナを県民が一般利用することも想定されていますでしょうか？  | 貴見のとおりです。   |
| 76  | メインアリーナ                | 19   | 4 | (2) | ③ | ア  | (ア)  |    |      |      | テレビ放映に配慮した照度基準を確保することとありますが、競技により照度基準がことなるため、具体的な対象競技を提示していただくことは可能ですか？または、設計照度を提示していただくことは可能ですか？   | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」に適合した照度基準を満たしてください。   |
| 77  | テレビ放送に配慮した照度基準を確保すること。 | 19   | 4 | (2) | ⑤ | ア  | (ア)  |    |      |      | 具体的な照度をご指示願います。   | No.76の質問回答を参照してください。  |
| 78  | メインアリーナ                | 19   | 4 | (2) | ③ | ア  | (ア)  |    |      |      | 「テレビ放映に配慮した照度基準」とありますが、各競技によって照度基準が違うと思います。参考3に記載されているBリーグの1400ルクスを基準と考えてよろしいのでしょうか。  | No.76の質問回答を参照してください。  |

| No. | タイトル             | 該当箇所 |   |     |   |   |     |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|------------------|------|---|-----|---|---|-----|----|------|------|--|---|
|     |                  | 頁    | 数 | (数) | ③ | ア | (ア) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 79  | メインアリーナ          | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (ア) |    |      |      | 「防球ネットは天井収納式の電動間仕切とする。」とありますが、「別紙9-3」に示された「天井収納式の電動間仕切」と同一のものと理解して宜しいでしょうか。                                  | 貴見のとおりです。   |
| 80  | メインアリーナ          | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (ア) |    |      |      | 観客席5,000席とありますが、貴賓席、車いす席、メディア関連エリア、ブロードキャスター関連エリアの席数を含んだ席数と考えて宜しいでしょうか。                                      | 貴賓席は、5,000席の内数とし、車いす席、メディア関連エリア、ブロードキャスター関連エリアは外数とします。  |
| 81  | 照度基準について         | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (ア) |    |      |      | 「テレビ放送に配慮した照度基準」とありますが、具体的数値は参考2に記載のある1400ルクスと考えてよろしいでしょうか？  | No.76の質問回答を参照してください。  |
| 82  | メインアリーナ          | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (ア) |    |      |      | 「アリーナに2000席程度の段上の可動席を配置」とありますが、別紙9-1では2000席以上となっております。程度と以上、どちらの表現が正でしょうか。また程度の場合は上限下限の考え方をご教示下さい。           | 前段については、2,000席程度を正とします。なお、「別紙9-1 必要諸室及び仕様」を修正しましたので、御確認ください。後段については、下限は1,800席以上とし、固定席と可動席の合計で5,000席以上としてください。 |
| 83  | メインアリーナ          | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (ア) |    |      |      | ジョギングコースは観客席通路と兼用することは可能でしょうか？   | 貴見のとおりです。   |
| 84  | メインアリーナ<br>別紙9-1 | 19   | 4 | 2   | ③ | ア | (ア) |    |      |      | 「別紙9-1 必要諸室及び仕様」のメインアリーナ観客席内運営エリアに一人当たりのテーブルスペース等の記載がありますが、何人分を想定すればよろしいでしょうか。                               | 類似施設等から適宜見込んでください。<br>なお、No.266、No.267の質問回答も参照してください。   |
| 85  | サブアリーナ           | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (イ) |    |      |      | 「観客席は、固定席で」となっているが、別紙9-1の必要諸室及び仕様では「個席の固定席・可動席の別は事業者提案による」となっていますがどちらが正しいでしょうか。                              | 固定席を正とします。なお、「別紙9-1 必要諸室及び仕様」を修正しましたので、御確認ください。   |
| 86  | サブアリーナ           | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (イ) |    |      |      | 観客席について、「固定席で300席以上」とありますが、「別紙9-1 必要諸室及び仕様」では、固定席、可動席の別は事業者提案とあります。固定席数・可動席の数は別紙9-1を正と考え、事業者提案と考えてよろしいでしょうか？ | No.85の質問回答を参照してください。  |
| 87  | サブアリーナ           | 19   | 4 | (2) | ③ | ア | (イ) |    |      |      | 「防球ネットは天井収納式の電動間仕切とする。」とありますが、「別紙9-3」に示された「天井収納式の電動間仕切」と同一のものと理解して宜しいでしょうか。                                  | 貴見のとおりです。   |

| No. | タイトル            | 該当箇所 |   |     |     |    |            |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-----------------|------|---|-----|-----|----|------------|----|------|------|---|--|
|     |                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ)       | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 88  | サブアリーナ<br>別紙9-1 | 19   | 4 | (2) | ③   | ア  | (イ)        |    |      |      | 観覧スペースについて、「観客席とは別に観覧スペースを設置」とあり、「別紙9-1 必要諸室及び仕様」では、立ち見で観覧できる幅2.5m以上の観覧スペース、と記載あります。前回質疑回答より、車いす観覧を想定したのでしょうか、また何人分を想定したのでしょうか。 | 前段については、車いすの観戦も想定した立ち見で観覧できるスペースを想定しています。<br>後段については、「別紙9-1 必要諸室及び仕様」P2に記載のとおりです。                  |
| 89  | 体育館大会運<br>営関連諸室 | 19   | 4 | (2) | ③   | ア  | (ウ)        |    |      |      | アリーナおよびサブアリーナにおける映像操作室は不要という理解で宜しいでしょうか？  | 「別紙9-1 必要諸室及び仕様」に記載のとおり、プロスポーツ等の大規模大会開催時等には、メインアリーナ放送室を大型映像装置調整室とすることを想定しています。                     |
| 90  | 屋内水泳場           | 20   | 4 | (2) | ③   | イ  |            |    |      |      | 大型映像装置を配置すること。とありますが、別紙10什器備品リストには記載がありません。本事業での提案及び配置となりますか？   | 大型映像装置は本事業の範囲内です。  |
| 91  | 大型映像装置          | 20   | 4 | (2) | ③   | イ  |            |    |      |      | 大型映像装置の概略の仕様をご提示ください。   | 「別紙9-1 必要諸室及び仕様」P3、屋内水泳場の共通事項欄に記載の大型映像装置に関する内容を御確認ください。また、表示内容はカラー動画、リプレイ再生、DVD・BD再生、文字表示を想定しています。 |
| 92  | 屋内水泳場           | 20   | 4 | (2) | ③   | イ  |            |    |      |      | 大型映像装置のスペックをお示しくしませんか。(例)カラー動画、リプレー映像など要求される機能をお示ください。加えて、本質問については、回答期限日に限らずできる限り早期にご回答いただきたくお願い申し上げます。                         | No.91の質問回答を参照してください。   |
| 93  | 屋内水泳場           | 20   | 4 | (2) | ③   | イ  | (ア)<br>(イ) |    |      |      | 50mプール・25mプールの双方に「身体障害者や高齢者等の入水に配慮した階段等」という記載がありますが、これはレーンに横付けする計画でも可能という事でしょうか？  | 「別紙9-1 必要諸室及び仕様」P3、屋内水泳場の共通事項欄に記載のとおり、身体障害者や高齢者等の階段等の設備は、移動可能な備品対応としてください。                         |
| 94  | 50mプール          | 20   | 4 | (2) | ③   | イ  | (ア)        |    |      |      | 50mプールの長辺が50.02mの御指示がありますので、タッチ板はスタート側及びターン側の両面に設置するため10レーン×2枚=20枚を事業者側で用意すると理解して宜しいでしょうか。                                      | 貴見のとおりです。  |
| 95  | 50mプール          | 20   | 4 | (2) | ③   | イ  | (ア)        |    |      |      | 50mプールを2分割した一方の公称25m国内基準競泳プール(10レーン)のタッチ板は50mプールのものを兼用できるものと理解して宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル        | 該当箇所 |   |     |   |   |     |         | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------------|------|---|-----|---|---|-----|---------|------|---|--|
|     |             | 頁    | 数 | (数) | ③ | イ | (イ) | 英字 (英字) |      |   | ローマ  |
| 96  | 25mプール      | 20   | 4 | (2) | ③ | イ | (イ) |         |      | 25mプールのプール長が25.02mの御指示がありますので、タッチ板はスタート側及びターン側の両面に設置するため8レーン×2=16枚を事業者側で用意するということで宜しいでしょうか。また、50mプールとの兼用は可能でしょうか。 | 前段については、事業者側で用意する必要はありません。後段については、兼用は可能です。     |
| 97  | プール大会運営関連諸室 | 21   | 4 | (2) | ③ | イ | (オ) |         |      | 審査委員室は不要と理解して宜しいでしょうか。  | 業務要求水準書本文及び「別紙9-1 必要諸室及び仕様」に記載した諸室を整備してください。   |
| 98  | 審判用控室       | 21   |   |     |   | ウ | (ア) | c       |      | シャワールーム及び便所を他室と兼用しても宜しいでしょうか。   | 不可とします。  |
| 99  | プール競技関係諸室   | 21   |   |     |   |   | (カ) |         |      | 温浴槽(ジャグジー)の御指示はありますが、採暖室は不要と理解して宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                      |
| 100 | その他         | 22   | 4 | (2) | ③ | ウ | (ア) | d       |      | 「一般利用者のロッカーを一定数確保できるような措置を講じること」とありますが、一定数の具体的な基準はありますでしょうか。  | 提案によりますが、トレーニング室やプーラー一般利用者を想定しています。            |
| 101 | 便所          | 23   | 4 | (2) | ③ | ウ | (キ) | b       |      | 女子便所の各ブースに擬音装置を設ける事とは、全ての女子便所に設置するという事によろしいのでしょうか。  | 貴見のとおりです。                                      |
| 102 | 便所          | 23   | 4 | (2) | ③ | ウ | (キ) |         |      | 入場待ちの観客が利用できる便所を設置とのことですが、その他の公園利用者用の屋外便所は不要と考えて宜しいでしょうか。   | 開館時間内は、施設利用者及び公園利用者が自由に利用できる便所を設けてください。        |
| 103 | 便所          | 23   | 4 | (2) | ③ | ウ | (キ) | b       |      | 他エリアとの統一性又はバランスを考慮し、トイレメーカーの指定があるようでしたら教えてください。   | 指定はありません。                                      |
| 104 | 便所諸室計画      | 23   | 8 | (2) | ③ | ウ | (キ) | b       |      | 女子便所の各ブースには擬音装置を設けることとありますが、男子便所には擬音装置を設けることは不要であるとのことによろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                      |
| 105 | 建築計画便所      | 23   | 8 | (2) | ③ | ウ | (キ) | b       |      | 和式便所の利用者にも配慮した計画とは、和式便所を何箇所設けなければいけないかの規定はあるのでしょうか。ご教示願います。   | 「別紙9-1 必要諸室及び仕様」の便所の項に記載のとおり、館内に男女各1つずつ設置とします。 |

| No. | タイトル  | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |       | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 106 | 耐震安全性 | 23   | 4 | (3) | ①   |    |      |    |      |      | 風荷重、積雪荷重の設定については、建築基準法で定められている数値と考えてよろしいでしょうか。  | 建築基準法で定められた数値を基に、事業者提案によります。   |
| 107 | 耐震安全性 | 23   | 4 | (3) | ①   |    |      |    |      |      | 建築設備の耐震クラス:乙類と記載がありますが、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に記載の乙類(学校などの施設)の分類に応じた設備機能とすることでよろしいでしょうか。   | 業務要求水準書に記載のとおりです。  |
| 108 | 耐震安全性 | 23   | 4 | (3) | ①   |    |      |    |      |      | 構造体安全性の分類がⅡ類と記載がありますが、「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」平成18年版p.69に記載の機能維持性に関しても分類Ⅱ(学校などの施設)とすることでよろしいでしょうか。   | 業務要求水準書に記載のとおりです。  |
| 109 | 構造計画  | 23   | 4 | (3) | ①   |    |      |    |      |      | 耐震安全性の他、耐風性能(構造体、非構造部材、建築設備)についての分類をご提示下さい。   | 構造体、非構造部材、建築設備ともⅡ類で見込んでください。   |
| 110 | 耐久性能  | 23   | 4 | (3) | ②   |    |      |    |      |      | 「コンクリートの耐久設計基準強度は24N/mm <sup>2</sup> 以上とすること」という記載がありますが、JASS5の記載によると、100年間の計画供用期間の級は長期とし、コンクリートの耐久設計基準強度は30N/mm <sup>2</sup> とされています。どちらを正とするかご教示ください。 | 業務要求水準書P23に記載のとおり、24N/mm <sup>2</sup> 以上を正としますが、それ以上の強度については、事業者提案によります。 |
| 111 | 設備計画  | 24   | 4 | (4) |     |    |      |    |      |      | 本件計画施設はBTOにより県の所有となりますが、事業者によりESP等、設備部分をリースするような手法は不可であると理解して宜しいでしょうか？  | 貴見のとおりです。  |
| 112 | 電灯設備  | 24   | 4 | (4) | ①   | イ  |      |    |      |      | 事務室で管理できる照明対象室の各室とは、会議室や貴賓室等の居室と考えてよろしいでしょうか。(器具庫や機械室等の非居室は除く)  | 貴見のとおりです。  |
| 113 | 動力設備  | 24   | 4 | (4) | ①   | ウ  |      |    |      |      | 『動力制御盤は原則として機械室内に設置すること』との記載がありますが、外部に設置する空調室外機等の動力制御盤は屋外設置としてもよろしいでしょうか。   | 良好な管理が可能であれば屋外設置も可とします。  |
| 114 | 電気設備  | 24   | 4 | (4) | ①   |    |      |    |      |      | 電気設備のメーカー指定があるようでしたら教えてください。  | 指定はありません。  |

| No. | タイトル      | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |           | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 115 | 構内情報通信網設備 | 25   | 4 | (4) | ①   | キ  |      |    |      |      | 原則として有線LANとありますが、無線LANは不可という事でしょうか？                                      | 管理・運営で使用する回線については、原則有線LANとします。ただし、利用者への情報提供などは、事業者決定後、協議の上無線LANとすることも可とします。                                   |
| 116 | 構内情報通信網設備 | 25   | 4 | (4) | ①   | キ  |      |    |      |      | 情報通信網設備の使用目的、系統分け、外部接続の有無をお教えてください。                                      | 施設予約システム及び「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」に記載のあるメディア関連エリア、ブロードキャスター関連エリアでの使用を想定しています。系統分けは提案によるものとします。なお、外部接続は必要です。 |
| 117 | 設備計画      | 25   | 4 | (4) | ①   | キ  |      |    |      |      | 有線LANのカテゴリー、ハブ、ルーター等で指定があるようであれば教えていただけますか。                              | 指定はありません。   |
| 118 | 外構計画      | 27   | 4 | (5) |     |    |      |    |      |      | 業務要求水準書(案) 修正案(平成27年11月19日)にあった屋外便所を設ける必要は無くなったと理解してもよろしいでしょうか。          | No.102の質問回答を参照してください。   |
| 119 | 臨時バス運行    | 27   | 4 | (5) | ①   |    |      |    |      |      | 臨時バスの乗降スペースは路線バス乗降スペースと兼用は可能でしょうか。                                       | 業務要求水準書P28 4 (5) ③に記載のとおり、路線バスの運行を妨げない範囲で可能です。  |
| 120 | 駐車場計画     | 27   | 4 | (5) | ①   |    |      |    |      |      | 想定する、身体障害者用駐車スペースの台数をご提示下さい。   | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)第7条により、駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の台数を想定しています。            |
| 121 | 駐車場計画     | 27   | 4 | (5) | ①   |    |      |    |      |      | 路線バスロータリーの設置のみで、その他のバスの駐車場は必要ありませんか。また、一般車両の駐車スペースと併用で設置することは可ですか。       | バス駐車場は、南第二駐車場(現在の大駐車場)に集約することとし、東エリアへは乗降するロータリーの設置のみを想定していますが、一般車両の駐車スペースと併用で設置する提案を妨げるものではありません。             |
| 122 | 駐車場計画     | 27   | 4 | (5) | ①   |    |      |    |      |      | 一般利用者と別に必要台数確保とありますが、想定必要台数または想定従業員数を教えていただけないでしょうか。                     | 事業者提案によります。   |
| 123 | 駐車場計画     | 27   | 4 | (5) | ①   |    |      |    |      |      | 原動機付自転車及び自動二輪車は「適宜」とありますが、最低台数の指定は無いという理解で宜しいでしょうか？有るのであれば最低台数をお教えてください。 | 事業者提案によります。   |

| No. | タイトル         | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|--------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |              | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 124 | 駐車場          | 28   | 4 | (5) | ②   |    |      |    |      |      | VIP、プロスポーツチーム関係者、メディア関係者用の駐車スペースは従業員用の駐車スペースと明確に区分する必要がありますでしょうか。また、それぞれ想定している台数があればご教示ください。   | 事業者提案によります。   |
| 125 | 車路、機器等搬入スペース | 28   | 4 | (5) | ②   |    |      |    |      |      | VIP、プロスポーツチーム、メディアの各関係者の駐車場としてそれぞれ何台程度を想定されていますか。  | 事業者提案によります。   |
| 126 | バスロータリー      | 28   | 4 | (5) | ③   |    |      |    |      |      | 「バスロータリー(停留所)を敷地内に設けること」とありますが、以下の点につきまして確認させて頂けますでしょうか。<br>①バスの運行時間(敷地内に出入する時間)は何時から何時までと想定すればよろしいでしょうか。<br>②「路線バス用出入口」にはゲートを設ける必要はありますでしょうか。<br>③ゲートを設ける場合、バスの運行時間に合わせてゲートを開閉するのは、路線バス運行事業者でなく、事業者の業務範囲となりますでしょうか。<br>④敷地内外灯は、バスの運行時間に合わせて閉館後も残置点灯させる必要はありますでしょうか。 | ①隣接するバス路線は現在午前6時台から午後9時台まで運行しています。今後の運行状況は未定です。<br>②東エリアの開館時間によらず、路線バスの出入りは可能としてください。<br>③貴見のとおりです。<br>④業務要求水準書P28⑥に記載のとおりです。                                   |
| 127 | 雨水抑制量        | 28   | 4 | (5) | ⑤   |    |      |    |      |      | 本施設整備により増量した分の雨水に対して、流出抑制することとの記載がありますが、「増量」の算定は、建替前・後の流出係数の比較によればよいでしょうか。また、増量以外の雨水は直接放流流と考えてよろしいでしょうか。   | 前段については、貴見のとおりです。「栃木県開発許可事務の手引」により算定してください。<br>後段については、No.43の質問回答を参照してください。   |
| 128 | 舗装構成         | 28   | 4 | (5) | ⑧   |    |      |    |      |      | 「CBR試験の結果が1.1で設計CBRを3.0とする」とあります。路盤を厚くする等、CBR1.1に対応した舗装構成とすることも可能ですが、CBR値が3.0以上になるように路床の改良を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 129 | 地下通路         | 28   | 4 | (5) | ⑨   |    |      |    |      |      | 踊り場の配置基準について、バリアフリー法の誘導基準や「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」の傾斜路の規定では15mごとに必要となります。基準適用外と考えてよろしいでしょうか。  | 地下通路は縦断勾配を5%以下に抑えており、位置付けは移動等円滑化園路となります。県としては傾斜路ではないと判断していますが、より利便性を高めるため、踊り場を設置する計画としています。そのため、地下通路以外で5%を超える園路(通路)を設ける場合には、所定の規定により踊り場を設ける等、基準に適合するよう計画してください。 |
| 130 | 管理施設計画       | 28   | 4 | (5) | ⑪   |    |      |    |      |      | 敷地境界の柵・植樹帯・土塁等については、立入防止機能の必要性がある箇所に設置するものとし、全周に設置する必要は無いと考えて宜しいでしょうか。   | 出入口以外は、柵・植樹帯・土塁等のいずれかを設けてください。  |

| No. | タイトル                          | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|-------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                               | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 131 | 東第一駐車場からの地下通路に続く本敷地への地上出入口の整備 | 28   | 4 | (5) | ⑨   |    |      |    |      |      | スロープ構造とした場合、雨水については接続する地下通路に流入するものと考えてよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。スロープ外の雨水が入りこまないよう防止策を講じてください。   |
| 132 | バスロータリー                       | 28   | 4 | (5) | ③   |    |      |    |      |      | 「ロータリーの位置及び形状等については、事業者決定後路線バス運行会社と協議する。」とありますが、万が一工期や工事費に変更がでた場合には貴県にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)第18条により協議します。  |
| 133 | 舗装構成                          | 28   | 4 | (5) | ⑧   |    |      |    |      |      | 東第2駐車場とは本件敷地に設置する駐車場のことでよろしいでしょうか。管理車両併用園路とはどこにどのような目的で設置するものでしょうか。                            | 前段については、貴見のとおりです。後段については、専ら歩道として利用するのではなく、管理車両の通行が想定される園路を指します。  |
| 134 | 地下通路                          | 28   | 4 | (5) | ⑨   |    |      |    |      |      | 地下通路と本事業範囲は地下通路面で区分され湧水等についてはそれぞれで処理し、また両工事の接点となる部分の止水処理は協議の上納まりを検討し施工と考えてよろしいでしょうか。           | 貴見のとおりです。  |
| 135 | 外構計画                          | 29   | 4 | (5) | ⑨   |    |      |    |      |      | 地下通路の計画書は、いつ提供して頂けるのでしょうか。   | 事業者決定後、協議の上提供します。  |
| 136 | 管理施設計画                        | 29   | 4 | (5) | ⑫   |    |      |    |      |      | 当初屋外トイレの設置があったと思われませんが、今回は記載されていないのは不要という解釈でよろしいでしょうか。   | No.102の質問回答を参照してください。  |
| 137 | 管理施設計画                        | 29   | 4 | (5) | ⑫   |    |      |    |      |      | 屋外トイレに関する記載が削除されておりますが、当該屋外トイレは不要という理解で宜しいでしょうか？   | No.102の質問回答を参照してください。  |
| 138 | 建設工事業務                        | 30   | 5 | (1) | ②   |    |      |    |      |      | 歩道敷設工事とは市道拡幅に伴い本件敷地内に事業者にて歩道を設置することでしょうか。事業者にて歩道を設置する場合にはどのような仕様でしょうか。                         | 前段については、事業者提案による敷地内の歩車分離のための歩道敷設工事は事業範囲内です。なお、市道拡幅に伴う市道の歩道整備は「別紙5 県が実施する工事内容」に記載の工程で県が実施します。後段については、敷地内歩道の仕様は事業者提案によります。 |
| 139 | 電波障害調査                        | 30   | 5 | (2) | ①   |    |      |    |      |      | 電波障害調査は机上検討調査と考えてよろしいでしょうか。  | 机上及び現地における受信状況調査を実施してください。   |

| No. | タイトル           | 該当箇所 |   |            |        |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|----------------|------|---|------------|--------|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                | 頁    | 数 | (数)        | (数)    | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 140 | 地盤調査           | 30   | 5 | (2)        | ①      |    |      |    |      |      | 地盤調査の詳細内容は、設計上必要と思われるものを設計企業で想定すればよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 141 | 電波障害対策工事について   | 30   | 5 | (1)<br>(2) | ②<br>① |    |      |    |      |      | 電波障害対策については事前調査費及び対策工事費を想定として入札価格に含むものと考え、実施時との差異が発生した場合、差異については精算するものと考えてよろしいでしょうか。  | 前段については、貴見のとおりです。<br>後段については、精算は行いません。<br>なお、No.139の質問回答も参照してください。 |
| 142 | 基本設計図書         | 31   | 5 | (2)        |        | ア  | (ア)  |    |      |      | 「電子納品運用ガイドライン(案)及び営繕工事電子納品マニュアルに従い、電子データを県に提出」とありますが、基本設計図書((ア)～(ウ))の全ての資料が対象と理解して宜しいでしょうか。また、図面データはSXF(SFC)の指示がありますが、文書(構造計算、積算資料を含む)データのデータ形式はPDF、各オリジナルデータは任意のソフトとの理解して宜しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。  |
| 143 | 実施設計図書         | 32   | 5 | (2)        |        | ア  | (ア)  |    |      |      | 「電子納品運用ガイドライン(案)及び営繕工事電子納品マニュアルに従い、電子データを県に提出」とありますが、実施設計図書((ア)～(キ))の全ての資料が対象と理解して宜しいでしょうか。また、図面データはSXF(SFC)の指示がありますが、文書(構造計算、積算資料を含む)データのデータ形式はPDF、各オリジナルデータは任意のソフトと理解して宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 144 | 各種申請           | 35   | 5 | (2)        | ③      |    |      |    |      |      | 建築確認申請及び構造計算適合性判定は指定確認検査機関で宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 145 | 設計体制づくりと責任者の配置 | 35   | 5 | (2)        | ④      | エ  |      |    |      |      | ここに記載のある統括責任者とは、P6の7に示された者と同じということでしょうか？  | 貴見のとおりです。  |
| 146 | 施工計画書等の提出      | 36   | 5 | (3)        |        | ア  | (イ)  |    |      |      | 建設業務責任者を配置し県に届け出るとありますが、その中で「工事責任者としての経験等、設計に携わる者の実績・経歴を示す書面を添付」とありますが、「施工に携わる者」との理解でよろしいでしょうか？   | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル        | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答 |   |  |
|-----|-------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|----|---|--|
|     |             | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |    | (英字)  | ローマ  |
| 147 | 発生土         | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 記載されている指定期間中に、発生土の受入が可能な県施工区域について、本敷地からの距離及び受入可能数量をご提示願います。   | 発生土の受入については、北エリア又は東第一駐車場を想定しています。<br>距離については、時期により利用できる搬入ルートが異なるため、お示しできません。<br>受入可能数量については、指定した期間における発生土は、原則、全量受入として見込んでください。可能な限り、残土量の圧縮に努めてください。<br>また、仮置きが必要な場合は、原則、東エリア内で対応してください。<br>なお、No.149、No.152の質問回答も参照してください。 |
| 148 | 工事関係車両      | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 【別紙8】工事用車両の主動線にて、国道121号線から本敷地へのルートは東西園路を通ることとなっておりますが、市道480号線側からの国道121号線への通行は不可ということなのでしょうか。                      | 貴見のとおりです。  |
| 149 | 発生土         | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 搬出運搬距離を御指示下さい。  | No.147、No.152の質問回答を参照してください。   |
| 150 | 現場研修会       | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 「現場研修会」とは見学会のようなものでしょうか。あるいは現場で一定期間研修生を受け入れる必要がありますでしょうか。頻度・規模と併せてお示しください。  | 県や関係団体の職員を対象とした施設見学会を想定していません。頻度・規模については未定です。  |
| 151 | 工事施工における留意点 | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 「体育館分館の運営に支障がないよう、十分に対応を行うこと」とありますが、体育館分館は工事期間中、運営を継続するものと想定すればよろしいでしょうか。また工事期間中、体育館分館の運営に必要な敷地範囲をお示しいただけますでしょうか。 | 前段については、貴見のとおりです。<br>後段については、原則、今回追加公表する「別紙8 本敷地への車両出入口のイメージ」P3に記載する範囲としますが、外構工事等において当該敷地範囲内に入る必要がある場合には、別途協議とします。   |
| 152 | 発生土         | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 発生土について<br>・掘削土量がすべて受け入れられると考えてよろしいのでしょうか。<br>・県区域に直接持ち込めるのでしょうか。<br>・工程に合わない場合、搬入の仮置き場所をご提示いただけるのでしょうか。          | No.147、No.152の質問回答を参照してください。   |
| 153 | 工事施工における留意点 | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 工事関係車両の進入退出について、本敷地南側とは別紙8に記載の来館者用主出入口でしょうか？工事期間中には西側にも工事車両出入口を設けられないとの事でしょうか。                                    | 前段については、今回追加公表する「別紙8 本敷地への車両出入口のイメージ」P3を参照してください。<br>後段については、貴見のとおりです。   |
| 154 | 建設期間中業務     | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |    | 工事施工における留意点において、「万が一、周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において処理すること」とありますが、事業者の責による場合についての考えでよろしいでしょうか。                         | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル        | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |             | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 155 | 工事関係車両      | 37   | 5 | (3) |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 工事関係車両の入場ルートがスポーツゾーン中央エリア東西園路・中央園路となりますが、イベント等で入場制限の必要となる事がありますか。ある場合は年間何日を想定したらよろしいでしょうか。また車両通行に際し東西園路での誘導員の増員はイベント側と考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、イベント等で東西園路、中央園路について通行制限が行われる場合があります。なお、原則、土日は工事車両は通行禁止となります。後段については、貴見のとおりです。 |
| 156 | 工事施工における留意点 | 37   | 5 | (3) | —   | イ  | (ア)  | —  | —    | —    | 事業者の責任において処理が必要となる「周辺地域への悪影響」につきまして範囲や対象となる事項等を具体的に御教示頂きますでしょうか。  | 業務要求水準書P37 5 (3) イ (ア)に記載のあるとおり、工事中の「汚損」や、「水枯れ」等を想定しています。                             |
| 157 | 工事監理業務      | 38   | 5 | (3) |     | イ  | (イ)  |    |      |      | 各業務区分ごとに統括責任者の下に業務責任者を配置することが求められておりますが、工事監理業務については業務責任者の規定がありません。工事監理者をして、業務責任者とするという理解でよろしいでしょうか。                                 | 貴見のとおりです。   |
| 158 | 竣工後業務       | 38   | 5 | (3) |     | ウ  | (ア)  | a  |      |      | シックハウス対策の検査において、室内濃度測定箇所数等の想定がありましたら、ご教示下さい。  | 居室全室を想定しています。   |
| 159 | シックハウス対策の検査 | 38   | 5 | 3   |     | ウ  | (ア)  | a  |      |      | T-VOCは対象外と理解して宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 160 | 備品の設置       | 39   | 5 | (3) |     | ウ  | (ウ)  |    |      |      | 「別紙 10什器備品リスト」に示してある什器備品は必ず設置しなければならない備品であり、示していない什器備品は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 161 | 備品の設置       | 39   | 5 | (3) |     | ウ  | (ウ)  |    |      |      | 自由提案施設において必要な什器備品は事業者の所有物とすることと記載がありますがリースでもよろしいのでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 162 | 備品の設置       | 39   | 5 | (3) |     | ウ  | (ウ)  |    |      |      | リース契約で什器備品を調達する場合、リース契約する全期間分のリース代金を初期投資費として建設業務費に計上すればよろしいでしょうか。   | 什器備品調達・設置に係る費用については、別添資料1のP1に記載のとおり、サービス購入費A(備品等調達・設置業務に要する費用)として計上してください。            |

| No. | タイトル        | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|-------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |             | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 163 | 備品の設置       | 39   | 5 | (3) |     | ウ  | (ウ)  |    |      |      | ①備品をリース契約にて設置した場合には必要費用はサービス対価Cに含めるとのことでしょうか。<br>②什器備品をリース契約にて設置した場合の所有者はSPCより直接業務を受託する企業でよろしいでしょうか。<br>③什器備品については一部をリース契約、その他のものを購入としてもよろしいでしょうか。 | ①サービス購入費Aに含めてください。なお、No.162の質問回答も参照してください。<br>②御質問の方法も可とします。なお、リース契約で調達した什器備品は県に無償譲渡することとして計画してください。<br>③事業者提案によります。 |
| 164 | 開業準備業務計画の作成 | 41   | 1 | (3) | ①   |    |      |    |      |      | 開業準備業務計画書の提出時期が基本設計に着手する前とありますが、このタイミングでは具体的な提案をするには早すぎると思われますが調整をしていただくことは可能でしょうか。  | 「開業準備業務計画」は開業準備業務着手前に提出してください。なお、遅くとも平成31年度末までに提出してください。   |
| 165 | 開業準備業務計画の作成 | 41   | 1 | (3) | ①   |    |      |    |      |      | 開業準備業務計画書を作成し県に提出とあり、提出時期については本施設の基本設計に着手する前とあります。この時点では不明な点も多くあると思われ、早すぎるのではないのでしょうか。   | No.164の質問回答を参照してください。  |
| 166 | 予約システム整備業務  | 42   | 2 | (1) |     |    |      |    |      |      | 他施設のシステムと連動を考慮する必要はありますでしょうか。  | 予約システムは本施設のために新たに整備するもので、現時点では県の他の施設とのリンクを貼ることを想定しており、他の施設のシステムとの連動までを考慮する必要はありません。                                  |
| 167 | 予約システム整備業務  | 42   | 2 | (1) |     |    |      |    |      |      | ホームページ上で予約等ができる施設予約システムを整備し、とありますが、ホームページの作成は事業者の義務であるということでしょうか。  | 業務要求水準書に記載のとおり、事業者の業務として実施してください。  |
| 168 | 予約システム整備業務  | 42   | 2 | (1) |     |    |      |    |      |      | 予約システムは既存の県施設との連携は必要なく、本施設のみでのシステムとの理解でよろしいでしょうか。  | No.166の質問回答を参照してください。  |
| 169 | 事前広報活動      | 42   | 2 | (2) | ①   |    |      |    |      |      | 開業の6か月前より早い時期に施設の広報・宣伝活動を行っても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 170 | パンフレット      | 42   | 2 | (2) | ①   |    |      |    |      |      | 「開業の6か月前までに本施設のパンフレット等及びインターネットホームページを作成し」とありますが、6か月前では施設が完成していないため、完成後改めて作成し直す必要があります。特にパンフレットについては再作成に多額の費用が生じるため、完成直前の作成としていただけませんかでしょうか。       | 業務要求水準書に記載のとおりとします。  |

| No. | タイトル            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 171 | 体育館分館運営維持管理業務開始 | 42   | 2 | (2) | ②   |    |      |    |      |      | 前指定管理者から引き継ぐ際に、こちらが必要と思われる資料などが不足している場合は必要に応じて作成していただけないでしょうか。                                       | 可能な範囲で引き継ぎに必要な資料等は準備する予定です。   |
| 172 | 体育館分館運営維持管理業務開始 | 42   | 2 | (2) | ②   |    |      |    |      |      | 前指定管理者及び貴県から業務に必要な書類等は全て引き継がれるとのことよろしいでしょうか。その場合、事業者として資料等に不足があると判断した場合には合理的範囲で資料作成等を行っていただけないでしょうか。 | 前段については、貴見のとおりです。後段については、可能な範囲で引き継ぎに必要な資料等は準備する予定です。                |
| 173 | 事前広報活動          | 42   | 2 | (2) | ②   |    |      |    |      |      | 開業の6か月前までにパンフレット等作成ということですが、トレーニングマシン等の備品がすべて配置した状態での作成が望ましいため、6か月前でなくても適切な広報活動が行えればよろしいでしょうか。       | 業務要求水準書に記載のとおりとします。   |
| 174 | 開館記念イベント        | 42   | 2 | (2) | ③   | イ  |      |    |      |      | 著名人の招待等の事業者の提案については、記念イベントにて行うという認識でしょうか。  | 開館記念イベントについては、御質問のような内容も含めて、事業者にて提案してください。                          |
| 175 | 開館記念イベント        | 42   | 2 | (2) | ③   | イ  |      |    |      |      | 開館記念イベントについては、開館式に合わせて1日間の実施で良いとの理解でよろしいでしょうか。   | 御質問のような内容も含めて、事業者にて提案してください。  |
| 176 | 効率的な施設運営        | 44   | 1 | (1) | ④   | イ  |      |    |      |      | 他施設と連携して事業(イベント)を行う場合、施設利用料等を免除(減免)して頂く事は可能でしょうか。  | 御質問のような場合は、利用料金の免除(減免)の対象とはなりません。                                   |
| 177 | 開館時間            | 44   | 1 | (4) | ②   |    |      |    |      |      | ご指定の開館時間は準備・後片付けまで含めての時間を示すのでしょうか。   | 貴見のとおりです。開館時間は利用者が利用できる時間を示したものです。利用者が利用できる時間(利用時間)には準備・後片付けも含まれます。 |
| 178 | 開館時間            | 44   | 1 | (4) | ②   |    |      |    |      |      | 「なお、事業者は、県の承諾を得て上記の設定時間を超えて開館することができる」とございますが、提案書提出時点で要求水準の設定時間を超える計画前提で提案をしても構わないのでしょうか。            | 構いません。なお、設定時間を超えて開館することを想定した計画とする場合には、意見交換会での議題として県と対話を行うようにしてください。 |
| 179 | 開館時間            | 44   | 1 | (4) | ②   |    |      |    |      |      | 開館時間を延長して提案し、その後県との協議により開館時間の延長が認められなかった場合、延長できなかったことにより提案時の収益が減収するときは、それも含めて協議いただけないでしょうか。          | 貴見のとおりです。なお、No.178の質問回答も参照してください。                                   |

| No. | タイトル                 | 該当箇所 |   |      |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|----------------------|------|---|------|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                      | 頁    | 数 | (数)  | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 180 | 開館時間                 | 44   | 1 | (4)  | ②   |    |      |    |      |      | 開館時間については提案する時間帯を原則承認いただけるのと<br>のことでよろしいでしょうか。   | 具体的な提案内容にもよります。なお、No.178の質問回答も参<br>照してください。                            |
| 181 | 業務従事者の<br>配置         | 45   | 1 | (6)  |     |    |      |    |      |      | 「ユニホームを着用するなどして利用者に施設職員であること<br>が明瞭に判別できるよう」とありますが、ユニホームに業務請<br>負業者の会社名が入ったものでもよろしいでしょうか。  | 御質問の提案も否定されるものではありませんが、事業者にて<br>利用者に施設職員であることがわかるように工夫した提案を求<br>めています。 |
| 182 | 業務従事者の<br>配置         | 45   | 1 | (6)  |     |    |      |    |      |      | 共通ユニフォームを採用する場合には、運營業務と維持管理<br>業務のユニフォームは共通である必要はないとのことでよろし<br>いでしょうか。   | 御質問の提案も否定されるものではありませんが、事業者にて<br>利用者に施設職員であることがわかるように工夫した提案を求<br>めています。 |
| 183 | 業務従事者の<br>配置         | 46   | 1 | (6)  | ①   |    |      |    |      |      | 「総括責任者は統括責任者」と兼ねることができる、とありま<br>す。「統括責任者」の定義についてご教示下さい。  | 業務要求水準書P6 第17「統括責任者の配置」を参照してくだ<br>さい。                                  |
| 184 | 業務担当者                | 46   | 1 | (6)  | ②   |    |      |    |      |      | スポーツ・健康づくり事業等運營業務に従事する担当者の有資<br>格者1名は常時ではなく、1名以上業務担当者として配置する<br>解釈で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 185 | 業務担当者                | 46   | 1 | (6)  | ②   |    |      |    |      |      | トレーニング室の有資格者は常時1名以上の解釈で宜しいで<br>しょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 186 | 利用料金                 | 47   | 1 | (8)  | ②   |    |      |    |      |      | 入会金は徴収せず、短期間(3ヶ月程度)は利用回数等に制限<br>を設けない定期券(利用)の導入は可能でしょうか。   | 定期券の導入は可能です。   |
| 187 | 利用料金<br>(使用料を含<br>む) | 47   | 1 | (8)  | ②   |    |      |    |      |      | 利用者を特定する会員制の入会金徴収を禁止していますが、<br>健康増進や競技力向上のスポーツ教室等のプログラムで、利<br>用者の年齢や体力により利用回数を制限しないプログラムを<br>開催する場合の利用者の登録と受講料の事前受領(プログラ<br>ム単位または月単位)は可能の理解で宜しいでしょうか。 | 御質問のような場合の受講料の事前受領については、入会金<br>を含めず、受講の対価といえるものであれば可能とします。             |
| 188 | 個人情報                 | 47   | 1 | (10) | ①   |    |      |    |      |      | 個人情報漏えい保険への加入を行います。県が想定する補<br>償額の基準等があればご教示下さい。  | 特に想定しているものではありません。事業者にて提案してくだ<br>さい。                                   |
| 189 | 四半期報                 | 48   | 2 | (1)  | ②   | イ  |      |    |      |      | 四半期報の提出期限は「当該四半期の翌月10日まで」とされ<br>ていますが、四半期報はサービス購入費の支払根拠となるた<br>め、精度が必要と考えます。特に金額については運營業業者<br>の決算数字との整合性が必要である点を考慮し、1月程度の<br>猶予を頂けないでしょうか。             | 業務要求水準書に記載のとおりとします。  |

| No. | タイトル             | 該当箇所 |   |     |   |   |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|------------------|------|---|-----|---|---|------|----|------|------|---|---|
|     |                  | 頁    | 数 | (数) | ④ | イ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 190 | 災害発生時の対応         | 49   | 2 | (1) | ④ | イ |      |    |      |      | 大規模災害発生時の「災害対策に係る要因の受け入れや応急的な被災者の受け入れ等」について事業者が費用が発生した場合、貴県に精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。                              | 災害対策に係る要員の受け入れや応急的な被災者の受け入れに伴う費用については、原則として事業者負担とします。   |
| 191 | 災害時の対応           | 49   | 2 | (1) | ④ | イ |      |    |      |      | 大規模災害発生直後に、広域災害対策拠点となった時点で、総括責任者の管理責任義務はどのようになるのでしょうか。  | 本敷地を含めた総合スポーツゾーンは、栃木県地域防災計画において広域災害対策活動拠点に位置付けられており、大規模災害発生時には災害対策に係る要員による救護・救援活動等の拠点となることが想定されています。また、応急的に被災者の受け入れを行う場合もあります。このような災害が発生した際には、県と協議の上、適切に対応してください。 |
| 192 | 専用利用に関する主な業務     | 49   | 2 | (1) | ⑤ | ア | (イ)  |    |      |      | 利用調整会議による調整が前年度の2月では、利用年度の4月からの各大会開催の告知が間に合わないと考えます。各競技団体の大会日程はほぼ1年前の決定が必要なのではないでしょうか。                          | 原則は2月の利用調整会議により決まりますが、大会の規模等によっては、事前に調整等の上、決まってくるものも想定されます。   |
| 193 | 専用利用に関する主な業務について | 49   | 2 | (1) | ⑤ | ア | (イ)  |    |      |      | 利用調整会議を前年度2月に開催して、翌年度4月以降の専用利用日を決定では、4月からの大会・イベントの予定告知の日程が短く、利用者が予約を組みにくいと考えます。                                 | 原則は2月の利用調整会議により決まりますが、大会の規模等によっては、事前に調整等の上、決まってくるものも想定されます。   |
| 194 | 利用形態             | 50   | 2 | (1) | ⑤ | イ | (イ)  |    |      |      | 別紙12に第1期・2期運営・維持管理期間における利用形態の中で競技力向上・大会専用利用の想定スケジュールについてご教示下さい。<br>その他、県主催等の大会や競技団体の利用想定スケジュールにつきましても併せてご教示下さい。 | 競技力向上・大会専用利用の利用は想定されますが、現時点では具体的な大会スケジュール等は未定です。  |
| 195 | 利用者アンケート         | 51   | 2 | (1) | ⑥ | ア | (ア)  |    |      |      | 利用者アンケートの実施は外部機関への委託等によらず事業者が実施する方法で問題ないでしょうか。  | 実施方法については事業者にて提案してください。   |
| 196 | スポーツ教室事業         | 52   | 2 | (3) | ① |   |      |    |      |      | 料金設定は事業者の判断に任せるとの理解で宜しいでしょうか。上限額等のお考えがあればご教示下さい。  | 「別紙11 利用料金等の考え方」を参照してください。  |
| 197 | スポーツ教室事業         | 52   | 2 | (3) | ① |   |      |    |      |      | 要求水準上のスポーツ教室事業(自主事業でないスポーツ教室事業)については、事業者は、利用料金の負担はないものと考えてよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 198 | 県民の日記念事業         | 52   | 2 | (3) | ② |   |      |    |      |      | 事業者が資機材等を持ち込み「有料」参加の事業(イベント)を行う事は可能でしょうか。   | 県民の日記念事業の趣旨・目的を逸脱しないような内容としてください。なお、「補足資料 県民の日記念イベントガイド」を参照してください。  |

| No. | タイトル              | 該当箇所 |   |      |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------------------|------|---|------|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                   | 頁    | 数 | (数)  | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 199 | 個人開放事業            | 52   | 2 | (3)  | ③   |    |      |    |      |      | 個人開放事業とは、イベントとしてなのか、通常利用時の事なのか、県はどのようなイメージをお考えなのでしょう。また、トレーニング室も含まれるのでしょうか。   | 施設利用において専用利用だけでなく個人利用ができる時間帯も確保した利用スケジュールとさせていただきますとの趣旨です。なお、トレーニング室は個人利用のみの想定となっています。     |
| 200 | トレーニング指導業務        | 52   | 2 | (4)  |     |    |      |    |      |      | 初めての利用者に対して「ビギナー講習」は必須で実施するとの理解で宜しいでしょうか。   | ビギナー講習の実施自体は必須ではありませんが、初めての利用者に対して、安全に利用できるよう施設、器具等の使用方法や適切なトレーニング方法を指導してください。             |
| 201 | スポーツ教室事業          | 52   |   | (3)  | ①   |    |      |    |      |      | 第1期運営期間は国体やブレ国体の関係上、県の事業や競技団体の利用が多くなることが予想され、事業者が教室を実施する枠を確保できないことが想定されます。スポーツ教室を週に6教室実施は第1期運営期間も適用されるのでしょうか。また、その場合、事業者が優先的に週6回の教室実施枠を確保できるということよろしいでしょうか。 | 第1期運営期間中も週6回の教室の枠は確保できるスケジュールと想定しています。事業者にて調整の上、実施するようにしてください。                             |
| 202 | 提供するスポーツ用品        | 54   | 2 | (8)  | ①   |    |      |    |      |      | 参考4に記載の品目については、別紙10に関わらず事業者が数量・規格を提案するとの理解でよろしいでしょうか。   | 「別紙10 什器備品リスト」は要求水準であり、「参考4 スポーツ用品の販売・貸出物品」は事業者にて独立採算で実施していただくものですので、リストを参考に事業者にて提案してください。 |
| 203 | 業務要求水準書           | 54   | 2 | (8)  | ②   |    |      |    |      |      | 「スポーツ用品の購入に係る費用は事業者の負担とし、独立採算とすること」との記載がありますが、料金及び費用負担の考え方は、自動販売機運営業務と同様に、自由提案事業に準じると理解すればよろしいでしょうか。独立採算の事業に関する費用分担規定が事業契約書に記載されていないため、念のため質問します。           | 貴見のとおりです。なお、使用料の取扱いについては、No.204の質問回答も参照してください。   |
| 204 | 販売価格及び貸出料金並びに費用負担 | 54   | 2 | (8)  | ②   |    |      |    |      |      | スポーツ用品の販売・貸出業務に必要なスペースにつきましては、都市公園法による設置許可、及び栃木県都市公園条例施行規則に基づく使用料は不要と考えてよろしいでしょうか。  | 受付又はロビーでスポーツ用品の販売・貸出業務(品目が営利目的でないもの)を行う場合は使用料は不用です。これによりがたい場合は、栃木県都市公園条例に基づく使用料が必要となります。   |
| 205 | 販売価格及び貸出料金並びに費用負担 | 54   | 2 | (8)  | ②   |    |      |    |      |      | 要求事業であることから、スポーツ用品の販売・貸出に係る行政財産使用料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。   | No.204の質問回答を参照してください。  |
| 206 | 費用及び料金の設定         | 55   |   | (10) | ①   |    |      |    |      |      | 自由提案事業で駐車場の一部を専有するイベントまたは付帯事業(移動飲食店舗等)で使用する場合は料金の設定は県の許可により事業者が設定できる理解で宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル                    | 該当箇所 |   |      |     |    |      |     |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------------------------|------|---|------|-----|----|------|-----|------|------|---|--|
|     |                         | 頁    | 数 | (数)  | (数) | カナ | (カナ) | 英字  | (英字) |      |   | ローマ  |
| 207 | 自由提案事業                  | 55   | 2 | (10) |     |    |      |     |      |      | 要求水準とは最低スペックであり、要求水準に示された面積より広い部分が全て自由提案の付帯事業とはならないとの解釈で宜しいでしょうか。   | 付帯事業とは、事業者が、本施設の余剰地又は余剰容積等を活用して自由提案施設を整備した上で独立採算で事業を実施するものを指します。 |
| 208 | 自主事業の取り扱い               | 55   | 2 | (10) | ②   |    |      |     |      |      | 「当該施設の利用料金を支払うこと」とありますが、第2期運営・維持管理期間においては利用料金収入の帰属は事業者となるため、支払元と支払先が同一となることが想定されます。その場合は現金の收受を伴わない相殺処理として差し支えないでしょうか。 | 概ね貴見のとおりですが、相殺した金額がわかるように処理してください。                               |
| 209 | 自由提案事業                  | 55   | 2 | (10) | ②   |    |      |     |      |      | 利用料を支払うとありますが、第2期に関しては事業者の収入となるため、相殺の考えで宜しいでしょうか。   | No.208の質問回答を参照してください。  |
| 210 | 自由提案事業                  | 55   | 2 | (10) | ③   | ア  |      |     |      |      | 自由提案施設を本施設とは独立して整備した場合の所有権は、本施設と同様に貴県に帰属するという理解で宜しいでしょうか。   | 御質問の場合は事業者の所有となります。  |
| 211 | 自由提案事業                  | 55   | 2 | (10) |     |    |      |     |      |      | 自由提案事業を実施する際に、事業者から構成員、協力企業に業務委託と合わせて貸し付けることは可能との理解でよろしいでしょうか。  | 可能です。  |
| 212 | 自由提案事業                  | 55   |   | (10) |     |    |      |     |      |      | 徴収業務も委託可能でしょうか。   | 可能です。  |
| 213 | 光熱水費の負担                 | 56   | 2 | (10) | ⑤   |    |      |     |      |      | 使用量の計測が困難な場合の面積割で使用料を定めるとは、自由提案事業開催に伴う施設の専有時間と専有面積からの算出する理解で宜しいでしょうか。   | 業務要求水準書に記載のとおり、専有面積から算出します。                                      |
| 214 | 自由提案事業                  | 56   | 2 | (10) | ⑦   |    |      |     |      |      | 自由提案施設を本施設とは独立して整備した場合の施設撤去費用、本施設と一体のものとして整備した場合の内装等撤去費用は、いずれも事業者負担でしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 215 | 内壁・外壁・床及び天井における各種補修について | 58   | 3 | (3)  | ①   | ウ  | (イ)  | (ウ) | (オ)  |      | 建物本体に係る重度の不具合や、第三者に対し被害がおよぶ可能性がある箇所については緊急対応とするという考え方でよろしいでしょうか。  | 御質問の場合も緊急に対処する必要がある場合に該当すると考えます。                                 |

| No. | タイトル                 | 該当箇所 |   |     |   |   |     |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|----------------------|------|---|-----|---|---|-----|----|------|------|--|--|
|     |                      | 頁    | 数 | (数) | ② | イ | (7) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 216 | 運転・監視                | 59   | 3 | (3) | ② | イ | (7) |    |      |      | 設備の運転期間、時間等については県と協議の上で決定となっておりますが、水光熱費については事業者負担となっており、空調機や照明の稼働時間等は原則提案した期間、時間で認められるとのことでよろしいでしょうか。<br>貴県との協議により期間、時間に変更になり水光熱費等が増額となった場合には貴県にて負担いただけるとのことでしょうか。                                   | 県と事業者との協議の上、適切な運転期間・時間等を決定していくこととなるものと考えます。当該事由による光熱水費の増額は事業者の負担になります。 |
| 217 | 第4 運営・維持管理業務に関する要求水準 | 63   | 3 | 2   | ⑥ | イ |     |    |      |      | 「また、建築物環境衛生管理技術者を選任すること。」との記載がありますが、厚生省のHPにある見解としては「体育館その他スポーツをするための施設は、一般的に特定建築物に該当しません。ただし、当該施設が興行場などに該当する場合は特定建築物になり得ます。」となっております。よって今回の場合、興行を行う事が要求水準書から見受けられますので建築物環境衛生管理技術者の選任は必要になるという事でしょうか？ | 業務要求水準書に記載のとおり、建築物環境衛生管理技術者を選任してください。                                  |
| 218 | 第4 運営・維持管理業務に関する要求水準 | 65   | 3 | 2   | ⑦ | ウ | (1) | a  |      |      | 大会・イベント等の開催時のゴミは利用団体等がゴミの回収、処理を行うことでよろしいでしょうか。<br>その場合に利用団体等が適切に回収、処理しなかったときは、利用団体等に別途費用を請求してもよいでしょうか。   | 利用団体等がごみの回収・処理を行うようにしてください。  |
| 219 | 要求水準                 | 66   | 3 | (3) | ⑧ | ウ |     |    |      |      | 機械警備については、新設建物側と体育館分館とで、システムを連動させる必要はありますでしょうか。また体育館分館の機械警備の仕様が不明ですので、開示いただけますでしょうか。   | 前段については、事業者提案によります。<br>後段については、業務要求水準書P66⑧警備業務に記載のとおりです。               |
| 220 | 業務の対象                | 67   | 3 | (3) | ⑨ | ウ | (カ) | a  |      |      | 「長期修繕計画の対象施設は、本施設とする」とありますが、体育館分館(既存施設)は含まないとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 221 | 既存体育館の修繕費            | 68   | 3 | (3) | ⑩ |   |     |    |      |      | 「本来の効用持続年数を維持するために、必要な限度の維持補修(小修繕・見積額1件100万円未満のもの等)」とありますが、予算化するにあたって何件の修繕が発生するか不明確で費用の想定ができません。1件当りの上限額だけでは無く、例えば年間(キャップ)を設けて頂く方法や年度毎に精算する方法として頂けませんでしょうか。  | 業務要求水準書に記載のとおりとします。  |

| No. | タイトル                        | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|-----------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                             | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 222 | 駐車場管理業務                     | 68   | 3 | (3) | ⑪   | ア  |      |    |      |      | 駐車場管理業務の対象は、本敷地内の駐車場とするとありますが、(オ)「栃木県総合運動公園内(本施設も含む。))での大規模な大会・イベント等が開催される際には、県、大会・イベント等の主催者、各施設の管理運営者等と連絡をとり、調整を図ること」とあります。<br>大規模なイベントを実施する際には、公園内の管理運営者等と調整を図ることが求められ、管理業務の対象は本敷地内との理解でよろしいでしょうか。 | 業務の対象は敷地内となりますが、周辺道路の渋滞等を招かないように事前調整や管理は必要です。                    |
| 223 | 体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務 | 68   | 3 | (3) | ⑩   | ア  |      |    |      |      | ⑩体育館分館(既存施設)の修繕において、前指定管理者から引き継ぎを受けることとの記載ですが、<br>①引き継ぎの内容についてご教示ください。<br>②引き継ぎ時には県側も同席し、引き継ぎ内容について確認をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | ①引継ぎの内容は業務全般となります。<br>②引継ぎ時には県も同席する予定です。                         |
| 224 | 体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務 | 68   | 3 | (3) | ⑩   | イ  |      |    |      |      | 小規模・見積額1件100万円未満等は事業者が負担とありますが、1件とはどの単位を意味しているのでしょうか。<br>同時期に補修するものの単位を表わしているのでしょうか。   | 例えば、同時期に補修するもので、一体的な修繕とみなされるものを想定していますが、具体的な修繕の内容によって協議することとします。 |
| 225 | 体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務 | 68   | 3 | (3) | ⑩   | イ  |      |    |      |      | 本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修とは、参考5「体育館分館(既存施設)資料」に示された修繕実績から推測する限り、施設の管理に付随する備品、管球交換等の維持補修を指し、内外装や設備等の修繕はその費用に関係なく対象外と考えてよろしいでしょうか。   | 内外装や設備等の修繕も対象となります。  |
| 226 | 体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務 | 68   | 3 | (3) | ⑩   | イ  |      |    |      |      | 平成28年2月12日に示された「意見交換会における対話内容一覧 NO.33」では体育館分館(既存施設)は平成30年度に空調設備設置工事を行う予定となっておりますが、当該空調設備に関する修繕更新、維持管理は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。  | 御質問の場合も対象となります。  |
| 227 | 体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務 | 68   | 3 | (3) | ⑩   | イ  |      |    |      |      | 参考5「体育館分館(既存施設)資料」に示された改修図面は平成17年、平成20年の2種類の設計年の図面が示されていますが、<br>①現況は平成20年設計の内容で現存していると考えてよろしいでしょうか。<br>②新築年、改修年は何年でしょうか。   | ①貴見のとおりです。<br>②新築は昭和53年3月、改修は平成18年2月及び平成21年1月となります。              |

| No. | タイトル                        | 該当箇所 |   |     |   |    |  |  |  | 質問内容   | 回答   |
|-----|-----------------------------|------|---|-----|---|----|--|--|--|--|--|
|     |                             | 頁    | 数 | (数) | ⑩ | イ  |  |  |  |  |  |
| 228 | 体育館分館(既存施設)の修繕及び備品購入等に関する業務 | 68   | 3 | (3) | ⑩ | イ  |  |  |  | 体育館分館(既存施設)の改修が平成20年にされたものとしても、本事業における維持管理が開始される時点では改修後13年程度が経過しており、事業終了時には28年程度が経過します。したがって、内外装、設備、備品等の維持補修の頻度、内容の検討において参考5「体育館分館(既存施設)資料」に示された修繕実績は参考とはなりませんので、体育館分館(既存施設)の維持補修については、維持管理開始時の建物状況に基づき、費用の見直しをしていただくことは可能でしょうか。 | 業務要求水準書に記載のとおりとします。                              |
| 229 | 体育館分館の修繕                    | 68   | 3 | (3) | ⑩ |    |  |  |  | 既存体育館分館について各種設備等の現状の劣化程度が判断できる資料(劣化診断結果等)をご提示ください。   | 現在示している参考資料等及び築年数より判断してください。                     |
| 230 | 駐車場管理業務                     | 68   | 3 | (3) | ⑪ |    |  |  |  | 事業者以外が主催する大会等の実施に際して駐車場整理員等の増員が必要な場合は主催者(貴県も含む)にて負担させるとの理解でよろしいでしょうか。  | 御質問のような対応も可とします。                                 |
| 231 | 駐車場管理業務                     | 68   | 3 | (3) | ⑪ | イ  |  |  |  | 業務の方針<br>「駐車場が混雑した場合、又は混雑が予想される場合に車両を誘導する整理員を配置」とありますが、専属で専門の誘導する整理員を配置するというのでしょうか。  | 混雑の緩和、安全の確保についての対応の方針を示したものであり、事業者にて適切に対応してください。 |
| 232 | 駐車場管理業務                     | 68   | 3 | (3) | ⑪ | イ  |  |  |  | 業務の方針<br>「駐車場が混雑した場合、又は混雑が予想される場合に車両を誘導する整理員を配置」とありますが、イベント等にて混雑等が予想される場合にはイベント等の主催者にて誘導員等の増員を行うとの理解でよろしいでしょうか。その場合には増員計画等については主催者と事業者が協議の上で増員等は事業者に発注されるとのことでよろしいでしょうか。   | 御質問のような対応も含めて、事業者にて主催者と協議の上、対応してください。            |
| 233 | 駐車場管理業務                     | 68   | 3 | (3) | ⑪ | イ  |  |  |  | 業務の方針<br>「無断駐車など不法な車両を発見」とありますが、総合スポーツゾーン東エリア以外の総合スポーツゾーン使用者の駐車は、ここでいう無断駐車となりますか。  | 御質問の場合はここでいう無断駐車とはなりません。                         |
| 234 | 駐車場管理業務                     | 68   | 3 | (3) | ⑪ | イウ |  |  |  | 業務の方針<br>「車両を誘導する整理員」と「交通誘導員」の違いはどのようなのでしょうか。  | 車両を誘導する整理員と交通誘導員は同じ意味です。                         |

| No. | タイトル            | 該当箇所 |   |     |   |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |                                 |
|-----|-----------------|------|---|-----|---|----|------|----|------|------|--|---------------------------------|
|     |                 | 頁    | 数 | (数) | ③ | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ                             |
| 235 | 駐車場管理業務         | 68   | 3 | (3) | ⑪ | ウ  | (ア)  |    |      |      | 車両の誘導・監視・管理「交通誘導員の配置等」とありますが、専門会社の警備員配置ということでよろしいでしょうか。  | 御質問のような対応も含めて事業者により適切に対応してください。 |
| 236 | 駐車場管理業務         | 68   | 3 | (3) | ⑪ | ウ  | (ア)  | e  |      |      | 「大規模イベント時等の左折出庫のみ使用可とし、使用時は交通誘導員の配置等を行う」とありますが、大規模イベントでなくても、交通誘導員の配置等をすれば使用可でしょうか。   | 大規模イベント時等のみ使用可とします。             |
| 237 | 来館者車両出入口        | 68   | 3 | (3) | ⑪ | ウ  | (ア)  |    |      |      | 隣接する「動物愛護センター」との協定等は必要でしょうか。   | 落札者決定後、協議することとします。              |
| 238 | 駐車場管理業務         | 69   | 3 | (3) | ⑪ | ウ  | (オ)  |    |      |      | 総合運営場内別施設の大会により雑踏対応等が必要な場合は、大会主催者に請求可能でしょうか。   | 事業者にて主催者と協議の上、対応してください。         |
| 239 | 駐輪場管理業務         | 69   | 3 | (3) | ⑫ | ウ  | (イ)  |    |      |      | 放置自転車の撤去に関する取扱いはどのようにお考えでしょうか。   | 事業者の負担で対応してください。                |
| 240 | 帳簿等の作成          | 69   | 3 | (3) | ⑪ | ウ  | (イ)  |    |      |      | 「イベント等、月末以外に利用状況等について報告を求める」との記載がありますが、イベントの開催の都度、報告を求めるとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。                       |
| 241 | 事業者に関する事項       | 71   | 1 | 1   | ② |    |      |    |      |      | 事業者が設立する株式会社は本施設を所在としてよろしいでしょうか。   | 特別目的会社の本店所在地の住所を本施設内とすることは可能です。 |
| 242 | 第5 経営管理に関する要求水準 | 72   | 2 | 4   | ② |    |      |    |      |      | 「契約締結日の14 日前まで及び事業契約締結後14 日以内に、当該契約書類又は覚書等の写しを県に提出すること」とありますが、事業契約締結前に事業者と構成員若しくは協力企業等との契約を締結する必要があるということでしょうか。事業者が締結する契約については融資団との協議も必要となりますので、各契約締結後14日以内として頂けますでしょうか。 | 業務要求水準書に記載のとおりとします。             |
| 243 | 第5 経営管理に関する要求水準 | 72   | 2 | 7   | ② |    |      |    |      |      | 上半期に係る計算書類は未監査のものという理解で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。                       |
| 244 | 業務要求水準書別紙2      |      |   |     |   |    |      |    |      |      | 本資料のCADデータを配布していただけないでしょうか。自衛隊基地との位置関係等による検討(制限表面等)に活用したいと考えます。  | No.24の質問回答を参照してください。            |

| No. | タイトル                    | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                         | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 245 | 業務要求水準書<br>別紙5          | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 県が実施する工事の内、本事業以外の県の業務について、本事業参加グループを構成する者(協力業者)が受注することに制約等がございますでしょうか。                      | 制約等はありません。   |
| 246 | 別紙5<br>体育館分館改修工事について    | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | ※5空調設備設置工事及び外部建具改修工事とありますが、内部の設備・建具等の改修はしないのでしょうか。  | 県が実施する体育館分館の改修工事内容については、空調設備設置工事及び外部建具改修工事を予定しておりますが、詳細は平成28年6月から9月を工期とした設計業務委託の中で決定していく予定です。<br>また、改修工事により設置された設備等を含めた建物の維持管理業務及び修繕業務が事業範囲に含まれます。<br>空調設備設置想定仕様：<br>床置き式空冷ヒートポンプ式空調機 25kW×8台<br>床置き式空冷ヒートポンプ式空調機 10kW×4台<br>有圧扇 3,720m <sup>3</sup> /h×1台 |
| 247 | 業務要求水準書<br>別紙5          | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 市道1637号の拡幅工事は最終的な敷地境界から外の部分のみでの工事と考えてよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 248 | 業務要求水準書<br>別紙5          | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 体育館分館の改修工事に関しては、工事車両の出入り口、駐車スペース等をどのようにお考えでしょうか。本件敷地に専用部分として設ける予定でしょうか。その場合には必要範囲等をご提示ください。 | No.151の質問回答を参照してください。  |
| 249 | 県が実施する工事内容(別紙5)         | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | 「地下通路に続く本敷地への地上出入口の配置や形状については事業者提案とし、整備は事業者の業務とする」とありますが、設計は事業者の業務と考えてよろしいでしょうか。            | 貴見のとおりです。  |
| 250 | 別紙5<br>道路拡幅工事及び地下通路工事関係 | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | 東第一駐車場と県施工の地下通路に関する維持管理・運営は、PFIの事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。また東第一駐車場の運営時間は何時から何時までを想定しておりますでしょうか。    | 前段については、貴見のとおりです。<br>後段については、東第一駐車場の運営時間は現時点では未定です。なお、参考までに、総合運動公園の大駐車場の運営時間は、午前6時から午後9時までとなっています。   |
| 251 | 業務要求水準書<br>別紙5          | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | ※2について県の業務とする予定であるが詳細は事業契約締結後に協議するとありますが、提案時の見積もり、計画は県の業務として行うことでよろしいでしょうか。                 | 貴見のとおりです。  |
| 252 | 別紙5<br>地下通路詳細図          | 3    |   |     |     |    |      |    |      |      | スロープ出入口には門の設置等はありませんが、ここからの人の出入りは24時間可でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル                         | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |                              | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 253 | 別紙5<br>地下通路詳細<br>図           | 3    |   |     |     |    |      |    |      | 東第一駐車場と本敷地をつなぐ地下通路について、東第一駐車場側にゲートは設置予定でしょうか。<br>また本敷地側にゲートを設置する必要はありますでしょうか。<br>ゲートが必要な場合、要求水準をご提示いただけますでしょうか。 | ゲートの設置予定はありません。   |
| 254 | 業務要求水準<br>書<br>別紙5           | 3    |   |     |     |    |      |    |      | SPC施工区域のスロープ等の仕様(路盤、舗装等)については事業者の提案でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 255 | 県が実施する<br>工事内容(別<br>紙5)      | 4    |   |     |     |    |      |    |      | 「築山(雑物の撤去は県の業務)」とありますが、築山自体は残置されるのでしょうか。残置される場合、築山の大きさのわかる資料をいただけないでしょうか。                                       | 前段については、貴見のとおりです。<br>後段については、概ね「別紙5 県が実施する工事内容」の範囲で、最高高さは約4mです。   |
| 256 | 体育館分館の<br>設備機器<br>別紙5        |      |   |     |     |    |      |    |      | 県が実施する工事内容として「※5空調設備設置工事及び外部建具改修工事予定」とありますが、改修される機器や範囲を明確にして頂けませんでしょうか。(保守費用算定や修繕計画に必要となります)                    | No.246の質問回答を参照してください。   |
| 257 | 業務要求水準<br>書<br>別紙7           | 1    |   |     |     |    |      |    |      | 都市ガスの引き込みは原則北側市道からの引き込みとなっていますが、西側から引き込むための条件等があればご提示ください。  | ガス供給会社との協議によります。<br>連絡先:<br>東京ガス(株)宇都宮支社 エネルギー営業部<br>都市エネルギー営業課<br>電話:028-634-1920<br>なお、お問い合わせの際は、「総合スポーツゾーン整備に関すること」である旨を必ず伝えてください。 |
| 258 | 業務要求水準<br>書<br>別紙8           | 1    |   |     |     |    |      |    |      | 従業員、サービス車両の出入り口は来館者用出入口と兼用でも可能とのことでよろしいでしょうか。   | No.69の質問回答を参照してください。  |
| 259 | 新体育館(別<br>紙9-1 必要諸<br>室及び仕様) | 1    |   |     |     |    |      |    |      | アリーナの採光窓については遮光装置(電動)を設置することとなっていますが、手が届く範囲については手動としても宜しいでしょうか。   | 電動としてください。  |
| 260 | 新体育館(別<br>紙9-1 必要諸<br>室及び仕様) | 1    |   |     |     |    |      |    |      | ブロードキャスター、来賓、チーム関係者、運営役員及びスタッフ、メディア関係者の入場口は、観客の入場口と区分けできれば、それぞれ個別ではなく適宜兼用としても宜しいでしょうか。                          | 貴見のとおりです。<br>なお、No.265の質問回答も参照してください。   |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 261 | メインアリーナ<br>(別紙9-1 必要<br>諸室及び仕<br>様)            | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 「観客エリア内に入場可能数に対して、2%の人が同時に利用可能な規模でトイレ設備を設けること」とありますが、参考3 B.LEAGUEホームアリーナ検査要綱では、★★★:2%、●:3%、推奨規定:5%となっております。いずれの基準を満たせば宜しいでしょうか。 | 観客エリア内に入場可能数に対して、2%以上の人が同時に利用可能な規模でトイレ設備を設けてください。   |
| 262 | 業務要求水準<br>書<br>別紙9-1                           | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | (メインアリーナ)<br>金物表面の同一加工とは床埋め込み部材の蓋等の表面材との理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 263 | 業務要求水準<br>書<br>別紙9-1                           | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | (メインアリーナ)<br>関係者、メディア、来賓等の専用トイレが必要だとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。<br>なお「関係者」、「メディア」、「来賓等」各々が独立した専用トイレである必要はありません。   |
| 264 | 業務要求水準<br>書<br>別紙9-1                           | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | (喫煙所)<br>屋外に設置することとは、県の受動喫煙防止に係わる基準分類における「建物内禁煙」を推奨するという解釈でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。<br>なお、No.287の質問回答も参照してください。   |
| 265 | 必要諸室及び<br>仕様                                   | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 観客の入口以外にブロードキャスター、来賓、チーム関係者、運営役員及びスタッフ、メディア関係者の専用入場口を設定するとありますが、それぞれということではなく、上記関係者の出入口を適宜兼用して構わないでしょうか。                        | 貴見のとおりです。<br>なお、No.260の質問回答も参照してください。   |
| 266 | メディア関連エ<br>リア(別紙9-1<br>必要諸室及び<br>仕様)           | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | メディア関連エリアの具体的な席数をご教示ください。また、一般観客席と壁等で区画されている必要はないと考えて宜しいでしょうか。  | 前段については、類似施設等から適宜見込んでください。<br>なお、試合を取材するメディア専用の席は、アリーナ席に設けることも可とし、その場合は席及びテーブルは常設ではなく、備品等による対応も可とします。<br>後段については、スタンド席内の取材カメラを設置するスペースは、観客が立ち入ることができないよう措置できる構造(仮設の対応も可とする)で計画してください。<br>なお、No.84、No.267の質問回答も参照してください。 |
| 267 | ブロードキャス<br>ター関連エリ<br>ア(別紙9-1 必要<br>諸室及び仕<br>様) | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | ブロードキャスター関連エリアの具体的な席数をご教示ください。また、一般観客席と壁等で区画されている必要はないと考えて宜しいでしょうか。   | 前段については、類似施設等から適宜お見込んでください。<br>後段については、スタンド席内のテレビカメラを設置するスペース及びコメンタリーポジションを設置するスペースは、観客が立ち入ることができないよう措置できる構造(仮設の対応も可とする)で計画してください。<br>なお、No.84、No.266の質問回答も参照してください。  |

| No. | タイトル                            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|---------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 268 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | (メインアリーナ観客席内運営エリア)<br>メディア専用席は常設ではなく備品対応が良いとの理解でよろしいでしょうか。<br>メディア専用席は何席程度を想定されているのでしょうか。  | No.266の質問回答を参照してください。  |
| 269 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | (メインアリーナ関連諸室)<br>メディア、ブロードキャスター関連席は要求水準である「3000席以上」の内数でよろしいでしょうか。                          | No.80の質問回答を参照してください。   |
| 270 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | (メインアリーナ関連諸室)<br>メディア、ブロードキャスターエリアはアリーナ面での都度設置でよろしいでしょうか。                                  | No.266、No.267の質問回答を参照してください。   |
| 271 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | (ジョギングコース)<br>ジョギングコースはプロスポーツ等の大規模大会開催時にも一般利用者が使用することとよろしいでしょうか。                           | 大規模大会開催時に、ジョギングコースを一般利用者が利用することは想定していません。  |
| 272 | 別紙9-1<br>必要諸室及び仕様<br>メインアリーナ貴賓席 | 2    |   |     |     |    |      |    |      |      | 貴賓席の使い方は、観客席を使用する大会の利用団体の考え方に基づくと思われませんが、観客席の通常利用とは具体的にどのような場合を想定されているのかお示いただけますでしょうか。     | 貴賓席を使わないイベントや、入場料を徴収しない大会等を想定しています。  |
| 273 | 50mレーンの幅について                    | 3    |   |     |     |    |      |    |      |      | 50mプールの幅26mとありますが、0と10レーンの有効幅2.5mが確保できれば、26m以下とすることは可能でしょうか。                               | 26m以下とすることはできません。  |
| 274 | 別紙9-1(3)<br>50mプール              | 3    |   |     |     |    |      |    |      |      | 「身体障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮すること」とありますが、公認プールなのでプール形状等は決まっていますが、公認規則に抵触しない範囲で配慮するとの理解で宜しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。  |
| 275 | 別紙9-1(3)<br>25mプール(飛込兼用)        | 3    |   |     |     |    |      |    |      |      | スタート台とタッチ板(取り外し式)を設置とありますが、スタート台も取り外し式と理解して宜しいでしょうか。                                       | 貴見のとおりです。  |
| 276 | 競技役員控室<br>(別紙9-1 必要諸室及び仕様)      | 4    |   |     |     |    |      |    |      |      | 「選手動線が、役員控室の前を通らない計画とすること」とありますが、ここでいう役員控室とは競技役員控室のことであり、大会役員控室については該当しないと考えて宜しいでしょうか。     | 選手動線が通らない計画とする必要がある関連諸室は、「会議室2(競技役員控室)」、「会議室3(大会役員控室)」、「会議室4(表彰準備室)」及び「プール貴賓室(VIP室)」です。<br>なお、「別紙9-1 必要諸室及び仕様」を修正しましたので、御確認ください。 |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 277 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                             | 4    |   |     |     |    |      |    |      |      | (プール用観客席)<br>屋内水泳場にはメディアやブロードキャスター用の専用席は不要とのことでよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 278 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                             | 4    |   |     |     |    |      |    |      |      | (プール放送室)<br>プールサイドに設ける仮設の放送スペースはどの程度を想定されているのでしょうか。   | 同種の競技大会規模実績等から適宜見込んでください。                                 |
| 279 | 網戸について                                       | 4    |   |     |     |    |      |    |      |      | 網戸を設けるとありますが、プールのみで、その他のエリアは不要と考えてよろしいでしょうか。  | 屋外に面する居室の開口部について、原則、網戸を設置してください。業務要求水準書を修正しましたので、御確認ください。 |
| 280 | 別紙9-1(4)<br>温浴槽(ジャグジー)                       | 4    |   |     |     |    |      |    |      |      | 公認規則第73条で温浴槽は飛込台の後方でなるべくプールに近い場所に温水シャワーと温浴槽を設けるとありますので、公認規則に準じると理解して宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 281 | メディア用諸室<br>及びスペース<br>(別紙9-1 必要諸室及び仕様)        | 5    |   |     |     |    |      |    |      |      | 会議室8について、メディアワークルームと記者会見室はそれぞれ個別に壁で区画された部屋とし、特にパーティションなどによる一体利用への対応は不要と考えて宜しいでしょうか。また、囲み取材エリアは特に壁等で区画する必要は無く、会議室8の外部(廊下内)に隣接してスペースを確保すれば良いと考えて宜しいでしょうか。 | 前段については、事業者提案によります。<br>後段については、貴見のとおりです。                  |
| 282 | ブロードキャスター用諸室<br>及びスペース(別紙9-1 必要諸室及び仕様)       | 5    |   |     |     |    |      |    |      |      | 会議室9について、ポストゲーム用フラッシュインタビューポジションは特に壁等で区画する必要は無く、会議室9の外部(廊下内)に隣接してスペースを確保すれば良いと考えて宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 283 | 別紙9-1<br>その他の諸室<br>会議室関係<br>大会議室(主催者・主管者用諸室) | 5    |   |     |     |    |      |    |      |      | 大会議室に電動収納式スクリーンとありますが、別紙10 什器備品リストでは手動スクリーンとなっています。どちらを正としたらよろしいでしょうか。  | 電動収納式スクリーンを設置し、什器備品として別途手動スクリーンを整備してください。                 |
| 284 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                             | 5    |   |     |     |    |      |    |      |      | (トレーニング室)<br>トレーニング機器は事業者提案とするとありますが、予算算定される際に想定した機器類について参考にご提示ください。  | 事業者提案によります。   |

| No. | タイトル                            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|---------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |                                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |  | (英字)   |
| 285 | 業務要求水準書<br>別紙9-1                | 5    |   |     |     |    |      |    |      | (会議室10)<br>会議室10のパーティションの高さは天井面までの高さは不要であり、視線を防げる程度の高さで良いとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 286 | 別紙9-1(5)<br>会議室10(ドーピングコントロール室) | 5    |   |     |     |    |      |    |      | ドーピング用の便所は別紙9-1(6)で多目的便所を使用とあります。ドーピングコントロール室から直接入れる位置でないと検査体制(検査の適正確保)が取りにくいと思われませんが、会議室10(ドーピングコントロール室)内に便所は不要と理解して宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 287 | 別紙9-1<br>必要諸室及び仕様喫煙スペース         | 6    |   |     |     |    |      |    |      | 屋外に設置とありますが、喫煙者の動線や周辺環境を考えると屋外の設置は喫煙者への配慮がされていないようにも思われますが、時代性や周辺環境を鑑み室内にJTの基準に則った屋内に完全分煙室を設けるという考え方はございませんでしょうか。  | No.264の質問回答を参照してください。  |
| 288 | アリーナのコート仕様(別紙9-2)               | 1    |   |     |     |    |      |    |      | クリアランスcは隣接コート間(長辺方向)の有効クリアランスとありますが、隣接するコートの長辺どうしの有効クリアランスという解釈で宜しいでしょうか。同じくクリアランスdは隣接するコートの短辺どうしの有効クリアランスという解釈で宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 289 | アリーナコートの仕様<br>別紙9-2             |      |   |     |     |    |      |    |      | 下記※書き4項目目にある「競技区域」とは、各競技コートサイズに必要最小クリアランスを加えた部分と考えて良いですか。  | 貴見のとおりです。  |
| 290 | アリーナレイアウト仕様(別紙9-3)              | 2    |   |     |     |    |      |    |      | 9人制バレーボールコートのレイアウトがございません。ご教示ください。   | 6人制バレーボールと同じ方向にレイアウトしてください。  |
| 291 | 別紙9-4可動床・稼働壁の計画資料               |      |   |     |     |    |      |    |      | 50mプールの寸法と可動床と可動壁に関して、可動部分が5ヶ所と記載があります。プール機能及び公認条件を維持するためのLCC観点から見た効率が悪いと考えられますので、変更は可能との理解で宜しいでしょうか。  | 「別紙9-4 可動床・可動壁の計画資料」に記載のとおりです。   |
| 292 | 別紙10<br>什器備品リスト                 |      |   |     |     |    |      |    |      | 各表の最後に※印で参考として示したものとありますが、メーカー、規格まで示された意向をお伺いできますでしょうか。また、ここに記されてるメーカーの関連企業は入札参加資格要件にあるような資本面で関連のある事業者という考え方に抵触するのではないのでしょうか。また、関連企業とはみなされない場合でも、備品調達において競争力に不公平が生じることも想定されます。貴県の見解をお示しください。 | 前段については、必要最低限の備品について、事業者間の仕様のばらつきを抑える意図で記載しています。<br>後段については、メーカー名についてはあくまで参考であり、指定している訳ではございません。 |

| No. | タイトル                              | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-----------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |                                   | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |   | (英字)  |
| 293 | 【別紙11】<br>利用料金等の<br>考え方           |      |   |     |     |    |      |    |      | 利用料金について減免される団体、減免の範囲、減免率等をお示してください。<br>(例:プロスポーツのトップチームの試合は減免になるがユース世代の大会や練習は減免対象外等)   | 本県の体育施設においては、県主催スポーツイベントについて100%減免としています。また、本県に本拠地を置くプロスポーツのトップチームの試合については、アマチュア料金を適用しています。 |
| 294 | 業務要求水準<br>書<br>別紙11               | 1    |   |     |     |    |      |    |      | 利用料金の上限が決められていますが、評価の視点として利用料金が低廉であるほど評価が高くなるのとことよろしいでしょうか。   | 施設全体の稼働率・利用率を高めるための料金設定という面では評価されるものと考えます。  |
| 295 | 【別紙11】<br>スポーツ教室<br>等の受講料の<br>考え方 |      | 4 |     |     |    |      |    |      | スポーツ教室や講座等の受講料は個人利用料金相当額＋必要経費とありますが、あくまで受講料の参考ということであり、事業者が受講料の中から個人利用料金を支払う必要は無いということよろしいでしょうか。<br>もし必要がある場合、第1期運営期間は使用料金制であり、利用料金は事業者の収入ではありませんので、受講料が高くなり、利用者の利便性が低下してしまいます。 | 事業者が受講料の中から個人利用料金を支払う必要はありません。  |
| 296 | 別紙11<br>利用料金等の<br>考え方             | 2    | 2 | (2) |     |    |      |    |      | 2の施設利用料金を見ますと、個人利用も専用利用も時間区分が午前、午後、夜間の3区分で示されていますが、この区分の時間設定は利用者の利便性を最優先に考えた上、変更することは可能でしょうか。   | 可能です。事業者にて利用者の利便性の向上が図られるように提案してください。   |
| 297 | 業務要求水準<br>書<br>別紙11               | 2    | 2 | 1   |     |    |      |    |      | 個人利用の9時以前と21時以降の利用は認められないのでしょうか？認められる場合には上限額は提示金額の1/4に1.5を乗じた金額でよろしいでしょうか。  | 前段については、認められます。<br>後段については、貴見のとおりです。  |
| 298 | 別紙11 利用<br>料金の考え方                 | 2    | 2 | (2) | ①   |    |      |    |      | 区分を1時間単位や2時間単位など利用想定にて設定することは妨げないとの解釈で宜しいでしょうか。   | No.296の質問回答を参照してください。   |
| 299 | 業務要求水準<br>書<br>別紙11               | 4    | 4 |     |     |    |      |    |      | 個人利用料金相当額については、1区分あたりを1時間あたりに換算した金額を基に、実際の受講時間に合わせた金額でよろしいでしょうか。  | 御質問のような内容も含めて事業者にて利用者の利便性の向上が図られるように提案してください。   |

| No. | タイトル                     | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                          | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 300 | 【別紙12】<br>利用形態の区分と予約受付方法 | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 多目的スタジオは、個人利用が「最優先で利用可能」とされていますが、どのような利用方法を想定されていますでしょうか。多目的スタジオは、特性上、個人利用より団体利用をメインになると考えられますので、メインアリーナ等と同様の優先順位が適切と思慮します。   | 前段については、ダンス教室や卓球等の利用を想定しています。後段については、「別紙12 利用形態の区分と受付方法」P2の予約受付方法にもあるとおり、専用利用(団体利用)が個人利用よりも先に利用調整会議により利用日が決定されるものであり、この段階では、「個人・各種団体等」として「△＝専用利用がない時に利用可能」としています。「別紙12 利用形態の区分と受付方法」P1の表の多目的スタジオの欄において「個人利用」が「◎＝最優先で利用可能」とされるのは、前月25日からの予約においてです。 |
| 301 | 【別紙12】<br>利用形態の区分と予約受付方法 | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 予約受付方法で前年度2月に利用調整会議にて次年度の専用利用日を決定とありますが、基本的には県を含めた自治体の大きな事業やプロスポーツ大会の事業調整は本時点以前に決定しており、その他一般利用団体や競技団体等の利用調整を事業者で実施するということがよろしいでしょうか。その場合には、自治体の大きな事業やプロスポーツ大会の日程調整は県が行うということによろしいでしょうか。 | 前段については、貴見のとおりです。後段については、御質問のような大会等も含めて事業者にて調整してください。   |
| 302 | 利用形態の区分と予約受付方法           | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 事業者、自由提案施設の優先度が「○」となっておりますが、PFI手法の特長を活かし、広く地域住民の便宜と健康に寄与する為に、「◎」とする事が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。   | 業務要求水準書に記載のとおりとします。   |
| 303 | 別紙12<br>利用形態の区分と予約受付方法   | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 多目的スタジオにおいて個人利用が最優先となっておりますが、事業者にてスポーツ教室等を実施する場合も最優先としていただくことが必要です。それが可能でない場合には各種事業の事業計画が立てることができず、適切な利用料金収入計画ができません。見直しをお願いできないでしょうか。  | 業務要求水準書に記載のとおりとします。なお、No.300の質問回答も参照してください。   |
| 304 | 別紙12<br>利用形態の区分と予約受付方法   | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 要求水準書上は事業者の自由提案も優先項目に含まれていますが、別紙12を拝見すると事業者は下位の優先となり(最優先から外れているも含む)、PFIの特性を活かし、創意工夫を図るために利用形態の区分と予約受付方法を事業者の提案にさせて頂くか、事業者の区分を◎にして頂くことは不可能でしょうか。   | 業務要求水準書に記載のとおりとします。   |
| 305 | 別紙12<br>利用形態の区分と予約受付方法   | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 自主事業であってもプロスポーツの公式試合なら最優先されるのでしょうか。   | ここでいうプロスポーツの公式試合は、「別紙12 利用形態の区分と予約受付方法」P2※1のとおりB.LEAGUE(プロバスケットボールリーグ)を想定しているものです。自主事業は事業者が自由提案事業として使用する場合となります。  |

| No. | タイトル                               | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答 |  |   |
|-----|------------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|----|--|---|
|     |                                    | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |    | (英字)   | ローマ   |
| 306 | 別紙12<br>利用形態の区分と予約受付方法             | 1    |   |     |     |    |      |    |      |    | 全県下のSSCイベントや県民参加型の大型イベントは事業者提案となると思うが、県民参加の大型イベントを土日に行なえる優先権が事業者が無いのは、県がお考えになり主催するイベント以外は行なう必要は無いとの見解でしょうか。                  | あくまでも優先順位の考え方を示したものですので、事業者によるイベント実施を排除するものではありません。         |
| 307 | 業務要求水準書<br>別紙12                    | 1    |   |     |     |    |      |    |      |    | 多目的スタジオに関して、個人利用を最優先とされていますが、個人利用は利用の前月25日からとなっています。これでは事業者が行う専用利用の計画が立てられないため、事業者専用利用を最優先としていただき、利用調整会にて調整するとしていただけないでしょうか。 | No.300の質問回答を参照してください。                                       |
| 308 | 業務要求水準書<br>別紙12                    | 1    |   |     |     |    |      |    |      |    | 本施設の利用促進等のためにも、メインアリーナの利用に関して事業者専用利用に関しても最優先としていただき、利用調整会議に参加させていただくようお願いできないでしょうか。  | 業務要求水準書に記載のとおりとします。   |
| 309 | 別紙12<br>利用形態の区分と予約受付方法             | 2    |   |     |     |    |      |    |      |    | 多目的スタジオでは個人利用が最優先となっていますが、予約受付方法を見ると、前月の25日からしか予約ができないことになっています。利用調整会議の際に専用利用を決めることは不可という事になるのでしょうか。                         | No.300の質問回答を参照してください。                                       |
| 310 | 業務要求水準書<br>別紙13                    | 1    | 2 |     |     |    |      |    |      |    | 選定事業者から提案のあった施設で県が実施可能と認めた施設とありますが;<br>①事業提案者の提案段階で県が認めるかどうかを判断されるのでしょうか?<br>②「実施可能と認めた施設」となる判断基準をお示し抱けないでしょうか?              | ①貴見のとおりです。<br>②事業者の提案にもよりますので、意見交換会での議題として県と対話を行うようにしてください。 |
| 311 | 別紙13<br>自由提案施設(事業)等に係る使用料の取り扱いについて | 1    | 3 |     |     |    |      |    |      |    | 施設の使用料として売上高の11%以上で提案することになると考えますが、低廉で優良なサービスを提供するためには過大な使用料の設定は悪影響を及ぼす可能性もあると思われます。条例に基づいて3.24%~10.8%の間での提案としていただけないでしょうか。  | 業務要求水準書に記載のとおりとします。   |
| 312 | 別紙13 使用料                           | 1    | 3 |     |     |    |      |    |      |    | 本件、県に支払う自由提案施設に関わる使用料については、本文にあるとおり、事業者が売上高の11.0%以上で総じて提案するものとし、個別の施設(駐車場等)の利用形態に応じた提案は不要との理解で宜しいでしょうか。                      | 業務要求水準書に記載のとおり売上高の11%以上で提案してください。                           |

| No. | タイトル            | 該当箇所 |                          |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-----------------|------|--------------------------|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                 | 頁    | 数                        | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 313 | 別紙13<br>使用料     | 1    | 3                        |     |     |    |      |    |      |      | 使用料については、「売上高の11.0%以上で選定事業者が提案する割合」とのことですが、基準となる売上高は税抜金額の売上高と想定すればよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。                                      |
| 314 | 業務要求水準書<br>別紙13 | 1    | 3                        |     |     |    |      |    |      |      | 売上高の11%以上とありますが、条例に基づいて3.24%～10.8%の間での提案としていただけないでしょうか。県民への利便性向上等のための低廉な利用料金で様々な自由提案を計画提案するためには過大な使用料の設定は厳しいと考えます。事業全体の安定的な遂行のためにも再考をお願いいたします。                      | 業務要求水準書に記載のとおりとします。                            |
| 315 | 業務要求水準書<br>別紙14 |      |                          |     |     |    |      |    |      |      | 提案するサイン計画は、本資料に例示されている仕様(形状、色彩等)と同じもので良いとの理解でよろしいでしょうか。   | 色彩やフォント等については、落札者決定後、協議することとします。               |
| 316 | 参考1             |      |                          |     |     |    |      |    |      |      | 高さ制限について記載がございしますが、同規制は敷地内の配置計画・コスト面に大きく影響いたします。高さについて入札前に「参考1」に記載のある陸上自衛隊の該当部署に協議させていただいても良いものでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                      |
| 317 | 参考2             | 1    | 3条                       |     |     |    |      |    |      |      | 第3条の⑤⑥⑦に施設に係る事項が記載されていますが、これらに関しては貴県の要求水準に沿えば良いとの理解で宜しいでしょうか？   | 貴見のとおりです。                                      |
| 318 | 参考2             | 1    | 4条                       |     |     |    |      |    |      |      | ライセンス申請者とは選定事業者のことではないという理解で宜しいでしょうか？   | 貴見のとおりです。                                      |
| 319 | 参考2             | 3    | 12条<br>13条<br>14条<br>15条 |     |     |    |      |    |      |      | ライセンスマネージャ・ライセンス事務局・ライセンス諮問会と選定事業者の関わりが良く分かりません。ライセンスマネージャ等により施設等の改善が求められる事が有るのでしょうか？<br>事業者が貴県の要求水準書通りに施設を整備している限りにおいて、かような改善が求められた場合のリスク分担は貴県が負われるという理解で宜しいでしょうか？ | 前段については、Bリーグの判断によるのでお示しできません。後段については、貴見のとおりです。 |

| No. | タイトル                            | 該当箇所 |         |                    |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|---------------------------------|------|---------|--------------------|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                                 | 頁    | 数       | (数)                | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 320 | 参考2<br>Bリーグクラブ<br>ライセンス交付<br>規則 | 11   |         |                    |     |    |      |    |      |      | 参考2「Bリーグクラブライセンス交付規則 第7章 施設基準」を見ますと、プレックスは当施設をホームアリーナとする契約(ホームアリーナ使用確認書)は交わされていますでしょうか。また、それを事業計画に充当した事業提案をさせて頂いても宜しいのでしょうか。ホームアリーナとする契約を締結していない場合に、今後、本件事業期間中はホームアリーナとして利用することを前提に提案することによろしいでしょうか。これらの利用方法が明確にならないと、自主事業等の事業計画が立てられず、利用料金の算定も不明確になります。前提条件として明確にしてください。 | リンク栃木プレックスと当施設をホームアリーナとする契約は、入札公告時で交わしていませんが、事業期間中はホームアリーナとして利用することを前提に提案してください。 |
| 321 | 参考2                             | 11   | 20<br>条 |                    |     |    |      |    |      |      | 第20条に施設基準内容が記載されていますが、これらに関しては貴県の要求水準に沿えば良いとの理解で宜しいでしょうか？   | 貴見のとおりです。  |
| 322 | 参考2                             | 15   | 21<br>条 | P<br>06<br>P<br>07 |     |    |      |    |      |      | ここに記載のあるセキュリティ担当および広報担当とは、当該プロチームにて具備すべき担当であるという意味でしょうか？  | 貴見のとおりです。  |
| 323 | 参考2                             | 15   | 21<br>条 | P<br>13            |     |    |      |    |      |      | ここに記載のある安全・警備組織・警備員とは、当該プロチームにて具備すべき担当であるという意味でしょうか？  | 貴見のとおりです。  |
| 324 | 将来対応について<br>参考3                 | 1    |         |                    |     |    |      |    |      |      | ●は「今後具備することが望まれる」とありますが、本件については考えなくてもよろしいでしょうか？   | 事業者提案によります。  |
| 325 | メインアリーナ<br>参考3                  | 2    |         | (5)                |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」P2 施設要件 I 座席(5)に立ち見席とあります。「別紙9-1 必要諸室及び仕様」には記載がありませんが、不要と考えてよろしいでしょうか？  | 事業者提案によります。  |
| 326 | 駐車場について<br>参考3                  | 4    |         |                    |     |    |      |    |      |      | 駐車台数については、要求水準に従えばBリーグ検査要項を満足することができるかと考えてよろしいのでしょうか？   | 貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル                                | 該当箇所   |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-------------------------------------|--------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                                     | 頁      | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 327 | メインアリーナ<br>参考3                      | 4      | 6 |     |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」<br>P4 II 試合アリーナ 6大型映像設備は常設設備とあります。<br>「別紙9-1 必要諸室及び仕様」では、「大型映像装置や…の<br>設置を想定したスペース、トラス、パトン、ブラケット等を設ける<br>こと。」との記載となっています。大型映像設備本体の取り扱い<br>について、ご指示ください。  | 大型映像装置の設置は業務要求水準ではありません。大型映<br>像装置は、Bリーグクラブライセンスを満足するために必ず具<br>備する必要がありますが、ライセンス申請者による仮設での設<br>置を想定しています。 |
| 328 | 駐車場計画<br>参考3                        | 4      |   |     |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」P4・5V 駐車場<br>3～6については、どれくらいの台数を想定すればよろしいで<br>しょうか。  | 事業者提案によります。   |
| 329 | 参考3<br>I 付帯設備<br>1. トイレ             | 5      |   |     |     |    |      |    |      |      | 設置要件トイレの項目において★★★は2%●は3%とありま<br>すが、解説部イ～ホの「将来的に★★★の条件とする」と書か<br>れており、その場合には、客席数比5%等となりますが、今回<br>は★★★2%として計画してよろしいでしょうか。   | No.261の質問回答を参照してください。   |
| 330 | 便所<br>参考3                           | 5      |   |     |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」<br>P5 I 付帯設備 1トイレ ≪観客エリア内におけるトイレ設備<br>に関する推奨規定≫※将来的に「★★★」の条件とする の中<br>に、トイレの対客席数比が5%と記載あります。「別紙9-1 必要<br>諸室及び仕様」では2%以上との記載があり、今回は2%以上<br>との考えでよろしいでしょうか。   | No.261の質問回答を参照してください。   |
| 331 | 車路、機器等<br>搬入スペース<br>参考3             | 5<br>6 |   |     |     |    |      |    |      |      | 「テレビ中継車及び電源車の駐車スペースを…各1台分ずつ<br>確保」との記載がありますが、「参考3 B. LEAGUEホームア<br>リーナ検査要領」P5には「大型中継車(10-12m車長)、音声<br>中継車(8-10m車長)、電源車等の大型車両…専用スペースを<br>確保する。」とあります。要求水準書では2台分の確保ですが、<br>これで、「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」の条件<br>を満たしていると考えてよろしいでしょうか。 | テレビ中継車、音声の中継車、電源車の駐車スペースを、ケーブ<br>ルの敷設、機材の設置に問題がない場所に各1台分ずつ確保<br>してください。なお、業務要求水準書を修正しましたので、御確<br>認ください。   |
| 332 | B.LEAGUEホ<br>ムアリーナ検<br>査要項<br>(参考3) | 9      |   |     |     |    |      |    |      |      | メディア用諸室およびスペースについては、利用する人数規模<br>に相応する広さがありますが、具体的な面積をご教示ください。   | 事業者提案によります。   |
| 333 | B.LEAGUEホ<br>ムアリーナ検<br>査要項<br>(参考3) | 9      |   |     |     |    |      |    |      |      | ブロードキャスター用諸室およびスペースについては、利用す<br>る人数規模に相応する広さがありますが、具体的な面積をご教<br>示ください。  | 事業者提案によります。   |

| No. | タイトル                  | 該当箇所         |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-----------------------|--------------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                       | 頁            | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 334 | 更衣室<br>運営諸室ほか<br>参考3  | 8<br>~<br>10 |   |     |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」P8~10 ⑤諸室要件の各室にて、「利用する人数規模に応じて対応の広さの部屋が確保でき、必要とする各種備品が配備されている」との記載がありますが、今回公表された要求水準書、備品リスト等に網羅されているとの考えでよろしいでしょうか。 | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」に記載されている什器備品の中には、ライセンス申請者にて整備する什器備品もあります。事業者が整備する什器備品は業務要求水準書に記載のとおりです。 |
| 335 | 観客対応<br>サービス機能<br>参考3 | 11           | 3 |     |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」P11 3館内の観客対応 サービス機能 にて、「救護室」で応急措置を行う医師(および看護師)を適切な場所に配置する、との記載がありますが、これは事業者業務に含まれるのでしょうか。                           | 業務要求水準ではありません。  |
| 336 | メインアリーナ<br>参考3<br>全般  |              |   |     |     |    |      |    |      |      | 「参考3 B. LEAGUEホームアリーナ検査要領」に記載されている什器備品については、「別紙10 什器備品リスト」に網羅されているとの考えでよろしいでしょうか。   | No.334の質問回答を参照してください。   |
| 337 | 参考3<br>全般             |              |   |     |     |    |      |    |      |      | 参考3B.LEAGUEホームアリーナ検査要項には維持管理における要求は見受けられませんが、維持管理に関してはないという事でよろしいでしょうか？   | 貴見のとおりです。   |
| 338 | 参考3<br>全般             |              |   |     |     |    |      |    |      |      | 参考3の各種検査項目はあくまでも参考であり、内容はすべて貴県の要求水準書にて網羅され要求水準書が正という理解で宜しいでしょうか？  | 貴見のとおりです。   |
| 339 | 参考6<br>全般             |              |   |     |     |    |      |    |      |      | 自主事業④とありますが、どのような自主事業を展開しているかご開示願えないでしょうか？  | 体操教室や運動教室等を実施しています。   |

■様式集に関する質問に対する回答

| No. | タイトル                              | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      |     | 質問内容  | 回答  |
|-----|-----------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|-----|---|---|
|     |                                   | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | ローマ |   |   |
| 1   | 決算報告書                             | 1    | 1 | 2   |     |    |      |    |      |     | 「決算報告書」は直近1年分でよろしいでしょうか。  | 直近3か年分の決算報告書の写しを提出してください。   |
| 2   | 添付書類 2-1                          | 1    | 1 | 2   |     |    |      |    |      |     | 会社概要書とは会社のパンフレットでよろしいのでしょうか。違う場合は「様式」もしくは必要な記載項目を明示頂けますでしょうか。                                   | 会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレット等でも結構です。  |
| 3   | 添付書類 2-2                          | 1    | 1 | 2   |     |    |      |    |      |     | 決算報告書は2015年度の報告書でよろしいでしょうか。   | No.1の質問回答を参照してください。   |
| 4   | 様式2-1<br>入札参加表明<br>時の提出書類         | 1    | 2 |     |     |    |      |    |      |     | 会社概要書を満たす要件とは、どのようなものか最低限のものをご教示ください。   | 会社の基本情報がわかる資料を想定しています。会社のパンフレット等でも結構です。   |
| 5   | 第1 様式一覧                           | 1    | 2 |     |     |    |      |    |      |     | 添付書類2-2決算報告書は、当該時点で提出できる直近1年分という理解で宜しいでしょうか。  | No.1の質問回答を参照してください。   |
| 6   | 第1 様式一覧                           | 1    | 2 |     |     |    |      |    |      |     | 添付書類2-4納税証明書の国税分は、「その3の3」未納がない証明書で宜しいでしょうか。   | 国税については、貴見のとおりです。<br>また、地方税については、①本社が所在する都道府県の発行する全税目に未納がないことの証明書及び②栃木県の発行する全税目に未納がないことの証明書とします。(本社が栃木県外にあり営業所等が県内にある場合は①及び②、本社が栃木県外にあるが営業所等が県内にない場合は①、本社が栃木県内にある場合は②とします。) |
| 7   | 添付書類 4-1<br>金融機関から<br>の関心表明書<br>等 | 2    | 4 | (3) |     |    |      |    |      |     | 様式集5頁 第2項 提出書類作成要領 2企業名の記載にある通り、関心表明書に記載の金融機関名についても同様の扱いとし、添付の際には金融機関名を伏せるとの理解でよろしいでしょうか。       | 金融機関等の関心表明書については金融機関等名は伏せなくても結構です。  |
| 8   | 企業名の記載                            | 5    | 2 | 2   |     |    |      |    |      |     | 「原則として代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと」とございますが、例外として記載が認められる記載事例等について具体例をお示しできませんか。        | 例外として想定しているものではありません。「原則として」は削除します。なお、様式集を修正しましたので、御確認ください。   |
| 9   | 記載内容                              | 5    | 2 | 3   |     |    |      |    |      |     | 「類似業務の実績等を記載するなど、当該提案の実現性が確認できるよう配慮すること。ただし、上記「2 企業名の記載」に留意すること」とありますが、具体的な案件名は記載して差し支えないでしょうか。 | 具体的な案件名や所在地は記載しないでください。   |
| 10  | 書式等                               | 5    | 2 | 4   |     |    |      |    |      |     | 提案内容について特に強調したい箇所、重要と考えられる箇所等について、文字色を変えて強調しても構いませんか。   | 読みやすさに配慮して事業者にて提案してください。  |

| No. | タイトル     | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |          | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 11  | 書式等      | 5    | 2 | 4   |     |    |      |    |      |      | ページ数の上限枚数を超えて提案内容を補足する参考資料を添付することは可能でしょうか。  | 不可とします。   |
| 12  | 書式等      | 5    | 2 | 4   |     |    |      |    |      |      | 「添付資料4-1 金融機関からの関心表明書等」の様式がございですが、金融機関以外からの関心表明書などがある場合にもこの4-1に添付するのでしょうか。それとも該当する提案様式にページ数の上限枚数を超えて添付することが可能なのでしょうか。 | 添付資料4-1に含めて添付してください。なお、No.7の質問回答も参照してください。                    |
| 13  | 企業名の記載   | 5    | 2 |     |     |    |      |    |      |      | 企業名を記載する一覧表は指定様式はないとのことよろしいでしょうか。   | 企業名を記載する一覧表の様式は「補足資料 企業名一覧表」のように提案書への記載名と企業名が対照するように記載してください。 |
| 14  | 記載内容     | 5    | 3 |     |     |    |      |    |      |      | すべて横書きで記載とありますが、図表内の文字についてはこの限りではないということよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 15  | 記載内容     | 5    | 3 |     |     |    |      |    |      |      | 補足資料に関しては様式指定はなく提案者による書式でよろしいでしょうか。   | 補足資料は添付書類や図面等を示したものです。  |
| 16  | 納税証明書    | 7    | 3 | 3   |     |    |      |    |      |      | 「最近1年間の未納がないことが確認できるもの」は納税証明書(その3の3)でよろしいでしょうか。   | No.6の質問回答を参照してください。   |
| 17  | 第3 提出要領  | 7    | 3 |     |     |    |      |    |      |      | 国税及び法人税と明記あるのは、国税及び地方税ということでしょうか。   | 「国税及び法人税」とあるのは、「国税及び地方税」に修正します。                               |
| 18  | 入札時の提出書類 | 8    | 5 |     |     |    |      |    |      |      | ファイルについては、サイズ以外は形式は自由と考えて宜しいでしょうか。  | A4ファイルであれば形式は自由とします。  |
| 19  | 図面枚数     | 9    | 5 | (6) |     |    |      |    |      |      | 図面枚数は必要に応じて指定の枚数より多くしてもよろしいでしょうか。   | 制限枚数の範囲内で作成してください。  |
| 20  | 図面等      | 9    | 5 | (6) |     |    |      |    |      |      | 図面1~13の枚数については、記載されている枚数を制限枚数と考えて宜しいでしょうか。また、平面図に関しては計画によって枚数が前後することが考えられますが、制限枚数を超えて作成することは可能でしょうか。                  | 前段については、貴見のとおりです。後段については、制限枚数の範囲内で作成してください。                   |

| No. | タイトル                      | 該当箇所 |   |     |        |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |                                       |
|-----|---------------------------|------|---|-----|--------|----|------|----|------|------|--|---------------------------------------|
|     |                           | 頁    | 数 | (数) | (数)    | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ                                   |
| 21  | 透視図                       | 9    | 5 | (6) | ①<br>② |    |      |    |      |      | ②内観透視図についてはA3×5枚の制限がありますが、指定されている5面に加え、「必要に応じて提案に当たり必要と考える部分について作成すること」となっております。A3様式の中に複数の透視図をレイアウトすることが可能と考えて宜しいでしょうか。同様に①完成予想図についても、A3×3枚の範囲内であれば、4面以上の外観透視図を作成して宜しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。                             |
| 22  | 透視図                       | 9    | 5 | (6) | ①<br>② |    |      |    |      |      | 提案書の挿図として用いる透視図については、本項に関わらず別途作成してよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりですが、提案書の制限枚数の範囲内で作成してください。      |
| 23  | 内観透視図                     | 9    | 5 | (6) | ②      |    |      |    |      |      | 「それ以外は枚数の範囲内で、必要に応じて提案に当たり必要と考える部分について作成すること」とありますが、「最低限作成する」とされている5枚とは別に、何枚まで作成可能でしょうか。   | 制限枚数の範囲内で作成してください。                    |
| 24  | 様式2-2<br>入札参加表明書          |      |   |     |        |    |      |    |      |      | 多数の構成員・協力企業間での押印に時間を要するため、各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシュア製本にて提出することは可能でしょうか。  | 様式集に記載のとおりとします。                       |
| 25  | 様式2-3<br>入札参加者構成表及び役割分担表  |      |   |     |        |    |      |    |      |      | 多数の構成員・協力企業間での押印に時間を要するため、各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシュア製本にて提出することは可能でしょうか。  | 様式集に記載のとおりとします。                       |
| 26  | 様式2-4<br>委任状              |      |   |     |        |    |      |    |      |      | 多数の構成員・協力企業間での押印に時間を要するため、各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシュア製本にて提出することは可能でしょうか。  | 様式集に記載のとおりとします。                       |
| 27  | 様式2-6<br>参加資格要件に関する書類     |      |   |     |        |    |      |    |      |      | 各業務に当るものが複数の場合、実績を有する一社以外は、実績欄の記入、実績を証する書類の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。  | 実績を有するものが複数の場合は、その実績についても同様に提出してください。 |
| 28  | 様式2-6<br>参加資格要件に関する書類     |      |   |     |        |    |      |    |      |      | 建設業務(電気設備工事、機械設備工事、土木工事)にあつては、構造種別、延床面積、主たる体育室の競技面積については、記入不要との理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。                             |
| 29  | 参加資格要件<br>書類<br>様式2-6-3-● |      |   |     |        |    |      |    |      |      | 様式2-6-1のように、参加資格の申請について1枚の書式で済むようにはされないのでしょうか？   | 様式集に記載のとおりとします。                       |

| No. | タイトル                    | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|-------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |                         | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 30  | 様式4-2-2<br>入札価格内訳書      |      |   |     |     |    |      |    |      | 内訳書①～⑤の金額と、様式4-3-7、様式4-3-8、様式4-3-9の金額との関連性についてお示しください(例えば、①の金額は様式4-3-7表中の「控除後小計(F=D-E)」欄合計に一致する、等)。 | それぞれの様式の税抜の合計金額が内訳書記載の金額と一致するようにしてください。  |
| 31  | 様式4-2-2<br>入札価格内訳書      |      |   |     |     |    |      |    |      | 割賦金利は②の区分でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 32  | 様式4-2-2<br>入札価格内訳書      |      |   |     |     |    |      |    |      | ②に記載する金額は、様式4-3-7初期投資費の内訳書の(G)備品等調達・設置業務費+(H)その他初期投資費+割賦金利となるのでしょうか。                                | 様式4-3-7の控除後小計(K)に割賦金利を加算した額となります。  |
| 33  | 様式4-3-2～                |      |   |     |     |    |      |    |      | 様式名番号・タイトル・ページ番号・受付番号等必要事項は記載したうえで、フォント、枠線の有無等の書式は若干変更しても差し支えないでしょうか。                               | 差し支えありません。   |
| 34  | 様式4-3-7<br>初期投資費の内訳書    |      |   |     |     |    |      |    |      | 各年度に記載する金額は、実際にSPCから支出した金額との理解でしょうか。  | 県が支払うサービス購入費の合計額と一致させてください。  |
| 35  | 様式4-3-7                 |      |   |     |     |    |      |    |      | 出来高見込み(%)を記入する欄がありますが、実施設計分と工事費分をそれぞれ分けて記入するのでしょうか。   | 実施設計及び工事費の全体額に対する出来高見込を記入してください。   |
| 36  | 様式4-3-9<br>運営・維持管理費の内訳書 |      |   |     |     |    |      |    |      | 本表に記載の「1年あたり」とは、事業期間合計を年度で単純に分割した数値との理解で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 37  | 様式4-3-10～<br>17         |      |   |     |     |    |      |    |      | 様式のサイズをご指定いただけますでしょうか。  | 様式4-3-10はA3、様式4-3-11～12はA4、様式4-3-13～14はA3、様式4-3-15はA4、様式4-3-16～17はA3としてください。なお、様式集を修正しましたので、御確認ください。 |
| 38  | 様式4-3-10                |      |   |     |     |    |      |    |      | 本様式の※5において消費税を、明確に区分してくださいとのことですが、損益計算書、キャッシュフロー等も税抜で記載していますので、当該欄への記述はしなくてもよろしいでしょうか。              | (1)投資計画書の表に消費税等の欄を設けていますので、消費税等を明確に区分して記載してください。   |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |   | (英字)   |
| 39  | 様式4-3-10   |      |   |     |     |    |      |    |      | 本様式は、H29年度から施設整備期間が始まっていますが、SPCの設立はH28年度末(H29年1月の仮契約締結時にはSPCの設立が必要)となります。①実際はH28年度末のSPC設立としても、本様式にはH29年度に記載することによろしいでしょうか。②あるいは、H28年度の欄を追加して記載することでもよろしいでしょうか。この場合、様式4-3-14の様式にもH28年度の欄を追加してもよろしいでしょうか。 | 適宜H28年度の欄を追加してください。                            |
| 40  | 様式4-3-10   |      |   |     |     |    |      |    |      | 枚数は必要枚数ということで宜しいでしょうか？  | 枚数は必要枚数で提案しても構いませんが原則は1枚に収めるようにしてください。         |
| 41  | 様式4-3-13   |      |   |     |     |    |      |    |      | 枚数は必要枚数ということで宜しいでしょうか？  | 枚数は必要枚数で提案しても構いませんが原則は1枚に収めるようにしてください。         |
| 42  | 様式4-3-14<br>損益計算書                                |      |   |     |     |    |      |    |      | 売上高 設計・建設の対価の交付金事業相当額とは、サービス購入費A-1(一括払い分)との理解で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                      |
| 43  | 様式4-3-14<br>損益計算書                                |      |   |     |     |    |      |    |      | サービス購入費から控除する収入とありますが、別途資料の「サービス購入費の算定及び支払い方法等」(1)サービス購入費の仕組み等に記載のあります利用者からの料金収入等を示しておられるでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                      |
| 44  | 様式4-3-14<br>損益計算書、<br>キャッシュフ<br>ロー計算書及<br>び貸借対照表 |      |   |     |     |    |      |    |      | 様式4-3-9サービス購入費の対象分、維持管理業務費(B)に示されている「体育館分館の修繕及び備品購入等に関する業務費」(事業者実施費用分(小修繕・見積額1件100万未満のもの等))は、様式4-3-14の損益計算書キャッシュフロー計算書及び貸借対照表においては、維持管理業務費に計上するとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。                                      |
| 45  | 様式4-3-14   |      |   |     |     |    |      |    |      | 書式はA3で、各1枚までということで宜しいでしょうか？   | 書式はA3で、枚数は必要枚数で提案しても構いませんが原則は各1枚に収めるようにしてください。 |
| 46  | 様式4-3-14<br>キャッシュフ<br>ロー計算書                      |      |   |     |     |    |      |    |      | 修繕積立金、返済準備積立金の項目がありますが、これらについては任意での設定で宜しいでしょうか。仮に、グループの創意工夫によりこれらの積立金を準備しない提案を行う場合、評価に影響が出るのでしょうか。  | 事業リスクや事業の安定化等に配慮して事業者にて提案してください。               |
| 47  | 様式4-4-14～<br>16                                  |      |   |     |     |    |      |    |      | 制限枚数をご指定いただけますでしょうか。  | No.60の質問回答を参照してください。                           |

| No. | タイトル                        | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|-----------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |                             | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 48  | 様式4-4-15                    |      |   |     |     |    |      |    |      | 枚数は必要枚数ということで宜しいでしょうか？  | No.60の質問回答を参照してください。  |
| 49  | 様式4-3-15<br>サービス購入<br>費の内訳書 |      |   |     |     |    |      |    |      | サービス購入費Aは、支払時期(請求年月日)に記載される月にお支払頂けるとの理解で宜しいでしょうか。   | 別添資料1に記載のとおり、県による出来高確認後及び本施設の引渡後、事業者が請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払います。  |
| 50  | 様式4-3-15<br>サービス購入<br>費の内訳書 |      |   |     |     |    |      |    |      | (2)設計・建設の対価【サービス購入費A-2(割賦元本)及びA-3(割賦金利)】の第1回目の支払対象期間が平成33年4月～平成33年9月とありますが、引渡しが平成33年1月末であり、基準金利が引渡日の2営業日前に決定されることから、第1回目の支払対象期間は平成33年2月～平成33年9月の8ヶ月間としていただけないでしょうか。 | 第1回目の支払対象期間は平成33年2月～平成33年9月となります。なお、各回の支払額が同額となるようにしてください。様式4-3-15を修正しましたので、御確認ください。  |
| 51  | 様式4-3-15<br>サービス購入<br>費の内訳書 |      |   |     |     |    |      |    |      | 第一期の利用料金は県の収入とされていますが、こちらは控除するとの理解でしょうか。  | 第1期(平成33年4月～平成35年3月)は使用料収入は県の収入となるため、使用料収入分を控除しない運営・維持管理費をサービス購入費として提案することも可とします。また、「様式4-3-9 運営・維持管理費の内訳書」においては、利用料金収入(E)の項目を新たに設けていますので、事業期間合計については、第1期の使用料収入は控除しないものとして計算して、様式4-2-2とも一致するようにしてください。No.30の質問回答も参照してください。 |
| 52  | 様式4-3-15<br>サービス購入<br>費の内訳書 |      |   |     |     |    |      |    |      | サービス購入料C-1(運営・維持管理費)の各回の支払額は、第1回から第60回支払まで同額とするとありますが、①運営業務費修繕・更新業務費、②維持管理業務費の変動を考慮すると、C-1も変動するものと考えますが、こちらは変動も見込んで宜しいということでしょうか。                                   | No.51の質問回答を参照してください。  |
| 53  | 様式4-3-15                    |      |   |     |     |    |      |    |      | サービス購入費A-2の初回の支払いですが、割賦債権の初回の期間が平成33年4月から平成33年6月となっていますが、施設の引渡しが平成33年1月31日であるため、初回の割賦金利算定期間は2月～6月の5か月分として算定する必要はないでしょうか。  | No.50の質問回答を参照してください。  |
| 54  | 様式4-3-15                    |      |   |     |     |    |      |    |      | 様式内に支払い時期(請求年月日)とありますが、例えば、平成30年4月の場合、業務が終了して、4月中に請求書を提出すれば、30日以内の5月末までには、サービス購入費が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |

| No. | タイトル                         | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答   |
|-----|------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |                              | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |  |
| 55  | 様式4-3-15                     |      |   |     |     |    |      |    |      | 様式は4枚という理解で宜しいでしょうか？   | 貴見のとおりです。  |
| 56  | 様式4-3-15                     |      |   |     |     |    |      |    |      | (1)設計・建設の対価サービス購入費A-1(一括払い分)において、<br>①表中の設計・建設の対価欄の合計は50億円で、消費税等が5億円で合計55億円が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。<br>②消費税は10%として算出するとの理解でよろしいでしょうか。 | ①については、税抜で50億円としているもので、消費税等を加えたものを支払う予定です。<br>②については、8%としてください。なお、提出書類において「消費税等」の記入欄がある場合には、すべて8%で計算することとしてください。なお、様式集を修正しましたので、御確認ください。 |
| 57  | 様式4-3-16                     |      |   |     |     |    |      |    |      | 様式は必要枚数ということで宜しいでしょうか？   | 枚数は必要枚数で提案しても構いませんが原則は1枚に収めるようにしてください。   |
| 58  | 様式4-3-16<br>独立採算業務<br>の収支計算書 |      |   |     |     |    |      |    |      | 提出の際は円単位との理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 59  | 様式4-3-17<br>自由提案事業<br>の収支計算書 |      |   |     |     |    |      |    |      | 提出の際は円単位との理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 60  | 様式4-4-16                     |      |   |     |     |    |      |    |      | 書式は様式4-4-17同様、A3横でも宜しいのでしょうか？また、枚数も必要枚数ということで宜しいでしょうか？   | 様式4-4-14、様式4-4-16はA3横で作成してください。また、様式4-4-14～16は必要枚数で作成してください。なお、様式集を修正しましたので、御確認ください。   |
| 61  | 様式4-5-9                      |      |   |     |     |    |      |    |      | 長期修繕・更新業務の内訳書の様式が見当たりません。この様式に足してA3横で枚数は必要枚数として提出すれば宜しいのでしょうか？   | 様式4-5-9に収まるように事業者にて提案してください。   |

■基本協定書(案)に関する質問に対する回答

| No. | タイトル           | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 1   | SPC設立住所について    | 1    | 3 |     |     |    |      |    |      |      | 特別目的会社の設立にあたって定める住所地については、本事業施設内としてもよろしいでしょうか。  | 特別目的会社の本店所在地の住所を本施設内とすることは可能です。  |
| 2   | 特別目的会社の設立      | 1    | 3 |     |     |    |      |    |      |      | 特別目的会社は本施設内に設置してもよろしいでしょうか。   | No.1の質問回答を参照してください。  |
| 3   | 特別目的会社の設立      | 2    | 3 | 3   |     |    |      |    |      |      | 出資比率の変更について協議に応じることができるとありますが、提案段階で出資比率の変更を提案してもよろしいでしょうか。                                      | 提案することは可能ですが、県の承諾は実際に出資比率の変更にかかる承諾依頼があったときに判断します。  |
| 4   | 株式の譲渡等         | 2    | 4 |     |     |    |      |    |      |      | 融資を行う担保権者として、本事業の株式に担保設定を行うことについては、貴県のご承諾は通常頂けるものと考えて宜しいでしょうか。                                  | 株式に担保権を設定したい旨の申し出があったときに判断します。   |
| 5   | 事業契約           | 4    | 6 | 6   |     |    |      |    |      |      | 係る違約金の支払義務を連帯して、とありますが、本事由に関しては帰責性が明確になっている事由と考えられます。帰責者が負担すると修正いただけないでしょうか。                    | 原案のとおりとします。  |
| 6   | 辞退における違約金等について | 4    | 6 | 7   |     |    |      |    |      |      | 入札参加表明書類提出の後、基本協定書締結迄の期間に社会的事由等(事業者の辞退を含む)により、基本協定書締結ができなかった場合には、ペナルティは課せられないものという理解でよろしいでしょうか。 | 違約金を「請求することができる」とあるので、違約金を請求するかどうかは事業契約の不締結が明らかになったときに判断しますが、事業者側の責めに帰すべき事由による事業契約の不調ですので、原則として違約金を請求するとお考えください。 |
| 7   | 事業契約           | 4    | 6 | 8   |     |    |      |    |      |      | 本契約を締結しないことができるとありますが、原則は契約を締結していただけるとの理解でよろしいでしょうか。  | 具体的な状況に基づき判断しますので、あらかじめこれを明らかにすることはできません。  |
| 8   | 第6条(事業契約)      | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 「第1項の場合を除き～」とありますが、第1項は適当ではないと思われるため、他の条項の誤りでしょうか。  | 「第1項の場合を除き」は削除します。   |
| 9   | 第6条(事業契約)      | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 第6条第7項が適用となるのは、同条第2項又は第8項に該当する場合のみと考えてよろしいでしょうか。仮に他にある場合は、具体的な例をお示しいただけますでしょうか。                 | 第6条第7項が適用となるのは、同条第2項又は第8項に該当する場合のみとは限りません。例えば、落札者が本事業について検討委員会の委員に接触を試みたことが発覚した場合などが考えられます。                      |

| No. | タイトル                       | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|----------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                            | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 10  | 第6条(事業契約)                  | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 第6条第8項により契約締結に至らなかった場合、事業者の故意や重過失等の有無を合理的に判断したうえで同条第7項による違約金の請求に至ると考えてよろしいでしょうか。たとえば、本件とは無関係の工事における事故による指名停止等を理由に、ただちに第7項による違約金の請求がなされるものではないと考えてよろしいでしょうか。  | 第6条第8項により契約締結に至らなかった場合、事業者側の事由を検討したうえで同条第7項による違約金の請求を判断することは、貴見のとおりです。 |
| 11  | 第6条(事業契約)                  | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 「民間事業者のいずれかの責に帰すべき事由により期日までに事業契約の締結に至らなかった場合、違約金を連帯して支払う」とありますが、民間事業者内での協議に要する期間、支払を猶予頂くことはできますでしょうか。  | 違約金の請求のタイミングについては、事業者側の意見を聴取するものとします。                                  |
| 12  | 第6条<br>事業契約                | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 「第1項の場合を除き」とは、6条1項にある「県と民間事業者は県と特別目的会社との事業契約を締結せしめるべく最大限努力した場合」を除きということでしょうか。  | No.8の質問回答を参照してください。  |
| 13  | 事業契約<br>(第6条7項)            | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 「第1項の場合を除き」と規定されておりますが、第6項の誤りという理解でよろしいでしょうか。<br>条文どおりである場合には、第3項各号のいずれかの事由が生じた場合には6項及び7項の合計で、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の20に相当する違約金を支払わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。                                    | No.8の質問回答を参照してください。  |
| 14  | 事業契約<br>(第6条7項)            | 4    | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 「…100分の10に相当する金額の支払を違約金としを請求することができるものとする。」と規定されておりますが、「…100分の10に相当する金額の支払を違約金として請求することができるものとする。」の誤りとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。「違約金としを」を「違約金として」に修正します。                                      |
| 15  | 事業契約締結不調の場合における処理<br>(第9条) | 5    | 9 |     |     |    |      |    |      |      | 基本協定締結後、事業契約締結までにSPCを設立する必要がありますが、当該設立経費も相応の費用負担が発生します。<br>県の施策変更によるリスクや県の責により事業契約が締結できない場合のリスクは県の負担となっておりますが、基本協定締結後から事業契約締結までに県の施策変更により事業が中止される場合などには、前述の事業者側に発生した費用は、県により賠償されるものとの理解でよろしいでしょうか。 | 県の一方的な事業中止による民間事業者の損失の取扱は、第14条の協議事項となると考えております。                        |

| No. | タイトル          | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|---------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |               | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 16  | 契約終結不調の事由について | 5    | 9  |     |     |    |      |    |      |      | 本事業における事業予算の確保については、債務負担行為の承認を得たものなののでしょうか。また、今後の議会承認案件となる場合、万が一議会承認が得られなかった場合の扱いについて教えてください。 | 予算措置については、本事業にかかる債務負担行為が平成28年度当初予算に含まれております。議会の議決が得られなかった場合は、第10条の適用となります。 |
| 17  | 秘密保持(第11条)    | 5    | 11 |     |     |    |      |    |      |      | 『相手方から秘密情報として受領した情報を』と規定されておりますが、ここでいう秘密保持の対象は秘密情報として明示された情報に限るという理解でよろしいのでしょうか。              | 貴見のとおりです。  |

■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

| No. | タイトル                            | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|---------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                                 | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 1   | 第2条<br>用語の定義                    | 1    | 1  | (8) |     |    |      |    |      |      | 用語の定義の中に、自由提案について要検討という記載がありますが、どういう検討を意味するのでしょうか？定義されている検討の内容等をご開示ください。  | 「(自由提案施設について要検討)」は削除します。  |
| 2   | 第3条 総則                          | 3    | 3  |     |     |    |      |    |      |      | 債権、債務を法令の規定により対当額で相殺できるとは、具体的にどのような事象を想定されていますでしょうか。  | 例えば、事業者の債務不履行があった場合に、県の事業者に対する損害賠償請求権と事業者の県に対するサービス購入費の支払い請求権を相殺により決済することが考えられます。 |
| 3   | 第3条 総則                          | 3    | 3  |     |     |    |      |    |      |      | PFI事業における資金調達条件として、発注者と事業者の債権、債務の相殺を認めないことが一般的と思料しますがいかがでしょうか。  | PFI事業における資金調達条件として、発注者と事業者の債権、債務の相殺を認めないことが一般的という認識は有しておりません。                     |
| 4   | 第6条<br>提案書と要求水準の関係              | 4    | 6  |     |     |    |      |    |      |      | 「未充足部分の不存在」に関する記載がありますが、要求水準書等自体の記載内容の不充足や不明確が原因で、解釈の齟齬が原因となる場合は、これには当たらないという理解で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 5   | 第7条<br>統括責任者、総括責任者、業務責任者及び業務担当者 | 4    | 7  |     |     |    |      |    |      |      | 統括責任者に関し、要求水準書P6の7に記載されている内容には「SPC業務全体のマネジメントを担う企業」と記されており、意味合い的に代表企業と解釈できます。<br>①本項では「統括責任者を変更した場合」と有りますが、代表企業の変更についても貴県に通知することで足りるのでしょうか？<br>②それとも、代表企業と同義ではなく、代表企業以外のSPC業務全体のマネジメントを行う統括責任者を求められているのでしょうか？ | 統括責任者は個人であり、企業を指すものではありません。   |
| 6   | 第8条<br>協議会                      | 5    | 8  |     |     |    |      |    |      |      | 協議会に関する規定ですが、本協議会で執り行われる協議内容について、貴県が想定される具体的内容をご開示ください。   | 業務要求水準書に記載の業務全般に関する内容が想定されます。   |
| 7   | 事業契約書                           | 6    | 11 | 1   |     |    |      |    |      |      | この契約の締結と同時にありますが、同時とはPFI推進法第12条による栃木県議会の議決がなされ、かつ事業者を指定管理者として指定することの県議会の議決がなされた日と理解すればよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 8   | 第11条 契約の保証                      | 6    | 11 |     |     |    |      |    |      |      | 契約締結と同時に保証を付さなければならないとありますが同時ではなく速やかに行うとしていただけないでしょうか。  | 原案のとおりとします。   |

| No. | タイトル                          | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答   |
|-----|-------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |                               | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |  |
| 9   | 契約の保証<br>(第11条1項)             | 6    | 11 |     |     |    |      |    |      | 『事業者は、…この契約の締結と同時に、…保証を付さなければならぬ。』と規定されておりますが、これは仮契約の締結ではなく本契約の成立時という理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 10  | 契約の保証<br>(第11条2項)             | 6    | 11 |     |     |    |      |    |      | 第11条第2項に関して、サービス購入費A-1及びA-2の合計額は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 11  | 権利義務の処分等                      | 6    | 12 |     |     |    |      |    |      | 融資団に対する本事業の事業契約上の地位の譲渡については、貴県のご承諾は通常頂けるものと考えて宜しいでしょうか。  | 融資団に対する地位譲渡は想定しておりません。本件では選定当事者は指定管理者の指定を受ける者であり、指定管理者としての地位を譲渡することはできません。   |
| 12  | 条件変更等<br>(第17条1項)             | 8    | 17 |     |     |    |      |    |      | 第17条第1項第2号に関して、本件土地の条件について、業務要求水準書等に示された条件と実際の現場が一致しないことに起因して発生した増加費用は、県に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。                                    | 予見できなかったものについては、貴見のとおりです。  |
| 13  | 条件変更等<br>(第17条1項)             | 8    | 17 |     |     |    |      |    |      | 第17条第1項第3号に関して、業務要求水準書等で明示されていない本件土地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたことに起因して発生した増加費用は、県に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。                          | 貴見のとおりです。  |
| 14  | 第18条<br>(発注者の請求による業務要求水準書の変更) | 9    | 18 |     |     |    |      |    |      | 「事業者が増加費用または損害が発生した際には発注者は必要な費用を負担しなければならない」とありますが、設計等に変更が生じた場合等、将来の運営・維持管理費についても発注者において必要な費用を負担して頂けると言う理解でよろしいでしょうか。                | 発注者側の要請で設計変更がなされ、そのために運営・維持管理の費用が増加する場合は、貴見のとおりです。                           |
| 15  | 第18条 発注者の請求による業務要求水準書の変更      | 9    | 18 |     |     |    |      |    |      | 「14日以内」とは、土日祝祭日等の閉庁日を除く14日以内のこととよろしいでしょうか。本条項以降の期間の期限は同様と考えてよろしいでしょうか。<br>また、事由によっては14日以内に具体的な通知が出来ない事態が発生した場合は、通知の起源に関する協議は可能でしょうか。 | 「14日以内」とは、暦日で14日を意味します。本条項以降の期間についても同様です。14日以内に具体的な通知ができない場合は、事前に県に申し出てください。 |
| 16  | 第18条 発注者の請求による業務要求水準書の変更      | 9    | 18 |     |     |    |      |    |      | 本項に、「発注者は必要があると認めるときは、」の後に、『合理的な判断に基づき、』と加筆願えないでしょうか。  | 原案のとおりとします。なお、県は、自治体として合理的な判断を行います。  |

| No. | タイトル                                    | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|---|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |   | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 17  | 第19条<br>事業者の請求<br>による業務要<br>求水準書の変<br>更 | 9    | 19 |     |     |    |      |    |      |      | 本項に、「発注者は、」の後に、『合理的な判断に基づき、』と加筆願えないでしょうか。  | 原案のとおりとします。なお、県は、自治体として合理的な判断を行います。   |
| 18  | 事業契約書                                   | 10   | 20 | 6   |     |    |      |    |      |      | 第4項の通知を受けた場合においては事業者の負担とありますが、第4項とは本条第4項との理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。  | 貴見のとおりです。   |
| 19  | 第20条(新設<br>施設の瑕疵担<br>保)                 | 20   |    |     |     |    |      |    |      |      | 公共工事標準請負契約約款と同様に、引渡しの際に発注者が瑕疵を知っていたにも関わらず直ちにその旨を事業者へ通知しなかった場合や、瑕疵が発注者の支給材の性質によるものや指図による場合は、事業者は免責されるという理解で宜しいでしょうか。      | 設計図書の承認の際に発注者が瑕疵を知っていたにも関わらずその旨を事業者へ通知しなかった場合については、貴見のとおりです。本件について支給材の使用等は想定していません。 |
| 20  | 第20条<br>新設施設の設<br>計                     | 11   | 20 |     |     |    |      |    |      |      | 「増加費用及び損害」とありますが、これには設計費コスト、期間変更に伴い発生する可能性のある民間融資関連に関わる諸費用(ファイナンス再組成や、それに伴う弁護士等の費用も含みますがこれに限りません)なども含まれるということでしょうか？      | 質問にかかる費用については、合理的な範囲で含まれます。   |
| 21  | 第20条(新設<br>施設の設計)                       | 11   | 20 |     |     |    |      |    |      |      | 「かつ引渡予定日及び供用開始日は延期されない」とございますが、物理的に延期せざるを得ない状況となった場合、引渡予定日及び供用開始日については、貴県と協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。                     | 貴見のとおりですが、協議により引渡予定日が変更される場合、第41条第2項の遅延に係る損害金は、当初の引渡予定日を基準として算出します。                 |
| 22  | 第21条<br>設計に関する<br>第三者の使用                | 11   | 21 |     |     |    |      |    |      |      | これには、担当企業の下請けは含まれないという理解で良いのでしょうか？   | 設計業務の再委託については、事業者の責任で行ってください。   |
| 23  | 第23条<br>新設施設の建<br>設                     | 12   | 23 | (1) |     |    |      |    |      |      | 「増加費用及び損害」とありますが、これには施設整備コスト、コストや期間変更に伴い発生する可能性のある民間融資関連に関わる諸費用(ファイナンス再組成や、それに伴う弁護士等の費用も含みますがこれに限りません)なども含まれるということでしょうか？ | 質問にかかる費用については、合理的な範囲で含まれます。   |
| 24  | 第23条(新設<br>施設の建設)                       | 12   | 23 | (2) |     |    |      |    |      |      | 「かつ引渡予定日及び供用開始日は延期されない」とございますが、物理的に延期せざるを得ない状況となった場合、引渡予定日及び供用開始日については、貴県と協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。                     | 貴見のとおりですが、協議により引渡予定日が変更される場合、第41条第2項の遅延に係る損害金は、当初の引渡予定日を基準として算出します。                 |

| No. | タイトル                            | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|---------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                                 | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 25  | 第26条<br>工事監理                    | 14   | 26 |     |     |    |      |    |      |      | 工事監理者は常駐である必要はないのではないのでしょうか。  | 原案のとおりとします。業務要求水準書P38(イ)工事監理業務にも記載のとおり常駐管理としてください。  |
| 26  | 第28条<br>関連工事の調整                 | 14   | 28 |     |     |    |      |    |      |      | 第三者の施工とありますが、貴県が別途発注した工事の施工者を指すのでしょうか？  | 県が別途発注した工事の施工者を意味します。   |
| 27  | 第28条<br>関連工事の調整                 | 14   | 28 |     |     |    |      |    |      |      | 発注者の発注にかかる第三者の施工する他の工事に起因して事業者追加費用等が発生した場合には発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。また、前述の場合で発注者が追加費用等を負担しない事由の場合には他の工事を施工する者に直接追加費用を請求することを発注者は妨げないとのことでしょうか。 | 前段については、事業者と第三者が協議を行うことになっており、第三者の施工する他の工事に起因して事業者追加費用が発生することは想定しておりません。当該第三者の故意過失で事業者損害が生じた場合、県はこれを負担するものではありません。後段については、貴見のとおりです。 |
| 28  | 第29条(本件<br>工事に伴う近<br>隣対策)       | 14   | 29 |     |     |    |      |    |      |      | 事業者の責任において、工事実施計画等の説明を行わなければならないとのことですが、現時点における近隣住民の情報について開示していただけますでしょうか。  | 県による総合スポーツゾーン整備全体に係る地元説明会については、4地区連合自治会(緑が丘地区、陽光地区、五代若松原地区、姿川地区)に対して実施していますが、本事業に係る説明会等の詳細については、落札者決定後適宜調整することとします。                 |
| 29  | 本件工事に伴<br>う近隣対策<br>(第29条2項)     | 14   | 29 |     |     |    |      |    |      |      | 『事業者は、自らの責任及び費用負担において、…合理的な範囲内で近隣対策を実施する。』と規定されておりますが、合理的な範囲を超えた要求については第6項が準用されるという理解でよろしいでしょうか。  | 合理的な範囲を超えた要求が県によりなされたときは、合理的な範囲を超えた対策の費用は県が負担します。   |
| 30  | 第29条<br>本件工事に伴<br>う近隣対策         | 15   | 29 |     |     |    |      |    |      |      | 事業者が善管注意義務を怠らず且つ合理的な近隣対策を実施しているにも拘わらず、不合理な近隣の反対や妨害などが原因で発生した損害や工事の遅延については、不可抗力と同等の扱いとなるのでしょうか。  | 質問にある不合理や近隣の反対等により生じた工事の遅延については、事業者の責めに帰すべき事由による遅延には該当しないと考えます。   |
| 31  | 第35条<br>事業者による<br>新設施設の竣<br>工検査 | 17   | 35 |     |     |    |      |    |      |      | 発注者が引き渡し日の変更を求める場合には、適切な施工期間が確保された合理的な期間内での請求との理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 32  | 引渡予定日の<br>変更<br>(第35条5項)        | 18   | 35 |     |     |    |      |    |      |      | 第35条5項に基づき発注者が負担する費用には、ブレークファンディングコスト等の合理的な金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。  | 質問にかかる費用については、合理的な範囲に含まれます。   |

| No. | タイトル                        | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-----------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                             | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 33  | 引渡予定日の変更等に係る協議<br>(第36条1項)  | 18   | 36 |     |     |    |      |    |      |      | 事業契約書案第20条10項(2)及び第23条5項(2)において、『事業者の責に帰すべき事由により引渡し又は供用開始が遅延した場合…引渡し予定日及び供用開始日は延期されない。』との規定がありますが、第35条2項の通知による協議により、引渡予定日及び供用開始日を延期することができるという理解でよろしいでしょうか。   | 事業者の責めに帰すべき事由により引渡し又は供用開始が遅延した場合の引渡予定日及び供用開始日の変更は、やむを得ないときは県と事業者の協議事項とします。なお、協議により引渡予定日に変更される場合、第41条第2項の遅延に係る損害金は、当初の引渡予定日を基準として算出します。 |
| 34  | 本件工事に伴い第三者に及ぼした損害<br>(第38条) | 18   | 38 |     |     |    |      |    |      |      | 実施方針に関する質問への回答No. 170において、『本事業は、事業者が施設の配置や設計、工法を提案するものであり、質問にある公共工事標準請負約款と同様な規定は設けないことを想定しています。』とのことでしたが、施設を設置すること自体に起因するものであり、事業リスクとして貴県がリスク負担することが合理的であると思料いたしますので、公共工事標準請負約款第28条2項にならい、『前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。』という条項を追加していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |
| 35  | 第39条<br>事業者による<br>新設施設の竣工検査 | 19   | 39 |     |     |    |      |    |      |      | ①別紙3 第2-2項とありますが、2-(2)のことでしょうか？<br>②この場合2-(1)は対象外ということでしょうか？  | 「別紙3 第2-2項」は誤植で、「別紙3 第2項」に修正します。   |
| 36  | 第39条<br>事業者による<br>新設施設の竣工検査 | 19   | 39 |     |     |    |      |    |      |      | 完成検査とは本条1項の検査のことでしょうか。  | 貴見のとおりです。第4項の「完成検査」を「竣工検査」に修正します。  |
| 37  | 第40条<br>発注者による<br>竣工確認      | 19   | 40 |     |     |    |      |    |      |      | 遅滞なくとは、およそどの程度の期間を想定されているのでしょうか。  | 概ね一週間程度を想定しております。  |
| 38  | 第41条(発注者による新設施設の所有)         | 19   | 41 |     |     |    |      |    |      |      | 発注者は、引渡予定日に新設施設の所有権を取得することですが、実際の引渡日が異なった場合は実際の引渡日が取得日となるという理解で宜しいでしょうか。  | 目的物引渡書の交付と所有権移転が引渡予定日に行われるものと想定しています。  |
| 39  | (発注者による新設施設の所有)<br>第41条     | 19   | 41 |     |     |    |      |    |      |      | 第41条<br>「発注者は、引渡予定日に新設施設の所有権を取得する。」とありますが、建物の表示登記・保存登記等は事業者が行いますか。それとも、県が行うことに協力するものですか。その場合の費用と責任はどちらになりますか。   | 建物の登記は事業者の業務ではありません。   |

| No. | タイトル                                       | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--|------|----|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |  | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |   | (英字)  |
| 40  | 発注者による<br>新設施設の所有<br>(第41条2項)              | 20   | 41 |     |     |    |      |    |      | 第41条第2項に関して、元本とするサービス購入費A-1及びA-2は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。                             | 貴見のとおりです。   |
| 41  | 第43条<br>開業準備業務<br>の実施                      | 20   | 43 |     |     |    |      |    |      | 保険の付保期間に関しては、開業準備業務開始から事業期間終了日まで一括での付保でも構わないとのことでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 42  | 第43条<br>開業準備業務<br>の実施                      | 20   | 43 |     |     |    |      |    |      | ①別紙3 第2-2項とありますが、2-(2)のことでしょうか？<br>②この場合2-(1)は対象外ということでしょうか？  | 「別紙3 第2-2項」は誤植で、「別紙3 第2項」に修正します。                  |
| 43  | 開業準備業務<br>の実施<br>(第43条1項)                  | 20   | 43 |     |     |    |      |    |      | 実施方針に関する質問への回答No. 12において、『「開業準備期間」は「開館準備期間」に修正します。』とありますので、『この契約締結の時から…期間において』とあるのは『開館準備期間中』に修正されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 原案のとおりとします。開業準備業務は、必ずしも開館準備期間内に行われるとは限りません。       |
| 44  | 第47条 運営・<br>維持管理業務<br>開始の遅延に<br>よる違約金      | 21   | 47 |     |     |    |      |    |      | 新設施設の供用開始が遅延した場合であっても、体育館分館についてのみ当初のスケジュール通り管理を開始することが出来るのとの理解で宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 45  | 第47条 運営・<br>維持管理業務<br>開始の遅延に<br>よる違約金      | 21   | 47 |     |     |    |      |    |      | 体育館分館については金●円とするとありますが、どの程度を予定されているのでしょうか。  | 体育館分館の帳簿価格に相当する金額とします。                            |
| 46  | 第47条<br>運営・維持管理<br>業務開始の遅<br>延による違約<br>金   | 21   | 47 |     |     |    |      |    |      | 設計・建設費とは、<br>①別添資料1に記載の費用の内、どこまでを含むのでしょうか？<br>②消費税は含まないとのことでしょうか。   | 第47条の設計・建設費とは、新設施設についてはサービス購入費Aから割賦手数料を除いた金額とします。 |
| 47  | 運営・維持管理<br>業務開始の遅<br>延による違約<br>金<br>(第47条) | 21   | 47 |     |     |    |      |    |      | 第47条に関して、遅延にかかる管理対象施設の設計・建設費の元本は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。  | 第47条の設計・建設費については、No.46の質問回答を参照してください。             |

| No. | タイトル                           | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|--------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                                | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 48  | 運営・維持管理業務開始の遅延による違約金<br>(第47条) | 21   | 47 |     |     |    |      |    |      |      | 第41条第2項及び第47条に関して、引渡しが引渡予定日より遅延したことにより管理対象施設の供用開始も供用開始日より遅延した場合、支払うべき違約金は、第41条第2項に規定する違約金のみであり、第47条に規定する違約金の支払までは求めない(違約金を二重に支払う必要はない)との理解でよろしいでしょうか。 | 引渡の遅延による違約金と供用開始が遅延した事による違約金は、それぞれ別個に発生します。                |
| 49  | 指定管理                           | 21   | 48 |     |     |    |      |    |      |      | 第12条に基づき、本事業契約上の地位の譲渡がなされた場合、第48条にて規定される指定管理の地位についても当然に譲渡されるものと考えて宜しいでしょうか。   | 指定管理者の地位は、譲渡その他の処分はできません。                                  |
| 50  | 事業契約書                          | 23   | 53 | 3   |     |    |      |    |      |      | 利用料金の変更は条例が定める範囲とありますが、具体的な条例名をお示しください。   | 栃木県都市公園条例を指します。  |
| 51  | 第53条<br>利用料金                   | 23   | 53 |     |     |    |      |    |      |      | 別紙11に記載の料金の範囲内ということでしょうか。   | 提案書の作成においては、貴見のとおりです。                                      |
| 52  | 第53条<br>利用料金                   | 23   | 53 |     |     |    |      |    |      |      | 利用料金の増額に関する協議は不可能ということでしょうか。  | 条例が定める範囲内の変更であれば、協議は可能です。                                  |
| 53  | 事業契約書                          | 23   | 54 | (4) |     |    |      |    |      |      | 条例とありますが、ここでいう条例とは第50条で引用する栃木県都市公園条例を指すと理解してよろしいでしょうか。念のため確認します。  | 栃木県都市公園条例を指します。  |
| 54  | 第54条<br>管理の基準                  | 23   | 54 | (4) |     |    |      |    |      |      | ここでいう条例とは栃木県都市公園条例のことでよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 55  | 第54条<br>管理の基準                  | 23   | 54 | (6) |     |    |      |    |      |      | 喫煙室の計画が本施設内でも可能であるという意味でしょうか。   | 本条は一般的な県の施設の管理基準を定めたもので、本施設に喫煙室の設置が可能かどうかは業務要求水準書の定めによります。 |
| 56  | 第54条<br>管理の基準                  | 23   | 54 | (8) |     |    |      |    |      |      | 必要な修繕は速やかに、とありますが、応募者の提案にある長期修繕計画をもとに、要求水準P48に記載の「年度実施計画書」に基づいて実施することが基本であると理解して宜しいでしょうか？   | 貴見のとおりですが、必要に応じて修繕等を前倒しで行うこともあり得ると考えます。                    |
| 57  | 管理の基準<br>(第54条1項4号)            | 23   | 54 |     |     |    |      |    |      |      | 『利用の許可及び許可の取り消し又は利用の停止は、条例第3条、第4条及び第7条の規定…』と規定されておりますが、ここでいう「条例」とは栃木県都市公園条例を指すという理解でよろしいでしょうか。  | 栃木県都市公園条例を指します。  |

| No. | タイトル                        | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|-----------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |                             | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 58  | 事業契約書                       | 24   | 55 | 4   |     |    |      |    |      |      | 条例第6条の規定とありますが、ここでいう条例とは第50条で引用する栃木県都市公園条例を指すと理解してよろしいでしょうか。念のため確認します。                     | 栃木県都市公園条例を指します。  |
| 59  | 第55条<br>利用に関する<br>許可の基準     | 24   | 55 |     |     |    |      |    |      |      | ここでいう条例とは、栃木県都市公園条例のことでよろしいでしょうか。  | 栃木県都市公園条例を指します。  |
| 60  | 利用に関する<br>許可の基準<br>(第55条4項) | 24   | 55 |     |     |    |      |    |      |      | 『事業者は、条例第6条の規定による当該利用の許可の取り消し等の不利益処分を…』と規定されておりますが、ここでいう「条例」とは栃木県都市公園条例を指すという理解でよろしいでしょうか。 | 栃木県都市公園条例を指します。  |
| 61  | 第58条<br>業務報告の聴<br>取等        | 25   | 58 |     |     |    |      |    |      |      | ここでいう管理対象施設には自由提案事業の対象施設を含まないということでしょうか？   | 自由提案施設が管理対象施設とは独立して整備される場合は、自由提案施設は管理対象施設に含まれません。  |
| 62  | 情報公開<br>(第62条3項)            | 26   | 62 |     |     |    |      |    |      |      | 『事業者は、公の施設の管理に関する経営状況等の公表を行うものとする。』と規定されておりますが、具体的に想定される公表内容をご教示ください。                      | 県内の他の公の施設と同様に、「知事が所管する公の施設を管理する指定管理者の情報公開の推進に関する要綱」第5条及び別表に基づき、基本資料(定款、寄附行為等)、事業計画に関する資料、決算に関する資料を公表することとなります。 |
| 63  | 第65条<br>原状回復                | 26   | 65 |     |     |    |      |    |      |      | ここでいう原状回復は、逸失・き損が生じる直前の状態にまでという意味で宜しいでしょうか。完工引渡し時点までさかのぼらないということを確認いたしたく。                  | 事業終了時の要求水準を満たせば良く、完工・引渡時点の状態を再現する必要はありません。   |
| 64  | 第67条<br>指定の取消し<br>等         | 27   | 1  | (1) |     |    |      |    |      |      | ここでいう法人その他の団体とは、SPC自体の事でしょうか？それとも一構成員・協力企業を指すのでしょうか。                                       | 選定事業者のことを指します。   |
| 65  | 第67条<br>指定の取消し<br>等         | 27   | 2  | (1) |     |    |      |    |      |      | 「公募要領に定める応募資格条件を失ったと認められるとき」とありますが、これは運営業務、維持管理業務に携わる企業の資格との理解でよろしいでしょうか。                  | 「公募要領に定める応募資格条件を失ったと認められるとき」は削除します。  |
| 66  | (指定の取消し<br>等)               | 27   | 1  | (3) |     |    |      |    |      |      | 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるときとありますが、こちらは「本契約」の間違ひではないでしょうか。                                   | 御指摘のとおりです。「本協定」を「この契約」に修正します。  |

| No. | タイトル                        | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|-----------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |                             | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 67  | 第67条 指定の取消し等                | 27   | 1  | (3) |     |    |      |    |      |      | 「本協定」とは、「この契約」という理解でよろしいでしょうか。  | No.66の質問回答を参照してください。                              |
| 68  | 指定の取消し等<br>(第67条)           | 27   | 1  | (3) |     |    |      |    |      |      | 『(3)本協定の…』と規定されておりますが、本協定とは基本協定書を指すという理解でよろしいでしょうか。   | No.66の質問回答を参照してください。                              |
| 69  | 第69条<br>(保険の付保)             | 28   | 69 |     |     |    |      |    |      |      | 「運営・維持管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者を前項の保険に加入させなければならない。」とありますが、事業者又は運営維持管理受託企業が保険に加入し、第三者を被保険者とすれば本条項を満たすという理解でよろしいでしょうか。 | 別紙3 第2項に規定する内容を満たすものであればよいものとします。                 |
| 70  | 第69条<br>保険の付保               | 28   | 1  |     |     |    |      |    |      |      | 別紙3とは事業契約書(案)に添付されている資料のことと思いますが、第2-2項とあるのは2-(2)の事ではないでしょうか。この場合、2-(1)は対象外という意味なのでしょうか。                                       | 「別紙3 第2-2項」は誤植で、「別紙3 第2項」に修正します。                  |
| 71  | 第71条 業務計画書の作成・提出            | 28   | 1  |     |     |    |      |    |      |      | 「基本計画」とは、業務仕様書に当たるものとの理解でよろしいでしょうか。   | 「基本計画」とは、要求水準書に定める基本計画書を指します。                     |
| 72  | 運営・維持管理に関する第三者の使用<br>(第72条) | 29   |    |     |     |    |      |    |      |      | (運営・維持管理に関する第三者の使用)の文言が2行記載されておりますので、一行削除いただきますようお願いいたします。  | 誤植ですので、重複部分は修正します。                                |
| 73  | 第74条<br>(運営維持管理業務に伴う近隣対策)   | 30   |    |     |     |    |      |    |      |      | 第74条は、運営・維持管理に起因する近隣からのクレーム等の事象に対する対策との理解で宜しいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 74  | 運営・維持管理に伴う近隣対策<br>(第74条1項)  | 30   |    |     |     |    |      |    |      |      | 『事業者は、自らの責任及び費用負担において、…合理的な範囲内で近隣対策を実施する。』と規定されておりますが、合理的な範囲を超えた要求については第3項が準用されるという理解でよろしいでしょうか。                              | 合理的な範囲を超えた要求が県によりなされたときは、合理的な範囲を超えた対策の費用は県が負担します。 |
| 75  | 第77条(自由提案事業の実施)             | 31   | 4  |     |     |    |      |    |      |      | 「事業者が発注者と協議の上、自由提案事業の全部又は一部を中止又は終了することを妨げない」とありますが、予期しない需要の変動等合理的な理由があれば、自由提案事業の中止・終了が可能、という理解でよろしいでしょうか。                     | 県と協議のうえ自由提案事業の終了・中止が認められた場合は、貴見のとおりです。            |

| No. | タイトル                          | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |                               | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 76  | 第77条 (自由提案事業の実施)              | 31   |    |     |     |    |      |    |      |      | 「事業者は、自由提案事業の実施につき、～自由提案事業の内容を変更するときも同様とする。」とありますが、自由提案事業の内容を変更する際の手続きはどのようなものでしょうか。  | 県に変更に係る申請書を提出し、県と変更の内容等について協議してください。                         |
| 77  | (運営・維持管理業務に伴う第三者に及ぼした損害) 第82条 | 32   | 82 |     |     |    |      |    |      |      | 第82条<br>第三者に及ぼした損害の内、第三者に帰責する賠償責任は事業者負担にならない事を確認させてください。  | 質問が、第三者(被害者)側の事由による過失相殺で損害賠償額が減額される部分についての問いであるときは、貴見のとおりです。 |
| 78  | 事業契約書                         | 32   | 83 |     |     |    |      |    |      |      | 「事業者が指定管理者としての注意義務を怠っていないことを明らかにしたときは発注者が費用を負担する」とありますが、利用者その他第三者の人為的行為により管理対象施設、その設備又は備品が損傷したときにも、事業者が注意義務を怠っていなければ、発注者に費用をご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。 | 第83条に規定するとおりです。  |
| 79  | 事業契約書                         | 32   | 83 |     |     |    |      |    |      |      | 「事業者が指定管理者としての注意義務を怠っていないことを明らかにしたときは発注者が費用を負担する」とありますが、事業者が注意義務を怠っていなければ、不可抗力に起因して生じた損害は、発注者に全額費用を負担していただけると理解してよろしいでしょうか。                         | 不可抗力によるものについては、第11章の規定によることになります。                            |
| 80  | 第83条 (管理対象施設の損壊)              | 32   | 83 |     |     |    |      |    |      |      | 「事業者が指定管理者としての注意義務を怠っていないことを明らかにしたときは発注者が費用を負担する」とありますが、事業者が運営・維持管理計画通り作業を実施していた場合には注意義務を怠っていないという理解でよろしいでしょうか。                                     | 事業者が指定管理者としての注意義務を尽くしていたかどうかは、具体的な状況に基づく具体的な判断になります。         |
| 81  | 第83条 管理対象施設の損壊                | 32   | 83 |     |     |    |      |    |      |      | 事業者は利用者あるいは帰責者に対して求償することは可能でしょうか。<br>また後段の不可抗力に起因するものに関する記述は、利用者その他第三者の人為的行為に起因するものについても適用されるという理解で宜しいのでしょうか。                                       | 前段については、求償は可能です。<br>後段については、No.79の質問回答を参照してください。             |
| 82  | 第81条 管理対象施設の修繕・更新             | 32   | 81 |     |     |    |      |    |      |      | 必要に応じて当該修繕・更新を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、竣工図等の書面を発注者に対して提出しなければならないとありますが、必要に応じてとはどのような場合でしょうか。  | 建物履歴として竣工図等に反映することが合理的に必要と認められる場合です。                         |

| No. | タイトル                                | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    | 質問内容 | 回答 |   |   |
|-----|-------------------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|----|---|---|
|     |                                     | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 |      |    | (英字)  | ローマ   |
| 83  | 第87条<br>(サービス購入費の変更等に代える業務要求水準書の変更) | 33   | 3 |     |     |    |      |    |      |    | 「協議開始から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、事業者へ通知する」とありますが、「協議は本契約第8条に基づき決定する」のように変更して頂けませんかでしょうか。 | 原案のとおりとします。   |
| 84  | 第90条 施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則        | 34   | 2 | (1) |     |    |      |    |      |    | 「この契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの」とは、どのような修補の発生の原因が具体的に例示して頂けませんかでしょうか。         | 現時点で具体的に想定しているものではありません。修補の発生の原因については具体的な状況に基づき第90条2(1)に該当するものかどうかの判断となります。 |
| 85  | 第91条第1項(1) 事業者の債務不履行による契約解除         | 35   |   |     |     |    |      |    |      |    | 3日間以上に亘りとはありますが、30日間以上に亘りではないでしょうか。   | 3日間以上で、原案のとおりです。  |
| 86  | 第91条第1項(5) 事業者の債務不履行による契約解除         | 35   |   |     |     |    |      |    |      |    | 構成員が基本協定書の規定に反したときとありますが、範囲が広すぎますので、構成員が基本協定書の規定に重大な違反をしたとき等と文言を変更していただけないでしょうか。        | 原案のとおりとします。   |
| 87  | 第91条第1項(7) 事業者の債務不履行による契約解除         | 35   |   |     |     |    |      |    |      |    | 重大な違反があり、本事業の継続に支障が生じる場合としていただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 88  | 第91条 新設施設の引渡し前の解除                   | 36   | 2 | (6) |     |    |      |    |      |    | 「アからオ」とありますが、(1)から(5)の事ではないでしょうか。   | 御指摘の部分は誤植で、第6号の「アからオ」は、「第1号から第5号」に修正します。                                    |
| 89  | 事業者の債務不履行による契約解除<br>(第91条2項)        | 36   |   |     |     |    |      |    |      |    | 第91条第2項第6号に関して、「その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、」とありますが、アからオの記載がございません。アからオの内容をご教示ください。   | No.88の質問回答を参照してください。  |
| 90  | 第96条(不可抗力による契約の解除)                  | 37   |   |     |     |    |      |    |      |    | 第99条第4項とありますが、同項は適当ではないため、他の条項の誤りでしょうか。   | 御指摘の部分は誤植で、「第99条第4項」は「第105条第4項」に修正します。                                      |
| 91  | 第96条 不可抗力による契約の解除                   | 37   | 1 |     |     |    |      |    |      |    | 第99条ではなく第105条ではないでしょうか。   | No.90の質問回答を参照してください。  |

| No. | タイトル                  | 該当箇所 |     |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-----------------------|------|-----|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                       | 頁    | 数   | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 92  | 不可抗力による契約の解除(第96条)    | 37   |     |     |     |    |      |    |      |      | 『第99条第4項の協議』と規定されておりますが、不可抗力の協議について規定されている第105条4項の誤りとの理解でよろしいでしょうか。  | No.90の質問回答を参照してください。  |
| 93  | 第98条 契約解除の効力発生        | 38   |     |     |     |    |      |    |      |      | 指定管理者の指定が取り消されたときに解除の効力が発生するとありますが、これは何故でしょうか。また、契約解除から指定の取り消しまではどの程度の期間が予想されるのでしょうか。  | 前段については、契約が解除されたとしても指定管理者としての指定が残ったままだと、事業者の地位が不安定なものになるからです。後段については、県に同種の前例がないので、お示しすることはできません。  |
| 94  | 新設施設の引渡し前の解除          | 39   | 100 |     |     |    |      |    |      |      | 出来形部分には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、解体撤去費、建設費、工事監理費、会社経費、資金調達費用等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。   | 御質問の費用のうち、事前調査費、設計費、解体撤去費、建設費、工事監理費は含まれます。  |
| 95  | 第100条 新設施設の引渡し前の解除    | 39   | 1   |     |     |    |      |    |      |      | 出来高の算定は栃木県賃金などの変動に対する工事請負契約書第26条第6項運用マニュアルに記載されていることに準拠すると考えてよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 96  | 第100条 新設施設の引渡し前の解除    | 39   | 2   |     |     |    |      |    |      |      | 検査に合格した出来高がA-1を超えた場合、その超えた部分についてはA-2、A-3の方法が適用されるという理解で宜しいでしょうか。   | 別紙1の支払方法と同様の方法による支払いを想定しています。例えば、検査に合格した出来高が全体の50%であった場合、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金については、交付金事業相当額であるサービス購入費A-1(一括払い)の50%を一括払いとし、残りを分割払いとすることを想定しています。 |
| 97  | 第100条 新設施設の引渡し前の解除    | 39   | 4   | (2) |     |    |      |    |      |      | 事業者の施設整備業務に係る当初借入として認めるものとは別添資料1の「構成される費用の内容」の内、どの項目になるのでしょうか。   | 主として建設費、工事監理費を想定していますが、その他の費用を排除するものではありません。  |
| 98  | 第100条 新設施設の引渡し前の解除    | 39   | 4   | (2) |     |    |      |    |      |      | 「付された金利」とはサービス購入費A-3の計算に用いる利率でよろしいでしょうか。   | ここでいう「付された金利」とは、借入金の金利であり、必ずしもサービス購入費A-3に用いられる金利等同等とは限りません。   |
| 99  | 新設施設の引渡し前の解除(第100条1項) | 39   |     |     |     |    |      |    |      |      | 第100条第1項に関して、不可抗力による契約解除の場合で、不可抗力により出来形が存在しないとき(建設中の建物が倒壊したときなど)でも、これまでに要した費用は、第11章不可抗力の規定に基づき、サービス購入費A-1及びA-2合計の1%を超える額については県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。 | 県が出来高検査等で確認できた出来高については、貴見のとおりです。  |

| No. | タイトル                  | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-----------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                       | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 100 | 新設施設の引渡し前の解除(第100条)   | 39   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第100条に関して、新設施設の引渡し前の解除時にはブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用もお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 出来高には、金融費用は含まれません。  |
| 101 | 新設施設の引渡し後の解除(第101条)   | 39   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第101条に関して、新設施設の引渡し後の解除時にはブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用もお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 金融費用は、事業者帰責の解除の場合は県は負担しません。不可抗力/法令変更による解除の場合は、第102条第6項の費用となることがあり、県の帰責事由の場合は契約解除による損害賠償の一項目として位置づけられます。 |
| 102 | 第102条第1項(2) 損害賠償、違約金等 | 40   |   |     |     |    |      |    |      |      | 新設施設の引渡し後の契約解除の違約金について、解除が生じた事業年度のサービス購入費C及びDの合計額の100分の10相当額とありますが、本事業は事業規模が大きいことから「解除が生じた事業年度のサービス購入費Cの100分の10相当額」としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。   |
| 103 | 損害賠償、違約金等(第102条)      | 40   |   |     |     |    |      |    |      |      | 2項但書において『…解除により発注者に生じた損害のうち支払済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする』と規定されておりますが、1項に定める違約金は損害賠償額の予定であるとの理解でよろしいでしょうか。                         | 第1項に定める違約金は、県に生じた損害に充当されるという趣旨です。   |
| 104 | 損害賠償、違約金等(第102条1項)    | 40   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第102条第1項(1)に関して、サービス購入費A-1及びA-2の合計額は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 105 | 損害賠償、違約金等(第102条1項)    | 40   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第102条第1項(2)に関して、サービス購入費C及びDの合計額は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 106 | 102条(損害賠償・違約金等)       | 41   | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 「契約金額の10分の1に相当する額」とありますが、違約金額の負担の比率が過度である為「当該年度の支払額の10分の1」程度等に割合の見直しをお願い出来ませんでしょうか。  | 本項は、反社会的勢力との関係根絶のために、相当のペナルティを科している規定です。事業契約書(案)のとおりとします。   |

| No. | タイトル                       | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|----------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                            | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 107 | 第102条(損害賠償・違約金等)           | 41   | 7 |     |     |    |      |    |      |      | 事業期間にわたり契約金額の10分の1に相当する違約金が規定されておりますが、他のPFI事業と比較し事業者にとって厳しいものと思料いたします。たとえば段階的に違約金の額を低減する、年度のサービス購入費の10分の1にする、などご再考をお願いできませんでしょうか。  | No.106の質問回答を参照してください。   |
| 108 | 第104条(法令の変更による費用・損害の扱い)    | 41   | 2 |     |     |    |      |    |      |      | 「法令の変更により、本事業の実施について事業者の負担する費用が減少した場合、前項の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じてサービス購入費の減額を行い」とありますが、(2)法人税の変更に伴う費用の減少については、サービス購入費減額の対象外、との理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |
| 109 | 法令の変更(第103条)               | 41   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第103条に関して、法令変更の起算日は、入札日との理解でよろしいでしょうか。   | 契約締結日です。  |
| 110 | 法令変更による費用・損害の扱い(第104条1項)   | 41   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第104条第1項の「合理的な増加費用」にはブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。   | 質問にかかる費用については、合理的な範囲で含まれます。   |
| 111 | 法令の変更による費用・損害の取り扱い(第104条)  | 41   |   |     |     |    |      |    |      |      | 実施方針に関する質問への回答No. 163において、『変更にかかる法令の具体的な内容に従い判断されますので、質問にある法令及び条例等の変更が本事業に直接関係する法令変更には該当するとは限りません。』とありますが、直接関係する法令とは「業務要求水準書第1 総則 6 遵守すべき法令等」に列挙されている法令等のほか、その他法令等については内容に従い判断されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 変更にかかる法令の具体的な内容に従い判断されますので、質問にある法令及び条例等の変更が本事業に直接関係する法令変更には該当するとは限りません。法令の変更が本事業に直接関係する法令の変更には該当するかどうかは変更内容にもよりますので、「業務要求水準書第1 総則 6 遵守すべき法令等」の変更といえども、常に本事業に直接関係する法令の変更とは言えないと考えています。 |
| 112 | 第104条 法令の変更による費用・損害の扱い     | 42   | 1 | (1) |     |    |      |    |      |      | 本事業に直接関連するような外形標準課税の導入については貴県が負担して頂けないでしょうか。   | 質問にある変更は事業を行う法人及び個人一般について適用される税制の変更であり、これにより生ずる増加費用や損害は事業者の負担となります。   |
| 113 | 不可抗力による増加費用・損害の扱い(第106条1項) | 42   |   |     |     |    |      |    |      |      | 第106条第1項(1)に関して、サービス購入費A-1及びA-2の合計額は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |

| No. | タイトル                           | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答  |
|-----|--------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|--|---|
|     |                                | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |   |
| 114 | 不可抗力による増加費用・損害の扱い<br>(第106条1項) | 42   |    |     |     |    |      |    |      | 第106条第1項(2)に関して、サービス購入費C及びDの合計額は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 115 | 不可抗力による増加費用・損害の扱い<br>(第106条1項) | 42   |    |     |     |    |      |    |      | 第106条第1項の「合理的な増加費用」にはブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。   | 質問にかかる費用については、合理的な範囲で含まれます。   |
| 116 | 106条<br>(不可抗力による増加費用・損害の扱い)    | 43   |    | (2) |     |    |      |    |      | 「不可抗力が発生した事業年度のサービス購入費C及びDの合計を負担する」とありますが、サービス購入費のC-3のその他(SPC運営経費等)や、D(光熱水費の対価)となりSPC内で負担するのが難しくなります。維持管理費用のみの年間100分の1程度のように変更していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。   |
| 117 | (不可抗力による増加費用・損害の扱い)第106条       | 43   | 11 |     |     |    |      |    |      | 第106条(2)<br>「100分の1に至るまでは事業者負担」とありますが、災害時の避難所として使用した場合の水光熱費については、利用料金収入も収受しないことから、貴県の負担とのことでよろしいでしょうか。当然にそれに伴うサービス対価の支払額の協議は行なうものと考えます。      | 災害時の避難所として使用する場合は、不可抗力の規定では無く、要求水準の変更となります。県が主体的に要求水準を変更する場合なので、増加費用は県の負担となります。   |
| 118 | 第106条第1項(2) 不可抗力による増加費用、損害の扱い  | 43   |    |     |     |    |      |    |      | 当該不可抗力が発生した前年度のサービス購入費C及びDの合計の100分1までは事業者が負担とありますが、本事業は事業規模が大きいことから、サービス購入費Cの100分の1としていただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 119 | 第110条<br>公租公課の負担               | 44   | 2  |     |     |    |      |    |      | 消費税の変更リスクは貴県にて負って頂けるということで宜しいのでしょうか。   | 県が支払うサービス購入費に課される消費税については、貴見のとおりです。   |
| 120 | 第112条<br>事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等 | 44   |    |     |     |    |      |    |      | 金融機関等を除くとありますが、増加費用が発生し、融資条件が変更される場合は、融資の再組成も十分に考えられます。その際は、再組成に必要な金融コストのほか、関連する弁護士費用等も発生する可能性があります。これらについても貴県が負担して頂けないでしょうか。                | 事業契約書(案)のとおりとします。なお、本条の規定は、事業契約の規定により県が増加費用または損害を負担する場合には、事業実施に必要な資金の融資を受ける金融機関との契約に基づく違約金を県が負担しない、ということの意味するものではありません。 |
| 121 | 第114条<br>秘密保持                  | 45   | 7  |     |     |    |      |    |      | 秘密情報に関する誓約書に関しては貴県宛てでよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。   |

| No. | タイトル                         | 該当箇所      |   |            |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|------------------------------|-----------|---|------------|-----|----|------|----|------|------|--|---|
|     |                              | 頁         | 数 | (数)        | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ   |
| 122 | 第114条<br>秘密保持                | 45        | 7 |            |     |    |      |    |      |      | 第三者とは、建設企業からの下請負の発注先は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。  | 第7項の第三者は、建設企業からの下請企業を含みます。  |
| 123 | 別紙3 事業者等が付保する保険等             | 50        |   |            |     |    |      |    |      |      | 『事業契約第23条第4項及び第53条第1項に関して』と規定されておりますが、『事業契約第23条第4項、第43条第3項及び第69条第1項に関して』の誤りとの理解でよろしいでしょうか。               | 御指摘のとおりです。誤植ですので、「事業契約第23条第4項及び第53条第1項に関して」を「事業契約第23条第4項、第43条第3項及び第69条第1項に関して」に修正します。 |
| 124 | 別紙3 事業者等が付保する保険等             | 50        |   |            |     |    |      |    |      |      | 事業者が付保する保険について、請負業者賠償責任保険や施設・昇降機賠償責任保険の保険名称は保険会社の商品名称が上記と異なる商品の場合には保険条件をみれば、保険の名称は異なってもいいとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。   |
| 125 | 事業契約書<br>別紙3                 | 51        | 2 |            |     |    |      |    |      |      | 引渡し後、貴県は本施設の建物・設備に対してどのような共済・保険に加入されますか。加入される予定の共済・保険の内容についてご教示ください。                                     | 本施設についても、他の県有建物等と同様に公益財団法人都道府県会館災害共済部に委託して行っている火災共済に加入する予定です。                         |
| 126 | 別紙3<br>事業者等が付保する保険等          | 51        | 2 | (1)<br>(2) | ③   | オ  |      |    |      |      | その他の被保険者とありますが、具体的に何を想定されているのかご明示頂けないでしょうか。  | 例えば、発注者が想定されます。   |
| 127 | 別紙7 個人情報取扱特記事項               | 56        |   |            |     |    |      |    |      |      | 個人情報の保護に関して具体的な要求水準等はありませんでしょうか。例えば事業者が管理、運営するホームページ等に求められるセキュリティレベル等に具体的な基準はあるのでしょうか。                   | 別紙7に記載の内容のほか、関係法令に基づき、事業者にて適切に対応してください。   |
| 128 | 別紙 全般                        | 48~<br>61 |   |            |     |    |      |    |      |      | 別紙1、別紙2について、現状別添資料1及び別添資料2を参照と規定されておりますが、契約締結時には別紙3～7同様、内容が記載されるという理解でよろしいでしょうか。                         | 必要に応じ内容を整理したうえで、移記します。  |
| 129 | 【別添資料1】<br>SPC運営費            | 1         |   |            |     |    |      |    |      |      | 運営・維持管理の対価にはあくまで施設引渡後のSPC運営費のみ含まれ、引渡前のSPC運営費やSPC開業に伴うSPC費用は、設計・建設費に含まれるということによろしいでしょうか。                  | 貴見のとおりです。   |
| 130 | 別添資料1<br>「サービス購入費の算定及び支払方法等」 | 1         |   |            |     |    |      |    |      |      | 「設計・建設の対価」のA-2の中に、弁護士費用及び保険・税務会計等のコンサル費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。  | 施設の引渡前の費用についてはサービス購入費A-2に含めてください。施設の引渡後の費用についてはC-3に含めてください。                           |

| No. | タイトル                                     | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 131 | 別添資料1<br>「サービス購入費の算定及び支払方法等」             | 1    |   |     |     |    |      |    |      |      | 「運営・維持管理の対価」のC-3の中に、金融機関に支払うエージェント業務に要する費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。   | No.131の質問回答を参照してください。  |
| 132 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等<br>サービス購入費A-1 | 2    | 3 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | 交付金事業相当額5,000,000,000円は消費税込みでしょうか。それとも税抜きの金額でしょうか。また、消費税込みの場合、その税率は8%又は10%のどちらでしょうか。  | 消費税抜きの金額です。  |
| 133 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等               | 2    | 3 | 1   |     | ア  |      |    |      |      | サービス対価A-1の支払には基本設計の出来高は含まれないのでしょうか。基本設計費も含んでいただくようお願いいたします。   | 含まれません。  |
| 134 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等               | 2    | 3 | 1   | -   | ア  | -    | -  | -    | -    | 事業契約書(案)、第2条(用語の定義)(17)に記載のとおり、サービス購入費A-1の5,000百万円については税込価格との理解でよろしいでしょうか。その場合消費税は10%の500百万円となり、整備期間中に税率変更等が発生した場合差額の4,500百万円に対する新税率をプラスした金額へ変更となるとの理解でよろしいでしょうか。 | 消費税抜きの金額です。  |
| 135 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等               | 2    | 3 | 1   | -   | イ  | -    | -  | -    | -    | サービス購入費A-3(割賦金利)については、サービス購入費A-2(割賦元本)に対する金利相当分との理解ですが、その場合サービス購入費A-2については消費税を含んだ金額との理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 136 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等<br>サービス購入費A-2 | 3    | 3 | 1   |     | イ  |      |    |      |      | 割賦金利の初回の計算期間に定めはあるのでしょうか。基準金利の設定日が施設引渡日の2営業日前ですので、初回は施設引渡日から平成33年9月末日の8ヶ月間としても宜しいでしょうか。   | 第1回目の支払対象期間は平成33年2月～平成33年9月となります。なお、各回の支払額が同額となるようにしてください。様式4-3-15も修正しましたので、御確認ください。 |
| 137 | サービス購入費の算出方法                             | 3    | 3 | (1) |     | イ  |      |    |      |      | サービス購入費A-2について、施設引渡後に支払うとしておりますが、施設引渡は想定される4施設全て(新体育館・屋内水泳場・体育館分館・外構)の引渡完了後でしょうか。または、各施設毎に引渡を行い、施設毎の購入費が支払われるのでしょうか。  | 新設施設(新体育館、屋内水泳場、その他関連諸室及び外構)の引渡完了後に事業契約書に定める方法により支払う予定です。                            |

| No. | タイトル                                     | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 138 | サービス購入費の算出方法                             | 3    | 3 | (1) |     | イ  |      |    |      |      | 割賦金利の基準金利について、割賦金利を確定する際の金利確定日は各施設の引渡時期が異なっている場合、確定日もそれぞれ設ける必要があるとの理解で宜しかったですか。   | 新設施設の引渡予定日は平成33年1月31日としています。                |
| 139 | サービス購入費A-3(割賦金利)<br>【入札説明資料別添資料1】        | 3    | 3 | (1) |     | イ  |      |    |      |      | サービス購入費A-3の基準金利について、当該金利がマイナス表示となった場合はマイナスとならない(ゼロである)旨を記載いただけませんか。<br>一般的に、事業者のキャッシュフロー上、割賦スプレッドと資金調達コスト(ローンスプレッド)のスプレッド差で生じた内部留保によって、各種費用(監査・税務費用、支払保険料等)などを賄うため、基準金利がマイナスとなった場合には、スプレッド差がなくなり、当該費用を賄うことができず、事業者による安定的な事業運営に重大な支障が生じるものと考えます。 | 基準金利がマイナスの場合には、基準金利がマイナスとならないことを基本として協議します。 |
| 140 | 別添資料1<br>「サービス購入費の算定及び支払方法等」             | 3    |   | (1) |     | イ  |      |    |      |      | 「基準金利」は、0%をフロアとするという認識でよろしいでしょうか。   | No.139の質問回答を参照してください。                       |
| 141 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等               | 3    | 3 | 1   | —   | イ  | —    | —  | —    | —    | 入札時における平成28年8月1日(金)の基準金利は公表されるとの理解で宜しいでしょうか。  | 貴見のとおりです。                                   |
| 142 | サービス購入費の算出方法                             | 4    | 3 | (3) |     | ウ  |      |    |      |      | サービス購入費C-3にて支払対象としている法人税等法人の利益に対してかかる税金及び税引後利益について、自由提案施設の損益に起因する税金等増減分も加味した金額を支払うとの理解で宜しかったですか。  | 貴見のとおりです。                                   |
| 143 | 別添資料1<br>サービス購入費の算定及び支払方法等<br>サービス購入費C-2 | 5    | 4 | (3) |     | イ  |      |    |      |      | 『概ね5年』と記載がありますが、以下のような設定も可能でしょうか。<br>例1)3年ごとの5区分<br>例2)8年、2年、5年といった変則区分   | 別添資料1 P6 4(3)イの表の区分を基に提案してください。             |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|---|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ   |
| 144 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>サービス購入<br>費C-1 | 5    | 4 | 3   |     | ア  |      |    |      |      | サービス購入料C-1(運営・維持管理費)の各回の支払額は、第1回から第60回支払まで同額とするとありますが、3(3)に第1期は使用料収入を控除しない額とするとありますので、各回同額ではなく、少なくとも第1期と第2期とでは各回の支払額が異なるとの理解で宜しいでしょうか。                              | 第1期(平成33年4月～平成35年3月)は使用料収入は県の収入となるため、使用料収入分を控除しない運営・維持管理費をサービス購入費として提案することも可とします。また、「様式4-3-9 運営・維持管理費の内訳書」においては、利用料金収入(E)の項目を新たに設けていますので、事業期間合計については、第1期の使用料収入は控除しないものとして計算して、様式4-2-2とも一致するようにしてください。No.30の質問回答も参照してください。 |
| 145 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等                   | 5    | 6 | 1   | -   | ア  | -    | -  | -    | -    | 設計・建設の対価(サービス購入費A)が物価変動により改定された場合、A-2(割賦元本)を増額されると融資団からの借入も増額しなければならず、事業性に影響を及ぼす恐れがあるため、増額分は施設引渡し後に一括でお支払頂けませんでしょうか。  | 原案のとおりとします。   |
| 146 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>水光熱費の対<br>価    | 6    | 4 | 4   |     |    |      |    |      |      | 「サービス購入費の～それぞれ同額とする」とありますが、水光熱費の使用は変動が生じるため、後述の「使用量における計画と実需の乖離による改定」で定める範囲での変動を許可いただけるということでしょうか。  | 光熱水費の対価については、別添資料P10～12のとおり改定を行います。   |
| 147 | 別添資料1<br>設計・建設の対<br>価(サービス購<br>入費A)の改定               | 6    | 5 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | 「改定の結果は、サービス購入費A-1(一括払い分)の変動分も含めて、すべてサービス購入費A-2(割賦元本)に反映させる」とありますが、割賦元本が変動することでファイナンスコストが発生するものと思料します。事業者側ではコントロールできない事項であり、ファイナンスコストも含めて貴県でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.171の質問回答を参照してください。   |
| 148 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>対象となる費用        | 6    | 5 | (1) |     | ア  | (イ)  |    |      |      | 「設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要な経費とする(建築工事、電気設備工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費など各種工事を含む。)」とは、直接工事施工に必要な経費となる建築工事、電気設備工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費を対象とするとの理解で宜しいでしょうか。             | P6の5(1)ア(イ)に記載のとおりです。   |
| 149 | 別添資料1<br>着工前におけ<br>る改定方法                             | 6    | 5 | (1) |     | ア  | (ウ)  |    |      |      | 1.5%を超える物価変動がある場合は、1.5%を超える部分だけではなく、1.5%分も含めてサービス購入費を見直す(例えば、物価変動が2.0%の場合は、概念図中の「a」は100.5%ではなく、102.0%)との理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。   |
| 150 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等                   | 7    | 5 | (1) |     | ア  | (エ)  |    |      |      | 主要な工事材料とは、本施設建設に必要な材料は全て対象とのことよろしいでしょうか。  | 「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)受注者向け運用マニュアル(平成20年8月1日 栃木県県土整備部技術管理課)」に示すとおりです。  |

| No. | タイトル  | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|---|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |   | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 151 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>需要変動に伴<br>う改定 | 9    | 5 | 3   |     | イ  |      |    |      |      | 「運営・維持管理の対価(サービス購入費C)は、～サービス購<br>入費Cの該当部分の増額または減額を行う」とありますが、該<br>当部分とは何でしょうか。需要リスクはC-1に限定して発生す<br>ると考えられるため、本項目はC-1に限定される理解でよろしい<br>でしょうか。   | 需要変動に伴う改定では、料金等収入の変動に伴う改定とな<br>りますので、サービス購入費C-1が該当するものとなります。 |
| 152 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>改定の計算式        | 9    | 5 | 3   |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 改定後のサービス購入費Cは、平成(N+2)年度以降とありますが<br>が、(N+2)とされる理由を教えてくださいませんか。(N+<br>1)として頂けないでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 153 | 入札説明書<br>別添資料1                                      | 9    | 5 | (3) |     | イ  |      |    |      |      | 「その他の事業」とありますが、これは、独立採算事業として実<br>施する「スポーツ用品販売・貸出業務」、「自動販売機運営業<br>務」及び「自由提案事業」を意味するという理解でよろしいで<br>しょうか。確認させてください。   | 貴見のとおりです。  |
| 154 | 「提案時の料金<br>収入見込み額」<br>の見直し<br>【入札説明資料<br>別添資料1】     | 9    | 5 | (3) |     | イ  | (イ)  |    |      |      | 「料金収入見込み額」については、貴県または事業者から申し<br>出があった場合に、供用開始の5年後及び10年後に協議を行<br>うこととしていますが、どのような見直しを想定していますでし<br>ょうか(例えば、直近5年間の利用実績を加重平均する、など)。  | そのときの状況による個別の判断となります。  |
| 155 | 別添資料1<br>(サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等)                | 11   | 5 | (4) |     | イ  |      |    |      |      | PFI事業の場合、まだ実施設計・建築工事されていない状況で<br>水光熱費の算出をする事は大変困難であり、予定した金額が<br>大きく乖離する可能性があります。その場合事業者には大きなリ<br>スクとなり事業の継続が難しくなります。本案件においては国<br>体により光熱水費の使用量も変化がある為、国体終了までは<br>県の負担とし、供用開始後から2年間は県の負担、3年目以降<br>から1年目と2年目のトレンドを基に事業者と県で費用を決定し<br>事業者が負担するとして頂けないでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |
| 156 | 別添資料1<br>使用量におけ<br>る計画と実需<br>の乖離による<br>改定           | 11   | 5 | (4) |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 供用開始後から2年目までの期間は国体開催期間であり国体<br>の諸準備や県の専用利用など事業者側では稼働率の予測等<br>主体的に行うことは物理的に困難であります。ついてはこの期<br>間の光熱水費の計画と実需の乖離による改定については増減<br>分の70%ではなく100%としていただき、加えて20%を超え<br>る増減分を調整の対象外とするという部分もご再考いただけな<br>いでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |                              |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|------------------------------|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ                          |
| 157 | 別添資料1<br>使用量における<br>計画と実需の乖離による<br>改定                              | 11   | 5 | (4) |     | イ  | (イ)  |    |      |      | 施設稼働前の現時点において、事業期間終了までの長期にわたり稼働率の予測を行うことは非常に困難であり、光熱水費の計画と実需の乖離リスクを事業者が主体的に負うことは過大なリスクであると思われます。たとえば、稼働後2年間の実績を基に水光熱費を見直す等の措置をご検討いただけないでしょうか。                   | 原案のとおりとします。                  |
| 158 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>使用量における<br>計画と実需の乖離による<br>改定 | 11   |   | 4   |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 入札時提案時の各年度の使用量を実際の各年度の使用量が上回った(下回った)場合に調整するとの記載がありますが、入札提案時の各年度の使用量の提案は様式集4-3-9運営・維持管理費の内訳書(2)光熱水費で行えばよいのでしょうか。現状当該様式には、一年あたりと事業期間合計値しかありません。                   | 備考欄に使用料の算出根拠として使用量を記載してください。 |
| 159 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>使用量における<br>計画と実需の乖離による<br>改定 | 11   |   | 4   |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 年度毎の調整ではなく、各四半期毎の調整としていただけないでしょうか。  | 原案のとおりとします。                  |
| 160 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>使用量における<br>計画と実需の乖離による<br>改定 | 11   |   | 4   |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 第一期の改定は提案時と実際の使用量の増加(減少)分の70%ではなく、100%としていただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。                  |
| 161 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>使用量における<br>計画と実需の乖離による<br>改定 | 11   |   | 4   |     | イ  | (ア)  |    |      |      | 「各光熱水費について、入札提案時の各年度の使用量を実際の各年度の使用量が上回った場合は～当該年度の使用量とする」「ただし、～この調整の対象外とする」とありますが、こちらの考え方は、入札提案時の各年度の使用量を基準とし、 $70\% \times 20\% = 14\%$ を上下限の調整限度とするということでしょうか。 | 貴見のとおりです。                    |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 162 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等<br>使用量におけ<br>る計画と実需<br>の乖離による<br>改定 | 11   |   | 4   |     | イ  | (イ)  |    |      |      | PFI事業の場合、まだ実施設計・建築工事されていない状況で水光熱費の算出をする事は大変困難であり、予定した金額が大きく乖離する可能性があります。これは事業者にとって大きなリスクとなることから、安全率を考える上で事業者が過大なコストを織り込んだ場合、その他の維持管理への予算配分が下がりサービス低下となる可能性があります。 | 原案のとおりとします。                                  |
| 163 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払方法等                                     | 11   | 5 | 4   |     | イ  |      |    |      |      | 供用開始から2年目までの実需を基に基準となる計画使用量(入札提案時の数量)を3年目以降を対象に見直していただけないでしょうか。<br>不要なリスク見合いの費用を見込まずに計画できるため低廉な提案価格とできます。  | 原案のとおりとします。                                  |
| 164 | 入札説明書<br>別添資料1   | 11   | 5 | (4) |     | イ  | (イ)  |    |      |      | 「3年目(平成35年度)から事業期間終了(平成39年度)まで」とありますが、平成39年度は平成47年度ではないでしょうか。念のため、確認させてください。   | 御指摘のとおり、事業期間終了(平成39年度)を事業期間終了(平成47年度)に修正します。 |
| 165 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費の算定及び<br>支払い方法                                     | 11   | 5 | (4) |     | イ  |      |    |      |      | 水光熱費の積算は現時点では算出が非常に困難であり、過大なリスクになります。第1期は県の負担とし2期の当初2年間程度を実費精算としてそれ以降、事業者と県の協議により決定するなど、検討出来ないでしょうか。   | 原案のとおりとします。                                  |
| 166 | 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い   | 12   | 6 |     |     |    |      |    |      |      | 消費税及び地方消費税率が変更された場合、当該変更率に応じて、サービス購入費が増減するとの理解で宜しかったでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                    |
| 167 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費A-1(一括払<br>い分)                                     | 2    | 3 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | サービス購入費A-1(一括払い分)5,000,000,000円は、第2条第17号のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味するとの理解でよろしいでしょうか。   | 消費税抜きの金額です。                                  |
| 168 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費A-1(一括払<br>い分)                                     | 2    | 3 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | サービス購入費A-1(一括払い分)の交付金は、社会資本整備総合交付金との理解でよろしいでしょうか。交付金相当額は実際の社会資本整備総合交付金が減額されたとしても、減額されないものと理解してよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。                                    |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|--|--|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |  | ローマ  |
| 169 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費A-1(一括払<br>い分)                           | 3    | 3 | 1   |     | ア  |      |    |      |      | 「提案による出来高見込の割合」を計算する際の「提案による実施設計及び建設工事費総額」とは、提案書の様式4-3-7における「設計業務費(A)の実実施設計費」と「建設業務費(建設工事費)(B)」の合計金額と考えてよろしいでしょうか。また割合を計算する際には、円単位(1円未満切捨て)で行うと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。  |
| 170 | 別添資料1<br>サービス購入<br>費A-1(一括払<br>い分)                           | 3    | 3 | 1   |     | ア  |      |    |      |      | サービス購入費A-1の年度ごとの支払額は、円単位で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 171 | 別添資料1<br>設計・建設の対<br>価(サービス購<br>入費A-1及び<br>A-2)の物価変<br>動に伴う改定 | 6    | 5 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | 「・・・改定の結果は、・・・すべてサービス購入費A-2(割賦元本)に反映させる・・・」とのことですが、サービス購入費A-2が増加したことに伴い発生する金利も負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 改定の結果は、基準金利の確定までに、サービス購入費A-2(割賦元本)に反映することを想定しています。基準金利の確定日以降の変動は、想定していません。 |
| 172 | 別添資料1<br>設計・建設の対<br>価(サービス購<br>入費A-1及び<br>A-2)の物価変<br>動に伴う改定 | 6    | 5 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | デフレーションが生じたことによりサービス購入費A-1(一括払い分)が減額した場合もすべてサービス購入費A-2(割賦元本)に反映させるとの理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 173 | 別添資料2<br>モニタリング及<br>び減額措置等                                   | 2    | 1 | 3   |     | エ  |      |    |      |      | モニタリングによる契約解除する前には、事業者による企業変更等の措置が取ることができるとの理解でよろしいでしょうか。  | P2 1(3)ウに記載のとおりです。   |
| 174 | 別添資料2<br>モニタリング及<br>び減額措置等                                   | 4    | 2 | (1) |     | ウ  |      |    |      |      | 貴県において中間検査を行う時期について、想定されている工程における時期、工種等についてご教示ください。  | 事業提案内容によりますので、現時点でお示しすることはできません。   |
| 175 | 別添資料2<br>モニタリング及<br>び減額措置等                                   | 4    | 2 | (1) |     | エ  |      |    |      |      | 貴県で工事の特に重要な工程と考える工程についてご教示ください。  | No.174の質問回答を参照してください。  |
| 176 | 別添資料2<br>定期の確認等  | 4    | 2 | (2) |     | イ  |      |    |      |      | 四半期報の提出期限は「当該四半期の翌月10日まで」とされていますが、四半期報はサービス購入費の支払根拠となるため、精度が必要と考えます。特に金額については運営事業者の決算数字との整合性が必要である点を考慮し、1月程度の猶予を頂けないでしょうか。                                   | 原案のとおりとします。  |

| No. | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|--|------|---|-----|-----|----|------|----|------|------|---|--|
|     |  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |      |   | ローマ  |
| 177 | 別添資料2<br>要求水準の未<br>達成による減<br>額                                 | 7    | 3 | (1) |     |    |      |    |      |      | 「サービス購入費の減額又は違約金の請求を行う」とありますが、貴県が「違約金の請求を行う」のは、事業契約第102条に該当する場合との理解でよろしいでしょうか。  | 貴見のとおりです。  |
| 178 | 減額又は罰則<br>点の付与<br>【入札説明資料<br>別添資料2】                            | 7    | 3 | (1) |     |    |      |    |      |      | 何らかの理由によりサービス購入費(例えば、D)の支払いが貴県から減額された場合でも、その他のサービス購入費(例えば、A～C)が一律に減額されるものではないという理解でよろしいでしょうか。   | 貴見のとおりです。  |
| 179 | 別添資料2<br>施設整備に係<br>る要求水準の<br>未達成による<br>減額                      | 7    | 3 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | 「なお、当該内容に係る運営・維持管理の対価もあわせて減額できるものとする」とございますが、これは施設整備に係る要求水準未達により計画していた維持管理範囲が減ったり、計画していた運営プログラムが実現できなくなった場合に、維持管理範囲の減少分、及び実現できなくなった運営プログラムに対応するサービス購入費を減額できる、という解釈でよろしいでしょうか。         | 御質問の場合も減額の対象としているものです。   |
| 180 | 別添資料2モニ<br>タリング及び減<br>額措置等<br>施設整備に係<br>る要求水準の<br>未達成による<br>減額 | 7    | 3 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | 違約金とはなにを想定するのでしょうか。また、「当該部分に係る運営・維持管理の対価もあわせて減額できる」とありますが、こちらは具体的になにを示しているのでしょうか。   | 前段については、例えば、実際の引渡日が引渡予定日より遅延した場合などに違約金を支払う等が考えられます。後段については、例えば、施設整備に係る要求水準が未達となったことにより、運営・維持管理業務の範囲や内容等が変更となったことに伴う減少分を減額する等が考えられます。 |
| 181 | 別添資料2<br>モニタリング及<br>び減額措置等                                     | 7    | 3 | (1) |     | ア  |      |    |      |      | 「当該内容に係る運営・維持管理の対価もあわせて減額できる」とありますが、施設整備に係る要求水準の未達に伴って、運営・維持管理業務が開始後に要求水準に沿って履行が出来ない状況の場合に減額されるとのことでよろしいでしょうか。  | 御質問の場合も減額の対象としているものです。   |
| 182 | 別添資料2モニ<br>タリング及び減<br>額措置等<br>減額算定及び<br>罰則付与のた<br>めの区分         | 7    | 3 | (2) |     | イ  |      |    |      |      | C-3はモニタリングの対象から外して頂けないでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 183 | 別添資料2<br>罰則点の付与<br>方法  | 9    | 3 | (2) |     | エ  |      |    |      |      | 「個人情報の漏えい」は罰則点が80点であり、48%の減額とかなり厳しい罰則となります。個人情報管理の重要性は十分認識しておりますが、例えばはがきの送付誤りによる1件の流出に対しても同様の罰則が適用になるのであれば、あまりにも厳しいペナルティとなります。実際の適用の際には、流出件数の多寡や原因(重過失の有無)等を総合的にご判断いただくと考えてよろしいでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |

| No. | タイトル                   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      |     | 質問内容   | 回答                                  |
|-----|------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|-----|--|-------------------------------------|
|     |                        | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | ローマ |  |                                     |
| 184 | 別添資料2<br>モニタリングの<br>方法 | 9    | 4 | (1) |     | イ  |      |    |      |     | 「事業終了2年前には・・・報告書を県に提出」とあり、次ページ<br>表中では報告書の提出時期が「事業終了後の1年前」と記され<br>ています。これらの報告書は同じものとの理解でよろしいでしょ<br>うか。 | 同じものです。「事業終了1年前」に修正します。             |
| 185 | 別添資料2<br>書類による確<br>認   | 10   | 4 | (2) |     | ア  |      |    |      |     | 施設状況調査報告書の提出時期に「事業終了後の1年前」と<br>ありますが「事業終了1年前」との理解でよろしいでしょうか。   | 表中の「事業終了後の1年前」を「事業終了1年前」に修正しま<br>す。 |